

令和4年第3回定例会

# むかわ町議会会議録

令和4年 9月21日 開会

令和4年 9月22日 閉会

むかわ町議会

## 令和4年第3回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (9月21日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	9
町長行政報告及び提出事件の概要説明	9
一般質問	15
大 松 紀美子 議員	15
伊 藤 恵 美 議員	29
栗 原 健 一 議員	32
奥 野 恵美子 議員	41
東 千 吉 議員	56
北 村 修 議員	62
散 会	81

### 第 2 号 (9月22日)

議事日程	83
本日の会議に付した事件	84

出席議員	8 4
欠席議員	8 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者の職氏名	8 5
事務局職員出席者	8 6
開 議	8 7
議事日程の報告	8 7
報告第 5 号の上程、説明、質疑	8 7
報告第 6 号の上程、説明、質疑	8 9
認定第 1 号から認定第 7 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	9 1
諸般の報告	1 0 2
同意第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
議案第 5 3 号から議案第 5 7 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
意見書案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
意見書案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
意見書案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 2
意見書案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 3
意見書案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 6
意見書案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 8
所管事務等調査報告の件	1 6 2
閉会中の特定事件等調査の件	1 6 2
議員の派遣に関する件	1 6 3
閉議及び閉会	1 6 3
署名議員	1 6 5

むかわ町告示第46号

令和4年第3回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年9月9日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和4年9月21日（水）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

不応招議員（なし）

## 令和4年第3回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和4年9月21日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
- 第 5 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	藤江伸	会計管理者	上田光男
総務企画課長	石川英毅	総務企画課参事	本間彰

総務企画課参	梅津 晶	総務企画課主	柴田 巨樹
総務企画課主	柝丸 直士	総務企画課主	菊池 功
町民生活課長	八木 敏彦	町民生活課主	菊池 恵美
町民生活課主	小坂 僚介	健康福祉課長	菅原 光博
健康福祉課参	今井 喜代子	健康福祉課主	高橋 佳香
健康福祉課主	熊谷 伸一	健康福祉課主	横山 貴仁
農林水産課長	酒卷 宏臣	農林水産課参	高木 龍一郎
農林水産課参	藤野 真稔	農林水産課主	飛岡 雅幸
経済建設課長	大塚 治樹	経済建設課参	江後 秀也
経済建設課主	山木 美幸	経済建設課主	佐藤 琢
経済建設課主	西村 和将	企画町民課長	吉田 直司
企画町民課主	伏木 允一	企画町民課主	長谷山 一樹
経恐竜ワールド戦略室長	加藤 英樹	経恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井 和彦
経恐竜ワールド戦略室主幹	太田 耕司	国民健康保険穂別診療所事務長	西 幸宏
教育長	長谷川 孝雄	生涯学習課長	佐々木 義弘
教育振興室長	藤田 浩樹	生涯学習課主	松本 洋
選挙管理委員会事務局長	石川 英毅	農業委員会事務局長	東 和博
農業委員会支局長	藤野 真稔	監査委員	数矢 伸二

事務局職員出席者

事務局長 今井 巧 主 査 酒 卷 早 苗



---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

開会に先立ちまして、平成30年9月6日に発生いたしました胆振東部地震から4年が経過しましたが、胆振東部地震で亡くなりました多くの方々の御冥福をお祈り申し上げ、ここで、議事に入ります前に、犠牲となられた多くの方々の御霊に対し、哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。

御起立をお願いいたします。

黙禱。

黙禱を終わります。

ありがとうございました。御着席願います。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

### ◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、三上純一議員、10番、小坂利政議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（野田省一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

さきに議会運営委員会委員長から、9月15日開催の第6回議会運営委員会での本定例会の運営に関わる協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

6番、佐藤議員。

〔佐藤 守議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、9月15日に開催しました第6回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第3回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は17件で、その内訳は、報告2件、認定7件、同意1件、議案7件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、認定第1号から認定第7号までの7件、議案第53号から議案第57号までの5件で、会期日程表に記載のとおりです。

なお、認定第1号から認定第7号までの各会計歳入歳出決算に関する決算審査については、議長及び監査委員を除く全議員で構成する令和3年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とすることで協議が調っております。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は9件であり、その内訳は、意見書案6件、その他3件であります。

意見書案についてであります。議員提出の意見書案については5件ありますが、うち3件は9月9日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号6番は、所管の委員会構成委員で意見書案第9号として、受理番号7番及び受理番号8番は、提出者が所定の賛成者をつけて意見書案第10号及び意見書案第11号として、それぞれ提出されております。

2件は、常任委員会協議会終了後に提出されたものであり、提出者が所定の賛成者をつけ、意見書案第13号及び意見書案第14号として提出されております。

また、陳情文書表の4件については、令和4年第2回定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

9月9日に開催されました所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号25番は所管の委員会構成委員で意見書案第12号として提出され、受理番号23番、受理番号24番、受理番号26番は全議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会から調査継続、または調査終了に伴う報告書が提出されております。

次に、一般質問については、8番、大松紀美子議員ほか5名から12項目の通告があり、その取扱いは通告どおりといたします。

今回の一般質問につきましては、博物館周辺エリア再整備基本計画、まちなか再生、防災について内容が類似しますことから、質問される方は質問事項が重複しないよう配慮願います。

なお、今回の質問において国政関連の質問が見受けられますことから、地方行政の範囲にとどめますようお願い申し上げます。

以上の審議案件数とその取扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から22日までの2日間としたところであります。

質問される方は議題外にわたることなく、要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策では、引き続き感染防止対策を徹底するため、議場内でのマスク着用、一般傍聴の人数制限、議席配置の一定間隔の確保、定期的な議場内の換気など各種対策を講じることとします。

次に、本会議場における服装ですが、クールビズの励行により、ネクタイの着用は自由とし、上着については議長の判断によることとさせていただきます。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、今期定例会につきましても、四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますのでお知らせいたします。

以上を申し上げ、令和4年第6回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から22日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から22日までの2日間に決定いたしました。

また、議会運営委員長から報告のとおり、新型コロナウイルス感染症防止対策として、議場内でのマスク着用、一般傍聴人の人数制限など各種対策を講じることとします。

また、議題外にわたることなく、要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御配慮をお願いします。

なお、説明委員の出入りも、議長権限で必要最低限において自由とさせていただきますので、御理解をお願いします。

---

### ◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第128号のとおりであります。

---

### ◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（野田省一君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、発言を許します。  
竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和4年第3回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、9月18日から20日にかけて日本列島を横断しました大型台風14号、日本全国に大きな爪痕を残しております。むかわ町におきましては、想定雨量よりも少なく、一時16メートルの風が吹きましたが、おかげさまで心配された被害はありませんでした。しかし、直撃を受けました九州地方での犠牲になられた方々へのお悔やみを申し上げますとともに、住家を含め、大きな被害を被り、被災された方々にはお見舞いを申し上げます。

北海道胆振東部地震から4年が経過しております。この間、御支援、御協力をいただきました関係各位に改めて感謝と御礼を申し上げます。復興への道のりはまだ道半ばではございますが、震災後、被災された方々の生活再建を最優先に、インフラの復旧、基幹産業に関わる施設復旧への支援、災害公営住宅等の整備、新たな防災拠点にも位置づけている消防署鵜川支署新庁舎の完成、さらには、まちなか再生への取組など、復興の道を進

めてまいりました。町がこれまで以上に力強く未来に向けて取組を進めていくため、引き続き町民の皆さんと力を合わせ、持続可能なまちづくりに努めてまいりたいと思います。

さて、提出事件の概要説明に入ります前に、行政報告としまして7点について御報告を申し上げます。

1点目は、JR日高線浜田浦駅の廃駅に関する件についてでございます。

JR日高線浜田浦駅につきましては、1959年（昭和34年）に地域の要望により設置された駅であります。しかし、乗車人員は平成28年度から令和2年度までの5年平均で約2人、令和3年度については1日平均が1人という、利用者が大きく減少している状況となっております。JR北海道は、アクションプランに基づく利用促進、経費削減による経営状況の改善に努めているところでありますが、経費削減の一環としてJR日高線浜田浦駅を廃駅したいとの申出があり、対象地区の自治会役員をはじめ地区住民に対する説明会を実施、このたび地元自治会と合意が調ったことから、来年3月に廃駅とするとの報告が先般あったところでございます。

町としましては、浜田浦駅が廃駅となるという結果は非常に残念ではありますが、地区住民の合意を経ての措置であることから、やむを得ない状況と判断をしております。

2点目は、東胆振1市4町の消防指令業務共同運用についてでございます。

119番通報を受け、出動を指令する消防指令業務について、指令システムを一元化することにより、設備費用のコスト削減などを目的に、昨年11月から胆振管内全11市町で消防指令業務の共同化に向け、協議を進めておりましたが、本年8月1日に設備規模や費用負担等をめぐり、西胆振の市町が離脱、胆振管内全体での共同化を断念することになりました。

しかし、その後、東胆振1市4町で協議し、定住自立圏の枠組みにより、実施することは互いに利点があるとの判断から、今月5日に消防指令業務の共同運用の合意について、マスコミ発表をしたところでございます。今後、各消防間で運用方法や設備の規模などを検討し、各市、町の費用負担も含めて合意形成を図り、2026年、令和8年4月の運用開始を目指してまいります。

3点目は、今年の町内における農作物の作況状況についてでございます。

今年の気象概況は、4月から好天に恵まれ、降水量が少なく、日照及び気温は平年並みに経過しました。6月下旬にまとまった雨が降り、7月においては気温が高く推移しました。8月に入ってから断続的に雨天が続き、8月15日から降り続いた大雨により、農作物や農地等に被害が発生しております。

農作物の生育状況についてであります。9月1日現在の胆振農業改良普及センター東胆振支所公表によりますと、水稻は平年並みで1日早く、大豆は3日早く、小豆は4日早く、てん菜は平年並み、サイレージ用トウモロコシは5日早い状況であります。

水稻は、8月上旬から大雨や9月7日に接近した台風11号の影響により、一部圃場で倒伏等があり、収穫作業や品質への影響が心配される場所です。農林水産省発表の8月15日現在の作柄概況では、北海道は平年並みとなっております。また、農協調査による稔実歩合は、鶴川地区93.5%、穂別地区92.9%でした。鶴川地区は平年と同程度ですが、穂別地区については平年よりも低い状況となっております。

秋まき小麦につきましては、春の好天によりやや早く生育し、作業が順調に進んだことから、収穫終わりが7月31日と平年より早く終了したところでございます。

大豆は、種が平年並みに終了し、その後も順調に生育は進み、平年に比べやや早くなっており、草丈はやや短いものの、さや数は平年より多くなっております。小豆は、出芽後も順調に生育しており、さや数については平年並みとなっております。

てん菜は、委嘱、直販とも生育は平年並みで推移しておりましたが、8月の降雨の影響により、根部の肥大が停滞している状況であります。今後の気温、降雨が平年並みに経過することにより、成育は回復するものと期待をしております。

バレイショは、成育が順調に進み、早いところでは7月下旬から収穫作業が始まっていますが、8月上旬からの雨の影響で収穫作業が例年よりもずれ込んでおります。品質は平年並みであります。単価は比較的高く推移しています。

次に、直近の各農協の農産物の取扱いについて、特徴的な事項をご報告いたします。

鶴川地区についてですが、春レタスは出荷量及び単価も平年並みで、計画対比93.3%で約2億4,400万円の販売実績となっております。

トマトにつきましては、育苗が順調に経過し、昨年より早い7月20日からの共選が始まりました。8月上旬からの長雨により、収量が減少した生産者もございましたが、全体的に出荷量も多く、単価も比較的高く安定しており、8月末の前年対比で120%となっております。

花卉につきましては、品質が良好で、市場の単価も比較的高く推移しており、前年対比で102.2%と安定している状況です。

一方、露地で栽培しているキャベツやブロッコリーにつきましては、8月の断続的な雨により、収穫時に腐敗している作物が多くあり、収穫量が減少している状況であります。

次に、穂別地区についてですが、カボチャは7月頃まで順調に生育しましたが、8月上旬

から雨の影響により収穫量が減少している傾向であります。7月下旬から出荷が始まり、10月中旬までを予定しており、単価は例年より高く推移していることから、今後の収穫量によっては計画販売額を達成できる見込みとされております。

カンロにつきましては、当初は順調に出荷をしておりましたが、2番花の着果が悪く、収量が減少しました。出荷終了は10月下旬までを予定しておりますが、計画販売額を達成できない見込みとなっております。

メロンにつきましては、全般的に生育が順調だったことから、初出荷は6月10日となり、単価は出荷初めから終わりまで高値で推移しましたが、一部糖度不足により、加工用が例年より多かったのが今年の特徴であります。共選につきましては、8月12日をもって終了したところです。

以上のことから、農作物の生育状況等につきましては、一部の作物で天候による影響を受けたものの、おおむね平年並みであることを御報告いたします。

4点目は、新型コロナウイルス感染症における第6回臨時会で報告した以降の本町の対応状況につきまして御報告を申し上げます。

本年8月は北海道内におきまして、1日当たり8,632人の感染というのが公表されるなど、過去にない高止まりの状況というのが続きましたが、9月に入り、感染者数は減少傾向となっております。

本町におきましても、8月には269名であった町としての公表者数が、9月は70名、これは9月20日現在でございます、と減少し、感染症の年代も10代以下が中心となっております。

公共施設の感染につきましては、鵠川地区ひまわり保育所において園児、職員の全員が濃厚接触者となり、8月に続き保育所を閉鎖したほか、児童の感染者数が多いことから、鵠川中央小学校の二クラスを学級閉鎖としたところでございます。

町職員の感染につきましては、職員1名が感染しましたが、公務上、町民の皆さんへの影響はなかったところでございます。

9月7日からは感染者の療養期間が短縮され、自宅療養中の感染者も条件つきではございますが、感染対策を講じることで、必要最小限の外出が可能となりました。9月8日には、国の基本的対処方針も変更され、感染症法上の措置につきましては、高齢者、重症化リスクのある者に対する適切な医療の提供を中心とする考え方に転換し、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固なものとした、ウィズコロナに向けた新たな段階への移行が表明されております。

町としましては、引き続き感染防止行動の徹底につきまして町民の皆さんに周知するとともに、状況に応じた迅速な対応、コロナ対策の変更などに関する情報提供にも努めてまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願いを申し上げます。

5点目は、むかわ町の人口動態に関わる社会増減の状況についてでございます。

震災後、人口動態は、平成30年度及び令和元年度は200人以上の減少となっておりますが、令和2年度からは100人台となり、減少幅は緩やかになっております。

社会増減の関係であります。転入転出につきましては、令和3年度で転出者が218人に対し、転入者が240人、これは外国人の方は除かれております、22人転出者を上回る転入超過の状態となっております。令和4年8月末におきましても、転入超過の状況というのが続いているところでもございます。これは、合併以降、初めてのこともとされております。

転入超過の状況を見ますと、生産年齢層であります60歳未満の転出者が減少しており、特に30代から40代の子育て世代につきましては、転入超過という状況となっております。震災後の住宅施策、子育て支援事業の効果の表れとも受け止めているところでもございます。この状況を一過性で終わらせることのないよう、今を大切に未来につなげていきたいと考えております。

6点目は、公立高等学校配置計画に伴う北海道穂別高等学校の動きについてでございます。

北海道教育委員会は、9月6日に公立高等学校の配置計画を公表いたしました。町として、地域にとっても誠に残念な穂別高等学校の令和7年度生徒募集停止というのが決定されているところでございます。この間、町では計画案が公表された際には、北海道教育委員会を訪問、地元への説明会の開催を要望し、地元の皆さん、保護者の皆さんからの御意見を聴取するための機会が設けられてきたところでございます。

また、地域の思い、保護者の皆さんの不安もしっかりと受け止めながら、改めて北海道教育委員会に出向き、今後も魅力ある高校の推進について、引き続きの支援と力添えというのをお願いしてきているところでもございます。

本町としましては、生徒の募集がある限り、引き続き生徒の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後、7点目は、ゼロカーボンシティ宣言についてでございます。

御承知のとおり、環境省では2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目指す旨、公表した地方自治体をゼロカーボンシティと定義しております。近年、世界中で異常気象が発生し、国内でも集中豪雨や巨大化した台風などにより、各地で甚大な被害が発生し、



私たちの生活基盤を揺るがす事態となっております。国や北海道では、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを宣言し、地球温暖化対策を重点施策に掲げるなど、脱炭素社会に向けた動きを加速化しております。

むかわ町では、町全体で取り組むべき二酸化炭素排出量の削減目標というのを設定し、その目標を達成するためのロードマップの作成と併せ、各種事業を進めております。年度内には、むかわ町地球温暖化対策実行計画を策定することなどを踏まえ、本日、お手元に配付の別紙のとおり、2050年までに二酸化炭素排出量ゼロを目指すゼロカーボンシティを本日ここに宣言することといたします。地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに町民の皆さん、そして、地域の皆さん、事業者の皆さんと一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上、7点を申し上げ、第3回定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

続いて、本定例会で御審議いただきます事件につきましては、報告2件、認定7件、同意1件、議案7件であります。

報告第5号 放棄した債権の報告に関する件は、令和3年度に放棄した債権の内容につきまして、むかわ町債権管理に関する条例の規定により報告するものでございます。

報告第6号 令和3年度むかわ町健全化判断比率等に関する件は、令和3年度各会計決算に基づく健全化判断比率等につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

認定第1号から認定第7号につきましては、令和3年度むかわ町各会計決算につきまして、地方自治法及び地方公営企業法の規定により関係書類を提出し、議会の認定に付するものでございます。

同意第6号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同意を求める件につきましては、本年9月30日をもって任期満了となることから、新たな任命につきまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第51号 工事請負契約の締結に関する件は、旭岡1号橋梁補修工事の契約につきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第52号 業務委託契約の締結に関する件につきましては、地域情報通信施設整備事業の契約につきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第53号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）、議案第54号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第55号 令和4年度むかわ町介護

保険特別会計補正予算（第2号）、議案第56号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）、議案第57号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）につきまして、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 町長の行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の大要説明を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（野田省一君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

---

### ◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（野田省一君） まず、8番、大松紀美子議員。

○8番（大松紀美子君） 一般質問をさせていただきます。

まず初めに、博物館周辺エリア再整備基本計画についてです。

2018年3月、博物館周辺エリア再整備基本計画が策定されました。しかし、その年の9月6日に北海道胆振東部地震が発生し、計画は一旦立ち止まることを余儀なくされました。そして、この4年間、甚大な被害を受けた町民の暮らしの復旧を最優先に取り組み、その後の復興計画やまちづくり計画、まちなか再生基本計画など、多くの町民の方々が参画し作成されましたことにまずは敬意を表したいと思っております。

そして、町が新たに示した復興の拠点となる社会課題解決型の博物館周辺エリア再整備事業、（仮称）むかわ町復興拠点施設等整備事業Ⅰは、博物館機能を維持しながら、想像的復興、創生の象徴となるまちなか再生との連携、調和を図り、複雑化、多様化する社会問題を見据えて、既存の公共機能に新たな視点を加えた未来志向型の施設整備を行うとしています。

また、潜在する地域課題を解決する仕組みとして、むかわ町復興拠点実証モデルを構築するために取り組むとされ、社会課題及び地域課題を解決し、日本のモデルケースとなるような復興の実現を目指す、その効果を町全域に拡大させ、震災からの復興を捉え直し、全国に発信するという誠に壮大な計画となっています。幾つかについて伺います。

①再整備基本計画の点検・検証結果はどのようなものでしょうか。

②新たな整備計画・（仮称）復興拠点施設等整備事業Ⅰの内容について。

③総事業費と財源の考え方について。

④住民合意の考え方について伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 博物館周辺エリア再整備基本計画についての御質問に御答弁をさせていただきますかと思っております。

まず、点検・検証結果についてでございますが、この間、博物館周辺エリア再整備基本計画におきまして寄せられている町民の皆さんからの御意見、さらには第2次まちづくり計画の策定、まちなか再生基本計画の策定におけるまちなか再生プロジェクト等での議論、そして、博物館に求められる役割の変化、先ほど大松議員も触れられておりました、この間の目まぐるしい社会情勢の変化を総合的に勘案しながら、また、東日本大震災からの復興のノウハウを持っている地域力創造アドバイザー、そして、民間視点を持つ地域活性化起業人等々の御助言を参酌しながら、この計画の点検・検証を行ってきたところでもございます。

そのような中で、今回は従来型の博物館単体の施設整備にとどまらず、現段階で時代の要請を受けた社会課題、そして、地域課題の解決を図っていくためにも、穂別市街地一帯を対象エリアと捉えながら、新しい視点の、そして、新しい発想で、時代のニーズに対応したスピード感のある横断的な事業の取組が必要であると、これを判断しながら検証をしてきたところでございます。

次に、むかわ町復興拠点施設等整備事業Ⅰの内容についてでございます。

検証を踏まえて、震災からのこれからにつなげていく創造的な復興・創生の象徴となるまちなか再生と連携・調和した社会課題解決型の施設整備を実施するとともに、潜在する地域課題を解決する仕組みとして、むかわ町復興拠点実証モデルというんでしょうか、これを構築を目指しながら、穂別市街地において博物館機能、さらには図書館機能、コミュニティ拠点機能など、こういったものを包含した事業展開というのを描きながら、その成果をむかわ町全域と、これに波及できるようつなげていきたいと考えているところでもございます。

事業化に当たりましては、本定例会において基本設計費用の補正予算をこの後、提出させていただいているところでもございますが、公募型プロポーザル方式による最適提案者からの具体的な提案というのを受けながら、具現化というのを進めていきたいと考えております。

次に、総事業費と財源についてでございます。

全体事業費につきましては、平成30年3月策定の博物館周辺エリア再整備基本計画を基本

とした中での検証が行われております。そこをベースに社会課題、地域課題の解決を含めた上で、C案の事業費というのを一つの目安にすることにより、全体事業費の圧縮というのを図っていきたいと考えております。

なお、想定される財源につきましては、今ある優位な状況の中での活用期限というのが迫られております。合併特例債、これを中心としながらも、最適提案者からの提案を受けた中で、これまでも苫小牧地方の総合開発期成会等々でもいろいろ要請等を行ってきているんですが、様々な活用が可能とされる交付金だとか、あるいは企業版ふるさと納税等の活用を図り、町の財政負担の圧縮というのを前提として考えていきたいと思っております。

次に、住民合意の考え方についてでございます。

この間のまちなか再生プロジェクト等を中心とした議論、これを基にしながら、本事業についての目指す姿を描いておりますが、本事業の概要案につきましては、先日のまちづくり計画委員会、さらに地域協議会についても、現段階の案というのを御説明をしているところでございます。

今後におきましても、本事業におけます基本設計業務につきまして、最適提案者というのが決定し、具体的な内容をお示しできる段階におきまして、博物館協議会、さらに図書館協議会、まちづくり委員会、地域協議会といった公的機関を中心とし、さらに、住民の皆様方にもお知らせをさせていただくなど、できるだけ丁寧な対応に努めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） この件につきましては、先日、8月29日の議会の全員協議会という形の中で詳しくお聞きしました。ですから、本来の正式なというとおかしいですけども、今日が初めて、既にまちづくり委員会とか、地域協議会の方々にはこの計画をお知らせしたということですけども、町民の皆さんにお知らせする機会は今日が初めてだというふうに思っておりますので、より丁寧な、今、町長の御答弁だけでは何のことか分からないというような方々もたくさんいらっしゃると思いますので、今日は8月29日にお聞きした中で、私がちょっとよく理解できないことだとか、心配なこととかありますので、お伺いしておりますので、御承知おきください。

それで、点検・検証のまとめの中で、エリアを拡大し、新たなエリアデザインをすることとしているが、整備する拠点施設、博物館において、地域課題の全てを解決することは困難なことが想定されるということをおっしゃっているんです。町長もおっしゃっていましたけ

れども、資材費や原材料費の値上がりで、工事費C案14億8,000万円というようなことがC案では示されていたんですけれども、引き続き物価高騰しているけれども、建設コストの削減に努めるとおっしゃっているんです。

しかし、私、考えて、博物館のみならず、もういろんなことをスペース、例えば、むかわ竜の展示ができる展示スペースのほかに、図書館機能とか、カフェ、飲食、ミュージアムショップ、そして、指定緊急避難場所の活用ができる、そういう施設整備を目指すということをおっしゃっているんですよね、この中でね。そうすると、単純に考えて、そのC案の14億8,000万円の予算を目標としながら、それをさらに削減していくということが、どうも私の中ではつながらないんです。その辺の根拠、何からそういうことが言えるのかなというのが、様々なプロポーザルで提案された中で、いろんなほかの財源も活用するということが見込まれるということがもう分かっているらして、そんなふうにおっしゃっているのか、まず、ちょっと順番こう行き来するかもしれませんけれども伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 総事業費と財源の関係で改めてということのお尋ねかと思います。

今回のまちなか再生、ちょっと繰り返しますけれども、事業エリア一帯の整備ですと、穂別地区全体の整備ですと、そして、その拠点とされる新たな博物館の求められる位置づけ、こういったところから、当時と現在の、大松議員も前回、私も触れましたけれども、物価高の関係等々から、4年前の規模、そして、機能というのをそのまま建設しても、大丈夫なのかというふうなことも含めてですね。加えて、今回、まちなか再生の事業エリアに内包され、その拠点としての新たな、今、求められている博物館の整備とされているところでもございます。

そのため、一定の財源の目安というのは、これ基本設計発注する際にも必要とされているところでございます。事業化を図る前段での可能な限りの事業費の、まず町として圧縮を図っていくんだと、要するに、博物館を含む今回のまちなか再生エリアを一体とした事業費を当時のまずは最も低廉なC案約15億円、総事業費の15億円というのを目安としながら、さらに、そのうち実質町負担、実質で町なんぼ払うんだといったところも頭に描きながら、これを上限とした中で、御理解いただきたいのは、今回の事業費の目安とした額というのは当初、博物館周辺のみで予定していた額は間違いないです。

しかし、今回は、その事業費枠で新たな博物館拠点施設とともに全エリア、対象エリアを、繰り返しますけれども、まちなか再生に関わる提案募集事項、具体的にはこれからになるか

と思います、募集事項を整えていくことを目指しているところでもございます。これは議員御承知のとおりでございます。そのこと自体がまず町の姿勢として、基本設計発注前段においての町としての事業費圧縮の観点と捉えていただきたいと思います。

なぜこの額なのというところになるかと思いますが、これはやはり町としても最小限の圧縮になったケースというのも想定しなければなりません。最大限の圧縮で方向性としてはこれから取組進めますけれども、最小限の圧縮というケースも想定しながら、その予定される財源、これが最小限だったよということも踏まえながら、最大限の15億円という中で今回の取組を進めてほしいということで、それは先ほど申しあげました実質町負担、今考えておりますのは、町負担として最高でも5億5,000万円、15億円のうち5億5,000万円、こういったところを上限としながら、先ほど大松議員も申しあげましたように事業費の圧縮と、それと、取り巻くもののコスト削減、徹底していききたいと考えております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 初めて町負担が幾らになるかということをお聞きすることできたんですけれども、何回も言いますけれども、やはりC案の最大14億8,000万円、それが本当に、その範囲の中で、じゃプロポーザルで最適な提案がされたと、しかし、それがどう考えても博物館だけ整備するわけじゃないですから、それで果たして14億8,000万円の中でできるとは私は思えなかったんです。でも、はっきりと町がそれ以上は上げないよと、最大15億、その中で圧縮できるものもあるかもしれない、それはどうやってできるかというのは私の想像では超えていますから分かりませんが、町長がはっきり15億、そして、町の負担は5億5,000万、最高でということからはみ出さないと、これは中期財政計画もこの前出ていましたけれども、その範囲内での借金をしていくというふうなことになるのかと思うんですけれども、そういう立場でこれはやっていくと。

これから仕様書を作っていくとおっしゃっていましたが、その辺もやっぱりきちんと明らかにしてプロポーザル提案をしていくということによろしいんですね。もう一度確認させていただきますけれども。

○議長（野田省一君） 竹中町長。もう一度マイク押してください。

○町長（竹中喜之君） 今、御質問、確認があった事項については、最適適任者にそのような形で求めていければなと思っております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） それから、点検・検証のまとめの中で、博物館には、さっき私も述

べましたけれども、指定緊急避難場所等の活用ができるものも盛り込むと、そのほかに自主事業も実施できる内容を提案すると、だから、民間の方が様々な事業をその中でやっていくということだと思うんですけれども、その中でこんなことを書かれているんですよね。その中の業務内容の必須提案内容としては、地域住民の健康増進及び安全安心な生活を確保する機能（既存公衆浴場の再整備）、緊急避難場所、防災備蓄スペースの創出などが盛り込まれているんです。私はこの、例えば、公衆浴場の再整備なんか見ても、じゃこの博物館の中にできるとは思えないんです。そうすると、単純に鶴川地区のような、四季の館のような、ああいう総合的な施設を別に造るということを考えているのかなというふうに思って何回も読んでみたんです。この点についてはいかがですか。

○議長（野田省一君） 加藤室長。

○経済恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 私のほうから今の質問にお答えをしていきたいと思っております。

事業計画のほうで書かれております、今日は用意しておりませんが、議員がおっしゃいました多機能の部分でございます。特に、公衆浴場はどのようになるんだろうかということでございますが、これは、どのような最適提案者が事業計画を持ってくるかは今まだ当然不明なんですけれども、おっしゃっているとおり、例えば、四季の館のように一つの建物の中にいろんな機能が入っていることは想定はされます。

ただ、周辺エリアが穂別市街地全体にということございまして、場所については、我々博物館については、今は廃止されましたけれども穂別地球体験館の跡地が最適だと考えてございます。ただ、エリアを拡大したことから、ひょっとしたら公衆浴場がそこを離れて建設されることもあるかもしれません。これは提案状況でございますので、何とも言えませんが、取りあえず私どもは、仕様書の中には既存のエリアを最大限活用するというのを申し述べておきたいと思っておりますので、あくまでもそこを中心としながらという状況で考えてございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 非常に曖昧で分かりづらいんですけれども、どういうことですか。博物館は今の場所で、地球体験館解体しますよね、C案というのはあそこに展示施設を造るという計画ですよ。だから、そもそもC案というのは、たまたま一番予算少ないC案で提案していますけれども、これは町長に聞いたほうがいいんだと思うんですけれども、C案で提案しているけれども、あそこの設計図、どこに何を置くかという設計図がC案の中にあり

ましたけれども、あれもないものとする、あれも全部、あの内容も含めてプロポーザルで提案するというのでいいのかということと、町は、加藤さんはどうなのかなとよく分からない答弁だったんですけども、要するに町の考えってあるでしょう。

町はあそこに、あの博物館はあそこにあのまま置いておくんだと、そういう確固たる意思みたいなものってないんですか。その提案者によっては、博物館をあつ場所じゃなくて、ほかの場所に移すということもあってもいいと思っているんですか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 何度も申し上げますけれども、基本設計業務の中で、その配置の在り方、例えば博物館をどうなんだという、最適はどこなんだということですけども、大松議員も御存じのとおり、プロポーザルというところが発注者と提案者、この共同作業とされるかと思います。

それと、基本とされるC案のベースというんでしょうか、検証されたものをベースにしなが、具体的に今の時代にマッチした、それと、盛んに言った社会課題だとか、地域課題、そして、プラスアルファを入れられる、全部が全部賄い切れないのはもう事実かと思いますので、ただ、お風呂が今どこが最適な場所なのかといったところも、あのエリアを通して、今後、最適任者等決まった段階でお示しできるかと思いますので、今の段階でここがどうですかというのは、博物館の位置は、博物館周辺エリアに建てるよというところは御理解願いたい。要するに、規模というよりも、機能だとか、あるいは思考だとか、整備ビジョンというのこれから求めていくところでもございます。規模に限らない。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 周辺エリアですからね、そういったものも今、町長おっしゃいましたけれども、公衆浴場は博物館により近い場所、そのエリア内で整備するというふうなことで、町の考え方としてはそういうことでいいんですか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 博物館と一体になるかどうか、そして、接近しているかどうか、これは別にして、今回の事業対象エリアの中での扱い、エリアというのがまちなか再生ですから、穂別市街地全体というのを含んだ中の、要するに活用の周遊性だとか、動線的にどうなのかといったところも含めて、効果を高めた場所に配置することが最適かと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） ここに地図あるんです。確かにほべつの湯は基本計画の対象区域外



にあるんです、ほべつの湯というのは。

○8番（大松紀美子君） ごめんなさい、分かりました。その辺も含めて提案していただけたらということだということですね。分かりました。

それから、今の博物館の入館料というのは、博物館法が改正されて、要するに今までの、堅苦しいといたらおかしいですけども、いろいろ定められた規制というものが取り払われて、例えば、入館料にしても引き上げるということも可能になったということと捉えているんですけども、現在の入館料は、小学生未満が無料で、小学生から高校生まで100円で、大人は300円、毎月町民無料の日を設けているという形なんですけれども、当然、稼げる博物館みたいなこともおっしゃっていましたから、こういうことも含めて、仕様書の中には、そういうことも町としてはやむなしだということも含めて考えていらっしゃるんですか。

○議長（野田省一君） 加藤室長。

○経済恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

博物館の入館料につきましては、設管条例という、いわゆる条例で入館料定められておりまして、その値上げについては皆さんの、議会の御承認をいただかなくちゃいけないのは当然のことでございます。ただ、よく最近の施設は幅のある活用ということで、例えば1,000円以内とか、そういった条例案とかも考えられるのかなと思っております。

ここで言う稼げるというのは、現在も小さく行っておりますが、ミュージアムショップとか、カフェとかを併設することで入館料はそのまま、ほぼ皆さんが利用しやすい料金を設定したいと思っておりますし、そのほかの分野で稼げるところを演出していただけるような提案を望んでいるところでございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） それから、この事業の提案の中で、そのお風呂の問題もそうですけども、こういう問題が書かれているんです。買物や交通弱者対策の実証試験、早期実施というようなことも書かれているんですけども、これは一の事業の中で、具体的にどんなふうに取り組んでいこうというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 私のほうから、買物弱者の関係の御質問かと思われますので、回答させていただきます。

こちらの復興拠点周辺のプロポーザルに関して、そのプロポーザルの提案者がどのような提案をしてくるかによっても異なってはきますが、まちなか再生検討委員会でも検討されて

きました、今、穂別地区で解決をしなければいけない重点の課題にもなっております。この課題を仕様書のほうに取り入れて提案していただく、この先ほど大松議員からお話のありましたエリアデザイン、青い枠の大きなエリア、あのエリアの中でどこがよいのか、これは提案者によって場所が異なってくると考えられます。博物館の近くなのか、もっと商店街の近くなのか、それも全てエリアデザインとして提案していただく内容になっております。

あとは、買物弱者に関しての問題を解決する策、こちらのほうも提案者のほうから出されてくる、そちらのほうを期待している考えになっております。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 要するに、例えば、お店を出してもらうだとか、見えないんです、私の中では、具体的に。お店建ててくれるのとか、そんな感じにしか私の中では思えないんですけれども、町としてこの社会課題、地域課題の解決の中にこれを入れたってことは、やっぱり想定するものってあったと思うんですよね。それがどういう想定になって、こういうふうになったんですかということを知りたいんですけれども、提案して向こうがどんなふうに言ってくるか分からないからと言うんじゃ、もう何にも言いようがないんですけれども、町としてこれを書いた以上は、こんなふうになったらいいなというものがあるって提案しますよね、普通。それを聞きたいんですけれども。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 町といたしましては、買物弱者に関しても課題、こちらはまちなか再生の委員の方から、両地区から提言をいただき、まちなか再生基本計画というものが出来上がっております。この基本計画にのっかって、その穂別地区の買物弱者の関係に関しましては、引き続き地域の組織を構築するための町賄い会社的な組織が必要ではないか、そこが運営管理が必要ではないか、こういうスーパーを設けるのが必要ではないか、そちらのほうで議論されております。当然、私たちは、町は、そのまちなか再生検討委員さんから提言された内容を重点課題として今回のプロポーザルの仕様にも入れていく考えでおります。

あくまでもプロポーザルでの提案者がどのような形で提案してくるかということが、私たちの求めているものに近い方が採用されるという考えだと私は思っております。当然、各提案者によっては、一つの建物で大きく複合で来るのか、それとも、エリアデザインで各場所に異なった形でデザインしてくるのか、そこら辺を私たちは期待しているところです。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） いろんな町が仕様書を書いて、こういうことを望んでいますということを書いて、じゃそのプロポーザルでこういう盛り込んだものを提案してくださる方がいるかどうか分からないみたいなこともおっしゃっていましたがけれども、穂別地区の課題解決のためには、こういうものを外すことはできないわけですから、それはこれ盛り込んであるということは分かるんですよ、理解できるんですけども、それがどうやってこの全部の、一の事業の中で解決できるんだらうと私の能力ではちょっと及ばないものですから、町としての考えがあったらというふうにお聞きしているところなんですけれども、分かりました。

当然、これはプロポーザルで提案して、それが、実施計画までの間が4か月しかないんです。もし、プロポーザルがこの案がいいと採用されて、そして、実施設計、納品から実施設計までが4か月なんです。それで、先ほど町長は、住民合意については、まちづくり計画委員会、地域協議会等に事前に話したよというふうなことをおっしゃっていましたが、その中で出た御意見がどんな御意見だったのかと、それから、やっぱりこれは公的な部分から始めて、町民皆さんにもというふうなことをおっしゃっていましたが、やっぱり震災の復興のこんなふうな姿で私たち頑張っていますよということ全国へ発信したいというふうなお考えなんですから、やっぱり町民全体がこの計画、事業を理解して、やっぱりバックアップしてもらわなきゃならないことだと思うので、その辺のことはしっかりやっていただきたいと思っているところなんです。

それで、取りあえず、まちづくり計画、地域協議会の方々に提案されたということですけども、どんな意見があったんでしょうか。

○議長（野田省一君） 栃丸主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 私のほうから、まちづくり委員会での説明、結果についてお答えをさせていただきます。

まちづくり委員会のほうでは特に資料提供はせずに、現段階の今、状況の説明ということで、次回のまちづくり委員会で資料を提供して詳細に説明するという説明でしたので、そこで、じゃ特に疑問点とか、意見というのは出たかと言われれば、取りあえず前回については出ておりません。次回以降になると考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 私のほうは、地域協議会穂別地区のほうで委員の皆様議員

の全員協議会にお示しされました資料をお見せしながら、御説明をさせていただきました。その委員の皆様から御意見は、大変興味を持って、私たちが求めていたのはそういう穂別地区の全体的な課題、こういう解決をするための基本計画というのを求めていたんだという委員の方もおられました。そのほかに、こういう提案が出てくるのを私たちは待っていた、あとは、このような課題を一つ一つの課題を言葉で、そこを何とかしてほしいという願いのお話が出ておりました。

以上です。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 住民の皆さんへの合意形成等についての基本的な考え方でございますけれども、議員御存じのとおり、最高法規の、むかわ町にはまちづくり基本条例というのが既に制定されております。復興拠点の施設等の整備事業Ⅰ、この現在までの取組経過、あるいは、今後においてもまちなか再生というのを円滑に実施していくんだよということにおいて、必要に応じながら住民皆さんへの意識の共有、さらには、事業への参加の契機としても、可能な限りの情報提供と共有化に努めていきたいなど。と同時に、議員が先ほどお話しされた、これはあくまでも復興の具現化の一助でございます。これまでいただいた支援というのを力に、力を形に、感謝の意を込めて、それこそ一つの実証モデルとして皆さんに発信をしていければなど、そのためにもエリアの価値最大化というのを目指していきたいと考えております。

○議長（野田省一君） ここで、換気のため暫時休憩いたします。

再開は11時30分とします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大松議員。

○8番（大松紀美子君） 実は2015年の11月に、議会として、むかわ竜が発見されて、どういったまちづくりをしていったらいいんだろうかということで視察に行きました。群馬県の神流町と福井県の恐竜博物館、丹波市の恐竜化石工房などを回ったんです。町長も御存じだと

思うんですけれども、その中で、群馬県の神流町というところが人口が、今はちょっと減っているのかもしれないんですけれども、人口が約2,100人の町で、恐竜の里ということでいろいろ恐竜センターに展示だけじゃなくて、売店、食堂、加工施設、キャンプ場、化石発掘体験など、もう本当に総合的なものをつらえて、その人口2,100人の町に年間3万人も観光客が訪れているよというところを見させていただきました、その当時。

それらも含めて、その後の博物館周辺エリア整備のことで議論に私たちも生かしていただけたんでないかなと思っております。今回、4年の期間があったんですけれども、この穂別の町をこの神流町のような、いろんなものを整えることによって観光客が来てくださって、穂別の町が、過疎の町が栄えていくことにつながればいいなというふうに私も思っておりますので、その辺でプロポーザルで提案がないかもしれないみたいなお話も先日、町長していただきましたけれども、私はそういうものによい提案があることを期待しているところです。

もし、町長その神流町のことで御答弁があれば伺いますけれども。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 私も神流町2回ほどお邪魔をして、当時からの担当者の方ともお話もさせてもらっていますし、議員御存じのとおり、今、神流町からむかわ町にゴビサポートという恐竜関係の関連会社というのをこちらでお仕事をしていただいているところですし、その社長も、今回、古生物化石のほうの今年度、何か大きな賞をもらったというふうなお話も聞いているところでもございます。

神流町とむかわ町の形態がどうなのかということは別にしても、恐竜化石という一つの世界に価値を発信するというんでしょうか、こういったところを生かしながら、人の流れをもっともっとお互い意識していこうじゃないかという、日本恐竜協議会のメンバーでもございますし、ですから、理想としては1万人が1回来るんじゃなくて、1,000人の方々が1,000回来られるような、しっかりとした施設構造になる、あるいは、まちなか構造になるように、町としても努めていければなと考えているところでもございます。

あわせて、前回の全員協議会でも触れさせていただいたかと思うんですけれども、博物館を一つの拠点としております。形態は変わっても、穂別博物館の持っている命をつなぐというんでしょうか、こういったテーマはしっかりと大事にしていきたいなと思っておりますし、穂別博物館ならではの古生物だとか、あるいは、自然史博物館というんでしょうか、こういった生物多様性の保全だとか地球環境、この際でございますから、こういったところについても楽しく学んで、学んで学習するというんでしょうか、こういうふうな持続可能な未来、

この辺を求めていければな、この辺を支点にしていきたなと考えております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 次の質問に移ります。

2つ目には、鵜川斎場についてです。

鵜川斎場の外装を改修する考えはないか伺います。亡くなった方を見送る場所、遺族の方々の心情に配慮した景観、しつらえにしていきたいという、これは町民の皆さんからの願いです。

○議長（野田省一君） 八木課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） それでは、私のほうから鵜川斎場の外装改修について御答弁をさせていただきます。

斎場は、町民の生活にとって必要不可欠な施設であり、その機能を絶えず維持する必要がございます。そのため、年次計画を立て、計画的に適切な修繕、維持管理に努めているところでございます。

御質問の外装の改修につきましては、現段階では計画はございませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 外装、多分御覧になったと思うんですけども、かなり色合い的にちょっと汚れると目立つような色合いになっておりまして、町長も御覧になったかなと思うんですけども、やはり人生最後見送るといふかな、そういう町民の方々にしてみると、もうちょっと何かちょっと、明るいというのはおかしいですけども、そういうあつらえにしていきたいというのが願いですから、これはどれぐらい塗装するとかかるか分かりませんが、ぜひ早急に計画の中に組み込んでいただきたいという考えですけども、もし、あそこを外装を、いろんな種類によるでしょうけれども、どういうやり方をしたら幾らかかるかとか、でも、大体どのぐらいお金が必要なものですか。

○議長（野田省一君） 八木課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） むかわ町の場合は、合併後に鵜川と穂別両地区に斎場がございまして、建築年数のほうは両方とも平成2年度でございまして、31年が経過しているところでございます。先ほども言いましたけれども、斎場のほうは町民生活にとって必要不可欠だということで、そのため、火葬炉のほうは毎年点検を行って、火葬炉のほうを優先的に修繕等を実施して、施設の長寿命化を図っているところでございます。

議員御指摘の外装の汚れのほうは、付着しているということは認識をしてございます。高圧洗浄等をすることも考えられますが、外装が劣化がちょっとひどく予想されるものですから、技術的な方法は建築サイドのほうと相談しないと進められないかなというふうに考えているところでございます。

また、建築後30年以上経過しているということで、今年度のまちづくり計画の中で、5か年計画のほうに頭出しをしたいというふうに今、考えているところでございまして、まだざっくりな概算でございますが、外装を塗装した場合は500万円程度かかるかなというふうに考えているところです。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） この500万円のお金が多いか少ないかというのはいろいろ議論のあるところだと思うんですけども、やはり生きることと死ぬことと、人生で人間必ずそういうことに関わっていくわけですから、町長ここは500万円ですよ500万円、やりますと言えないでしょうか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今、執行方針にも書かせていただいておりますけれども、公共施設の総合管理計画、何かおかしいことがありましたか。これが今、各施設の公共施設のこれからの持続可能な施設の在り方というところで、大きな中で各施設ごとに今、取組を進めているところなんです。

そして、今現在、大松議員の今回の提案、こういった外装の視点というんでしょうか、斎場以外にもいろんな公共施設での外装というのも宿題とされているところも多々ございます。しかし、先ほど言った、皆さんの御意見というのもしっかりと今日、提案ということを検討課題の一つとして捉えさせていただく中で、今後に向けての維持管理の中に内包していければなと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） ほかの公共施設ですよ。確かに生きていらっしゃる方がお使いになる場所ですから、それはそれで大事ですけども、やはり斎場というのはまた特別な意味がありますので、そこをしっかりとお考えいただいて、町長の一声でこれは進むことだと思いますので、よろしく願い申し上げて質問を終わります。

ありがとうございました。

◇ 伊藤恵美議員

○議長（野田省一君） 次に、2番、伊藤恵美議員。

○2番（伊藤恵美君） 第3回定例会に当たりまして、通告に基づき、順次一般質問させていただきます。

私からは、墓地の給水管理について質問いたします。

穂別地区にある墓地は、町が管理するものと自治会が管理するものがありますが、お盆の時期には、町の管理する墓地には給水タンクが用意され、墓参時に大変有用と聞いております。一方、自治会が管理する和泉地区の墓地には、給水施設もなく、不便な状況にあります。高齢化に伴い、墓参前の清掃時、墓参時の重たい水の運搬は容易ではなく、地区の利用者、地方からの参拝者からも給水タンクを要望する声があります。

今後、お盆やお彼岸の時期に、和泉地区の墓地にも給水タンクを設置することはできないでしょうか。

○議長（野田省一君） 藤江支所長。

○支所長（藤江 伸君） 墓地の関係につきまして答弁をさせていただきます。

穂別地区には、町が管理する墓地が4か所、寺院が管理する墓地・納骨堂、これが4か所、自治会が管理する墓地が2か所ございます。和泉地区共同墓地につきましては、町が管理する墓地ではありませんので、御理解をお願いしたいかと思っております。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） では、どのような段階を踏むと検討していただけるのかを教えてください。

○議長（野田省一君） 長谷山主幹。

○企画町民課主幹（長谷山一樹君） 私のほうからお答えさせていただきます。

今現在、地域の自治会からは特に要望等は伺っておりませんが、個々の修繕を含めまして自治会より要望があったものについては、その都度、対応できるかどうかを含めまして協議していきたいと考えますので、御理解をお願いします。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 1点補足させていただきます。

現在、町内で自治会が管理する墓地は、和泉地区のほかに稲里地区の2か所であります。どちらも給水施設がありません。調べていく上で、なぜ和泉、稲里地区のみ自治会管理なの



か、私が調べた限り、慣例によりということで明確な理由が分かりませんでした。町のほうで理由を把握していれば教えてください。また、今後、両地区も町の管理として公平な施設設置の意思があるか教えていただきたいです。

○議長（野田省一君） 長谷山主幹。

○企画町民課主幹（長谷山一樹君） 私のほうからお答えさせていただきます。

和泉共同墓地、稲里墓地につきましては、町の管理条例に載っていない墓地であります。従来より地域の方が管理してきたもので、今後においても同様の管理を地域の自治会の方が行うこととなっておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 勉強不足で申し訳ないのですが、管理条例に載っていないということで、今後も町の管理には絶対ならないということでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷山主幹。

○企画町民課主幹（長谷山一樹君） 町の管理の条例に載っているのは、墓地埋葬に関する法律制定後に新たな墓地として新設した墓地を町の管理条例で管理している状況です。稲里、和泉地区につきましては、その法律前からある墓地でありまして、一応みなし墓地という形で扱いはなるんですけれども、これは従来より、先ほども申しましたとおり、地域の方々が管理してきたもので、今後においても地域の方々に管理していただくというのが基本になります。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 和泉地区も稲里地区も人口のほうがかつだん減っておりまして、自治会費等もちよつと予算のほうがかどうかという状態になってきておりますので、できれば町のほうでタンクのほうを用意していただけるとありがたいなと思います。できれば、将来的に管理条例というものが見直していただいて、公平な平等な施設管理を行っていただけたらと思います。

先ほど、要望があれば対応してくださるということでしたので、今後、自治会からの要望があると思いますが、そのときはぜひとも迅速に対応していただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうから墓地の状況についてお答えをしたいと思います。

鶴川地区にも地域に霊園が整備をされております、二宮、春日、米原、花岡、旭岡沢と。この霊園につきましては、いずれも高台にあるといひますか、地域の墓地としてはあまり便

利のいいところではないと。そういった中で、水道施設については、この地域の墓地については整備をされていないと、皆さん墓参のときにはそれぞれ容器に入れた水を持って行って、清掃なり、墓地の水の活用ということで、それぞれ対応しているということでございます。

そういった観点から、今、条例上は管理していない和泉地区の墓地ということでございますので、この辺のバランスと申しますか、そういったことも含めて総合的に判断をしていかなきゃならないのかなということだと思います。自治会からの要望というお話もございましたので、そういう自治会の要望があれば、また原課としても向き合うというお話でございますから、そういった中で検討させていただく形になろうかというふうに思います。

また、今後、その墓地の整備について、改めて町が整備するかというお話でございますけれども、これは古くからある墓地ということでございますから、新たに町が別に造成をして、用地を確保して、そこで管理をしていくということになるということであれば、地域の方々の御意向というのも当然必要だというふうに思いますので、そういった御意見というのがあるのかどうかということも含めて、地域とも相談をしながら、どうしていこうかという話になるかと思っておりますので、今の段階でこうするという方向性としてはお答えできる状況にないということでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 現在の状況と町としての考えというのがよく分かりました。しかしながら、やはり町民のためと考えたときに、水道施設を設けてくださいと言っているわけではございませんので、ちょっとタンクの購入に協力していただく方向というか、町の管理されている墓地に関しても、同じように不便を感じている町民がいるのであれば対応していただけたらと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（野田省一君） 昼食のため、しばらく休憩をいたします。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

場内の室温が上がってきております。上着の着用は自由といたします。

---

◇ 栗原健一議員

○議長（野田省一君） 次に、1番、栗原健一議員。

〔1番 栗原健一議員 登壇〕

○1番（栗原健一君） 栗原健一です。第3回定例会、通告に当たり一般質問をさせていただきます。

むかわ町の若い世代の代表として、そして子育て世代の親としてしっかりと子どもたちの環境を考えていかなければいけません。今回もまたこのような質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。今の子どもたちがこの町でよかったと言っていただけのような環境づくり、まちづくりをこれからも進めていき、共に御尽力いただきますよう心よりお願いを申し上げ、今回の質問に入らせていただきます。

質問事項でございます。穂別高校の生徒募集停止、閉校についてでございます。

①令和7年度に穂別高校の生徒募集が停止され、通告においては令和9年度に閉校と質問させていただきましたが、お聞きしたところ、令和9年3月の閉校といったスケジュールのようではありますが、町民、保護者、地域の声を踏まえて行政はどのように考えていますか。

②今後、募集停止までに行政としてできる支援、対策とはどのようなことをしていくのか、具体的に考えている範囲でお伺いいたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の御質問で、教育政策に関わる関係につきましては私のほうから答弁をさせていただき、担任する教育業務の関係については教育委員会のほうから答弁をさせていただければと考えております。

そこで1点目でございますが、公立高校配置計画案、6月案のほう、6月7日に公表されております。この計画案を受けて、速やかに内容を確認するため、北海道教育委員会のほうに訪問をしております。そこで地元の説明会、地元の意見というのをしっかりと聞いてくれということで、説明会をお願いをしてきているところでございます。そこを受けての7月27日に地元での説明会というのが開催されているところは、議員御案内のとおりでございます。

また、8月31日に、これも7月27日を受けてその中での御意見もあったということで、保護者を対象とした説明会というのも行われております。通学費あるいは下宿費用の助成について説明があったやに、私、ちょっと出席できませんでしたので、伺っております。

このような状況下でございますが、栗原議員が代表を務められているむかわ町穂別・小中高等学校保護者有志の会、この会が北海道教育委員会に要望書を提出されましたこと、保護者の方々の穂別高校に対する思いというのが要望書に形になったのかなと町としても受け止めているところでございます。改めてこの場をお借りしてですが、栗原議員をはじめ有志の会の皆さんの思いに対して、敬意とそして感謝を申し上げるところでございます。

この後、私もその地域の思い、保護者の皆さんの不安、こういったものを受け止めながら、そしてそれを北海道教育委員会の教育長のほうに直接お伝えし、引き続き魅力のある高校の推進と支援についてぜひお力添えをということでお願いをしてきているところでもございます。これも御承知かと思えます。

言わずもがなでございますが、閉校というより今は、今回の公立高校配置計画の決定というのは、これは一つのこれまでの基準、ルールに基づいた中での現実として受け止めることは受け止めます。これは非常に残念なことでもありますが、これまで私、新聞紙上でも申し上げていますが、最後の生徒が卒業するまでの支援というのは行政としても続けていきたいと考えているところでもございます。

2点目でございます。これは引き続き、先ほど申し上げましたように、穂別高校の魅力化の推進、そして今できる生徒の確保、こういったところに努めてまいりますので、御理解を賜りたいとお願いいたします。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 大変ありがとうございます。

私も保護者の代表として道教委のところに要望書を持っていき、お話をされ、そういった法律の中で決められたと、指針の中にちゃんと書いてあると言われてきたこともしっかりと分かっています。そのことは御承知なんですけど、ちょっとこれから確認していきたいと思うんですけども、町民はこのことについてもう諦めていかなければいけないんでしょうか。

6月7日にその配置計画案が公表され、町民はそのときに新聞やテレビ、ニュース等で自分たちの町にある高校がなくなってしまうということを初めて知り、愕然としました。その後、7月27日に穂別地区の町民センターで説明会がございましたが、この説明会自体、保護者が知らないという人が多かったことを聞いております。どのようにして周知されたんでしょうか、まず1点お願いします。

○議長（野田省一君） 藤田室長。

○教育振興室長（藤田浩樹君） 説明会の周知方法について、私のほうから説明させていただ

きます。

周知については、一般町民を対象にしております、情報端末、あと J C - S m a r t ア プリにより周知をしておりました。また、学校関係については保護者の方たちに文書により通知をしております。

以上です。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの栗原さんの質問に答えたいと思います。

町民が知らなかったということでは、周知のほうは北海道教育委員会にしてもむかわ町にしても足りなかった部分はあるのかもしれませんが、過去の資料をひもときますと、平成25年7月24日に北海道穂別高等学校教育振興会設立総会が立ち上がっております。この中のなぜ立ち上がったかというところの記述がありますが、新たな高校教育に関する指針が北海道教育委員会、平成18年8月に制定しております。これからの公立高等学校の配置計画の方向性がそこで出ております。特例二間口の廃止、これが平成20年度からです。地域キャンパス校の移行が、平成21年度から穂別高校移行しております。指定条件が、地理的状況からは再編な困難な場合、それと地元進学率が高い場合、それと第1学年が20人以上の生徒確保となっております。これが存続要件だということで、この設立総会が平成25年で開かれているところを見ますと、その時点から穂別地区の皆様方は知っていたと私は思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 押さえている点ということで、大事な機会でございますので、今、教育長が示された中で、地域別の関係においての検討協議会というのが、これ毎年開催されています。ここには、御存じかと思いますが、町内地元の小中高の校長、さらには穂別高校の P T A 会長といったところも随時出席されて、この間に来ているということでの情報の共有あるいは意見交換といったところも展開されてきているところで御理解願いたいかと思えます。情報として。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ありがとうございます。

この穂別とむかわのこの距離感、そしてこの地理的状況が困難という状況は、多分、皆さんも御承知のとおり、大変この地域というのは困難な場所で、そういった意味でも訴えていく必要があるというふうに思っております。

地域別検討協議会、こちら年に2回行われていると、4月と7月と、たしか1回目、2回目、今年度も行われたと思います。前年度行われた時点で、もしかするとこの高校が本当になくなるということは町としても分かっていたと思うんですけども、なぜそのときにそういった動きを出さなかったのか、町民としてやはりそういった声がございますので、その点について何かありますでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 今の質問にお答えします。

分かっていたのは、先ほど御説明しましたが、平成25年度の穂別高等学校教育振興会が立ち上がった時点から多分、分かっていたことだと私は思っております。私が教育長に就任したのは平成28年です。そのときから先ほど町長が説明した地域別検討協議会に参加しておりますが、その中でも、10名以下が2年継続した場合は閉校の対象となりますという文面がもう実は資料として載っております。ですから、そういった部分では、その時点から私自身は知っておりました。そういったことでよろしくお願ひします。

○議長（野田省一君） 栗原健一議員。

○1番（栗原健一君） 穂別高校は地域にとっても必要であり、そこに携わる生徒たちは、今も、そしてこれからも地域の活性化を担う人材となり、それがなくなるようなこととなれば、地域環境を考えた移住・定住のなどの取組自体も困難となり、これからのまちづくりに町としてもマイナスのイメージが強くなるという不安な声もございます。穂別地区での高校存続をこれからも強く求めますが、何か具体的な考えはありませんでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

先ほど町長もおっしゃいましたが、まだ計画が決定されたところです。ですので、令和5年度と令和6年度の募集はまだ続きます。そういった部分では、教育振興室も含めて、あと穂別高校、そしてむかわ町、むかわ町教育委員会含めて、生徒の確保にこれからも歩いていこうと思っております。

ですから、オープンキャンパス、あと穂星寮の公開、いろんな形でアピールは今もしております。ですので、何とか生徒確保、町内もそうですし、町外も含めてそういったPR活動は継続していく覚悟でございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） むかわ町におかれましては、平成30年度に発生した胆振東部地震をはじめ新型コロナの影響など、この4年間で大きく人々の行動や考え方、社会情勢が変化してしまったことは事実でございます。高校生におきましては、少しずつ今、地域の方々と関わる取組が広がりつつある状況ではございますが、これからの高校生は教育を受けるだけでなく、地域とより関わる事が町の振興、地域振興発展にもなり、いかに地域の魅力向上、質の向上を図っていくことが大事かが分かります。

今回の配置計画で、留辺蘂高校について1年間延期されたというものがございます。特色ある教育活動の一部を近隣校に引き継ぐためとの理由でしたが、留辺蘂高校に関しましては、市長が積極的に一緒になって町として必要な姿勢を何度も見せ、それが実現された事例という事も見えます。ほかにも特色ある高校として、自治体自ら力を入れているところがございます。高校レストランなどで知られる三笠高校、観光やグローバル観光などに力を入れるニセコ高校、美術や工芸を学ぶおとねっぴ工芸高等学校などがあります。これらの高校は、まちの特色を十分に生かしている事例だと思います。

むかわ町におかれましては、何年も前からいろいろな方々に言われていると思いますが、可能性として一次産業を生かした農業、漁業、林業があります。穂別地区におかれましては、世界で肩を並べる恐竜化石が発見され、未来につながる期待感が膨らむロマンあふれる場所でもあります。これだけを考えても、いろいろな可能性があるだけに、どうしてそのような形の高校を目指すことにならないのか私たち町民は疑問に思っています。特色があるまちだからこそ、お互いの高校が必要であり、選択肢を広げる大きな役割があります。そして、そこに行きたい学生たちは集まってくることでしょう。行政はそれを目指していかなければいけないと思いますが、このような考えは、今は、今後はないということでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

まず、留辺蘂高校の件ですが、あそこはやはり10名ちょっといたんですね。そして今年度、今、資料を見ますと22名何とか確保したようです。そういった部分では、やはり町内外から生徒を集めた結果なんだろうと思います。そういったことが一定程度評価されて、道教委のほうで判断されたことだと思っております。

それとあと三笠高校ですとか、いろんな高校の名前、今、出されましたが、実は地元の進学率、三笠高校はゼロです。先日、北海道町村会の関係で町長が出席したんですが、そのときに置戸高校の資料を私、頂きました。置戸高校も調べてみますと、地元進学者はゼロです。

ですから、町内の生徒がそれなりの進学で行っているならばまだまだ生徒数は確保できたと思いますが、令和4年度の地元進学率はたしか14%のはずです。卒業生が十四、五名いる中で2名しか進学していないのが現実であります。そういったこともぜひとも勘案していただきたいと思います。

ですから、地元の中学3年生が、やはり自分の人生をかけて進学したい高校に行きたいという思いは、そこは止めようがありません、私たちも。ですので、中学生の思いも考えながら、穂別高校を本当に残すのか残さないのか、それは地元の判断だと思いますが、生徒の思いは強制することは私はできないと思っておりますので、私からはそういうことしか言えませんが、御理解をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ありがとうございます。

むかわ町は、これからも学生において探求という学習の在り方を通じて、今後も一層重視されるようになるものと考えられます。教育政策の変化に対応するために、地域社会と連携するむかわ教育委員会の教育行政執行方針の中で書かれております、これまで幾度となく申し上げてきた地方創生と復興は教育からという思いは何ら変わらない、いかなる状況でも前を見据え、決して進むことやめず、知勇弁力を備えた人材を育成するために、まさに知恵と勇気をもって教育行政を推進してまいりますと、いいこと書いてあるんですが、鶴川高校、穂別高校、両校の魅力化支援に関しまして、鶴川高校については中高一貫教育を継続・充実し、むかわ学を通じて地元理解を深める取組を支援してまいります、また、生徒寮の運営や地域みらい留学365事業など、道外から留学してくる生徒の受け入れを支援し、地域の活性化につなげるような取組を進めてまいります、穂別高校については、小中高ふるさとキャリア教育推進事業や穂星寮の充実など、穂別にしかできない穂別高校ならではの取組を支援し、穂別高校の生徒でよかったと感じられる学校づくりを推進してまいりますと書かれておりました。これらを見ていますと、鶴川高校に関しましては、地域みらい留学365事業やむかわ学、チャレンジスタディ、北海道鶴川高校魅力化コンソーシアムなどを行い、高校の魅力化に向けて幅広くアピールしているようですが、穂別高校に関しては、小中高ふるさとキャリア教育推進事業、これだけであり、外にあまり魅力発信が足りていないのを感じます。2つの高校の違いの差について、町はこれに深く関わらないのでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。



鷓川高校も穂別高校も道立高校であります。そういった部分では、町立の高校ではないので、なかなかどういった学校経営をなさないとか、そういった部分では指導するとか何かをするというわけにはいきません。当然、道立高校の校長先生がいらっしゃいますので、そことは意見をきちんと交換しながら、どういった高校を目指すのか、そして町として、教育委員会として何ができるのか、バックアップできるのかをいつも議論をしてきた経過があります。

それで、先ほど栗原議員のほうから指摘あった中高一貫教育も、あと鷓川高校野球部につきましても、合併前から実は鷓川高校取り組んできました。ですから、今、その成果がやはりここに来てもあるのかなと私は感じております。穂別高校さんにつきましては、穂星寮とかそういった部分で何とか町外の高校生も受け入れながら今まで来たというのが、多分現実なんだろうと思います。

それで、魅力化につきましては、鷓川高校から提案があったふるさと探求学習のむかわ学、これがやっと今年5年目を迎えております。ですから、鷓川高校から始まって、中学校、そして小学校、そして今、穂別地区も伝わってっております。昨年、私、呼ばれて行って来たんですが、これ、穂別高校の3年生の総合的な探求の時間の成果発表会が昨年からは始まっております。穂別高校です。今年度もこの後、町長も私も呼ばれておりますので、これから行ってきたいと思っております。そういった部分では、鷓川高校も探求型学習を進めていますが、穂別高校も今、一生懸命取り組んでおります。そういった部分では、私たちが評価しておりますし、応援をしています。そういった状況だということを御理解願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 藤田室長。

○教育振興室長（藤田浩樹君） 私のほうから今、探求授業の発表会についてちょっと高校のほうから聞いていることを説明いたしたいと思います。

穂別高校は、令和3年度からCOREハイスクール・ネットワーク構想の指定を受けておりました。さらに地域連携を進めるためのその一環として、昨年10月に町民センターで探求の発表会が行われました。北海道教育委員会から地域連携組織、コンソーシアムということなんですけれども、そういった組織が今、穂別高校も求められております。その中で、教育委員会としても、私も穂別高校の教育振興会の今年度から加盟して理事として協力するような体制を取っております。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 令和7年度までに本当に町民が悲しくなっていく状況は今にも想像できる、そんなような状況でもございます。私もこの間、ずっと何かいい案がないかと考えておりました、いろんなものを調べたりしていました。これからも町民にこれまで以上に丁寧な説明も行っていただきたいんですが、穂別高校存続していくために考えられるものとして、文部科学省が推進する高校改革の一つに普通科改革というものがございました。普通科だけれども普通科じゃない、2022年度からこれができると、行っていけるという文部科学省のデータ、ホームページにも載っていましたけれども、これが7月の道教委の町民センターで説明会あったときに、普通科はどうなるんだというような、これからの普通科の考え方を考えていかなきゃ駄目だということを何か言っていたときに、多分、これなんじゃないかなというふうに思ひまして、2022年度から従来の普通科の枠組みの中で、新たに学科を設置できるような制度が変わったと文部科学省のところへございました。新時代に対応した高校学校改革推進事業というものがございました。

その中で、今年度から指定校に北海道も2つ入っております、北海道の釧路湖陵高等学校、もう一つは大樹高等学校であります。こうした取組ができると、この穂別高校は普通科で、ほかに何か特徴があるのかというと、今の段階ではあまりできないものですが、これをもし活用できるのであれば、いろいろな、先ほど言いましたけれども、第1次産業ですとか、恐竜を生かした高校ですとか、そういったものができると思いますが、これに関して調べたことはありますでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

栗原議員が質問した関係で言いますと、過去にも町議会議員の方々が、例えば林業を生かした高校はできないかとか、あとやはり化石を生かした高校を何とかできないかとか、いろんな質問が出ておりました。

実は、科目を変えるというのはやはり簡単ではありません。カリキュラム全体をつくり出さなければなりません。今回、道外募集が実は令和5年度から二間口の普通科でも許可が道教委から下りました。実は鶴川高校、令和5年度2名道外募集をかけてきます。穂別高校にもその話を持ちかけましたら、やはり準備が間に合わないと。1週間に3単位、ですから1週間に3時間こまをつくって、毎週それをやっつけていかなきゃならないと、それが1つのルールになっております。ですから、そのために対応できる学校の先生とか、そういった配置を

していかなければ、そういった仕組みにはなっていないということです。ですから、今すぐできることではなくて、やっぱり何年か前から準備をしていかなければ対応できないということなんだと思います。

そういった部分では、穂別高校さんには話はしましたが、やはり現時点では対応は難しいという答えをもらいました。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ありがとうございます。

今後、町民はしっかりと行政の姿勢、教育委員会の姿勢というものを見ています。ぜひ子どもたちのために、このようなことを踏まえ、地域活性化を含め、復興や復活、再スタートなど幾らでも私は変えられるというふうにも思いますけれども、未来につながる、つなげる町として、穂別高校のためにこれまで以上にお力添えをいただきたいと強くお願い申し上げ、今回の一般質問を終わりたいと思いますが、町長、最後によろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 栗原議員、繰り返しますが、この間、20人枠、この段階から10人枠、2年という段階においても、町としても当時から何とか20人じゃきついで、10人枠をという積極的な運動を続けてこの間に来ているということは御理解願いたい。

それと、今回の栗原議員等が猶予あるいは再考を求めての要望書を出した後に、先ほど申し上げましたように、町として教育委員会と一緒に北海道教育委員会にお邪魔をしております。このときに申し上げたのは、地元の思い、姿勢というのを酌み取っていただきたいことと、今、地元としての動き、今日、行政報告で申し上げました、今、むかわ町では合併後、初めて社会増という現象も出てきているんですよ、そこには30代、40代の子育て世代の方々が特徴として現れていますよ、プラス先ほどから出ているむかわの唯一無二の恐竜化石、こういうところを生かしてのこれからまちなか再生という中での人の流れを意識したまちづくりというのも、これからむかわとして展開をしていきますといった今の現状、それから、これからの向けての思いというのも道教委に努めて意見反映してきているところでもございます。

それと、これは現行の再配置の制度上の関係でございますが、なかなか容易ではないんですが、文言として計画の変更という欄がございます。これは配置計画を策定した後に、急激な中卒者の増減だとか、増だとかあるいは生徒数の進路動向、こういった大きな変動が生じ

た場合には計画を再検討するといったところも文言としては今、記されております。こういったところも安易に受け止めないことは事実でございますけれども、さきに答弁で申し上げましたように、募集がある限り、高校が存在している限り、栗原議員が言う高校の魅力化あるいは生徒の確保に可能な限り町としても支援を続けていくとともに、北海道教育委員会においても、支援要請というのは提案に努めていきたい。

なお、先ほど教育長のほうからも今後の動きということで一部触れられましたが、これまで、今回初めてでございますけれども、教育長、そして穂別高校の校長、そして私も加わった中で、管内の全てとは言いませんが、拠点となる中学校に生徒確保への取組、さらにはPRを今後予定しているところでもございます。今年度、ぜひ栗原議員につきましても、今回の地元の再編、さらには猶予再考への思いというのを、皆さんと共に地元の中学校からの進学も含めた中で生徒確保に対してのあるいは魅力化についての御支援と御協力、この際、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） まさに今、町が進めようとしている博物館再整備計画、復興拠点施設整備事業Ⅰの未来につなぐ事業が展開される、このことも高校を存続する上でまさしく必要だと、まさしくつながるのではないかと思います。ぜひとも令和7年度までの動きをしっかりと共に私も頑張っていきたいと思っておりますので、共によりしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◇ 奥野恵美子 議員

○議長（野田省一君） 次に、4番、奥野恵美子議員。

〔4番 奥野恵美子議員 登壇〕

○4番（奥野恵美子君） 本定例会に当たりまして、通告に基づき順次質問をさせていただきます。

初めに、まちづくり計画についてお伺いいたします。

1、計画に掲げられた3つの重点プロジェクトの進捗状況をどう捉えておりますでしょうか。計画は一昨年4月から施行されております。その間の状況はどうだったのか、どうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

②地域の違いや情報のこぼれがないように、計画策定時に当たり、申し送りとして見える化を図り、たとえ少しであろうと細やかな検証をするとしたはずなんです、その辺はどう

なっているのでしょうか。

3、まちなか再生プロジェクトの鵠川地区のプロジェクトが見えにくい。先ほど来、お話しありました穂別は恐竜博物館周辺エリアの整備、今、少し見えつつある中で、鵠川の地域はなかなか見えてこない。中にはチャレンジショップというのも見えてはきているんですが、計画の中には四季の館のシフトチャレンジプログラムがあるはずですが、その辺はどうなっているのかお聞きしたい。

4、まちなか再生計画の「自らのまちは自らが再生・創生し、自らが誇れるまちなかを築き上げる」という理念を持っております。それは両地区である程度足並みがそろった実践が必要だと私は思っております。特に鵠川地区のコア会議だけでなく、多くの人の意見をもっと募って充実を図る必要があるのではないかと考えております。

以上、4点をお聞きしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 第2次のむかわ町のまちづくり計画についての質問項目1番から4番まで、一括してお答えをしていきたいと考えております。

まず、重点プロジェクトの進捗状況についてでございますが、前期基本計画5年間の中で、重点的、優先的に取り組むプロジェクトでございます。地方創生のプロジェクト、まちなか再生プロジェクト、さらにはタウンプロモーション推進プロジェクトというのを重点プロジェクトとして位置づけているところでもございます。

今年度からは、外部人材というのを活用しながら、各それぞれのプロジェクトに関わる取組の加速化を図る一方で、これらの取組についてまちづくり委員会の皆さん、さらには地域協議会の皆さん、町民の皆さんへの説明というのを広報紙だとか、可能な限りウェブサイトを活用した見える化にも取り組んできているところでございます。

昨年度の、そして今、今年度ということで期間は限定されておりますけれども、まちづくり計画は今、スタートしたばかりでもございます。そこが大事かと思っております。今後の取組の姿勢として、各施策の進捗状況、そして成果というのを検証し、その結果というのを随時事業の改善につなげていく、これも当時の奥野委員長からありました答申書の中に書いてあるPDCAサイクル、これによる計画の適正な管理に努めてまいりますので、まずは御理解を願いたいと思っております。

次に、重点プロジェクトのまちなか再生プロジェクトにおけます鵠川地区の動きでございます。

今年3月に策定しておりますむかわ町まちなか再生基本計画、これは御存じのとおり両地区全て網羅されております、に掲げる5つの柱のうち、鵜川地区では現在2つの柱に取り組んでいるところでもございます。まず、1つ目の柱でございます多層的な拠点づくりと好循環の創出、この関係では、四季の館の新たな関係人口、さらには交流の拠点、そして既に設置されております公営塾の学びの拠点、消防署鵜川支所の新庁舎整備による防火・災害対応の拠点、これは全てまちなか再生の基本計画に掲載されているかと思えます。これらを動線的につなぐまちなかづくりというのを今、進めているところでもございます。

それと、2つ目の柱でございます。これは空き地、さらには空き店舗の活用によるまちなか再生が狙っているにぎわいの創出、この関係では、むかわ町観光協会が中心となり、中央通りの空き店舗の再整備によります起業チャレンジの拠点づくりに取り組んでいるところでもございます。仮設店舗跡地やあるいは多目的スペースの有効活用などについても、現在平行して調査・研究が進められているところでもございます。

まちなか再生の取組については、むかわ町まちなか再生基本計画、これを策定後にコア会議自体は現在、解散しております。穂別地区では計画を具体的に推進するため、有志の皆さんが集まったの地域運営組織、この設立に向けた協議というのを、今現在重ねているところでもございます。

一方で、鵜川地区におきましても、コア会議は解散しているところですが、計画を具現化するため、先ほど申し上げたとおり2つの柱を中心に、まずはできることから取組を進めているところでもございます。

今後、計画を推進していく上で重要となる新たな拠点づくり、さらには拠点間のつながり、歴史的建造物資材等の活用というのも記されているかと思えますけれども、さらなるまちなか再生の機運醸成というのを図るため、現在、新たに町民を主体とした官民連携の組織づくりにも着手をしているところでもございます。いずれにしましても、まちなか再生基本計画の最終年度であります令和7年度までに、この実現を目標に計画の具現化に取り組んでまいりますので、御理解を願いたいと思えます。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） ありがとうございます。

令和7年度までに実現に向けてというまちなか再生のプロジェクトの話をされておりますけれども、その中で、先ほどちょっとお話しました四季の館のシフトチャレンジのプログラムのことについて、もう少しお話を伺いたいと思えます。

まちなか再生計画の中には、それぞれハード面、ソフト面の課題を取り上げまして、当時の検討委員の皆さんがとても貴重な御意見を募ってプロジェクトをつくっていったということだと思うんですけども、そういうところが計画書の中には確かにありますが、穂別地区のような活動というか、動きがちょっと見えないなというふうに思って、とても残念に思っています。それは検討委員会がどうのこうのではなくて、先ほど言いましたもう少し多くの人の意見を募ったり、例えば地域協議会だとかそういう人たちも仲間に入れながら、そういう実践活動というのはできなかったのかなというのが1つと、その四季の館のこのプロジェクトというのは実際はどこまで進んでいるのかということも、ちょっと気になっております。話せるところでいいので、そういうのがもし案としてもう進んでいるのであれば話していただきたいと思うんですが。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 私のほうから、今、奥野議員のまちなか再生基本計画によります鷓川地区の拠点づくり、特に四季の館についての部分で御説明させていただきます。

町長の答弁の中にもありましたまちなか再生検討委員会は、令和2年、令和3年、基本構想、基本計画を策定して、町に提言書を提出し、計画書が出来上がりました。そのところで、コア会議等は一度終わっております。

奥野議員からもお話がありました穂別地区は、委員の方々が地域の組織を構築するためにまだ必要という思いで会議を継続している今、状況です。鷓川地区に関しましては、提言書を頂きまして、基本計画を策定しました。

今の御質問の四季の館につきましては、四季の館は指定管理を受けた民間が運営管理をしております。そこの基本計画、まちなか再生基本計画で委員の方からいろいろな貴重な御意見等をこれから指定管理者と町が、こういうまちなか再生でこのような方向性が出ております。それについて、指定管理とお話をしていく段階になります。

指定管理者が管理をさせていただいているところに町民の方々が意見を言うということではなくて、頂いた提言書を基に規制緩和等をしながら、町民が活用できるような施設もしくは用途、福祉が基本の四季の館、これが観光施設にできないかということも委員の中からも出ております。それに向けて今度は町と指定管理が協議を進めて、受皿ができ次第、今度は町民の方の参加で一緒に変えていく、そういうような仕組みも今現在進めております。

そのほかにも並行に、議員の皆様も御存じのとおり、四季の館を存続しなければいけない、この意見をいただいている施設ですので、この維持管理計画を民間に委託し、維持管理の計

画が策定され、予算化されて今、機能を持たせるための計画も一緒に並行に動いております。そちらのほうを御理解していただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） ありがとうございます。ちょっと見えてきたかなというふうに私自身は思います。

しかしながら、片方、穂別地域のほうでは、恐竜博物館の整備がどんどんクローズアップされていくんだと思うんです、これから。そうすると、鶴川のほうではチャレンジショップだけではないよ、動線として四季の館もこういうふうに変化するよということをやっぱり見せなきゃいけないんじゃないかなと私自身は思います。

今、いろんな段階を踏んでこれからだというお話がありました。計画書の中には、4年度以降、具体的な実践活動への展開へつなげるというふうに記載されております。7年度を目安にということの実現に踏み切るということですが、やはり少しでも進んでいくのであれば、もっともっと表に出して町民の皆さんに見せてほしいなというのが私の今の気持ちです。多分、鶴川の地域の方々には、四季の館という話があるけれども見えないぞというふうに思っているんじゃないかなと思いますので、その辺を配慮しながら、少しでも早い具現化に努めていただきたいなというふうに思っております。

ちょっと時間もあれなので、まちづくり計画についてはこれで終わります。

〔「答弁要らないのか」と言う人あり〕

○4番（奥野恵美子君） 答弁ですか。いや、町長とか吉田課長のお話を聞いて、ちょっと私的には前向きに捉えたということです。

ただ、さっきも言いましたとおり、7年度の実現に向けて努力していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

町長ありますか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 答弁の時間をいただき、ありがとうございます。

今回の復興拠点施設等施設整備Ⅰ、ⅠといたらⅡがあるなというところ、これ、改めてなんですけれども、今回、まずは先ほどから申し上げていますように、地域課題としての買物環境だとかあるいは人口の減少も著しい、そしてこれらの対応が急務とされているよと、そして取組に向けて住民主体の組織づくりというのが現在進行形として動いている、こういった穂別エリアというのを先行としながら、これを先導のモデルとして位置づけて、一方で、



これからの地域運営組織体制が今、これから進められようとしている鵜川地区にしっかりとバトンを渡せるように、今の取組の計画では、基本設計、今回、議会で了承いただければ、速やかにⅠを先行しながら、来年度には、時期は申し上げられませんが、来年度中には鵜川地区の拠点施設Ⅱの基本設計という運びにつなげていきたい。そこには、先ほどから出ているこちら側の鵜川地区の四季の館という拠点という機能というのもどういうふうに描いていくのかといったところも、随時議論が出てくるかと思えます。

併せてなんですけれども、一つの連携ということで、今回のまちなか再生に向けましては、これは執行方針に記しているかと思いますが、町の資源というのを、資産ですか、こういったところを磨きながら、地域の活性化につなげると、これを目的に設立されております地方創生の実践組織、具体的に重点プロジェクトの中にも名前が上がっているかと思うんですけれども、地域商社、このM D i n oのとの連携、これは執行方針にも記しています、M D i n oとの連携というのも視野に入れながら、活用連携、稼ぐ力とブランド力の向上につなげていければいいなど。参考までによろしくどうぞ。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） ありがとうございます。

事業のⅡ、Ⅲを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。次は、むかわ学について伺いたしたいと思います。

むかわ学は、令和2年度から町内の全ての小中学校、高等学校で実践されるとされております。今、むかわ学はY o u T u b eなどで配信して、ふるさとのよさなどを伝えているところではありますが、私も実際拝見しまして、とても楽しく見させていただいているんですが、当然、町のPRも兼ねているかと思っておりますので、その辺、伺いたないので、①にPRも兼ねていると思うが、その効果はということでお伺いたしたいと思います。

2番目に、中高生のむかわ学としての取組に町への提言があるというふうに伺っております。実際、先ほど1番議員が質問したときに、教育長のほうから、高校でも高校独自のそういう発表会があるというお話もされておりましたが、町としてはそれをどのように捉えているのか。せっかくいい提言をされて、そのまま聞き流してしまっているのか、素晴らしいというので終わっているのか、ちょっとその辺を伺いたしたいと思います。

それと、3つ目として、その素晴らしい提言は、まちづくり計画が掲げられているんですが、そういうところへ生かすべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。中高生とはいえ立派な町民でありますので、その素晴らしい提言というのは、本当に使わない手はない

かなというふうに私は思っておりますので、その辺どうお考えになっているのかお聞きしたい。

それと、まちづくり計画の中には、次代を担う子どもや若者が子どもの頃からまちづくりに参加できる仕組みづくりの必要があるとしています。そういう次世代の提言を別なバージョンで活用するという考えはないのでしょうか。それ、今は学校の中でむかわ学という取組をしていますが、そこから出て、もう一つ違った意味で町がバックアップするということができないのでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） それでは、私のほうからただいまの質問について、1から4番まで一括してお答えいたします。

質問項目の1番目ですが、YouTubeによるむかわ学動画配信につきましては、令和2年からの新型コロナウイルス感染症蔓延により、町内各学校での校外における体験活動や社会教育関連事業等が中止を余儀なくされたことから、町内の産業や歴史・文化など幅広い分野を取材し、動画配信を行うことによって、学校での教材としての活用や地域の方々の自主学習での活用など、児童生徒をはじめとする町民の皆様の生涯学習活動を補完することを目的に取り組んでまいりました。教育だけではなく、産業分野も含め、本町の様々な魅力を発信する内容ともなっており、多くの方々に御覧いただいていることから、対外的なPR効果も一定程度あったものと考えております。

質問項目の2点目です。中高生のまちづくり提言につきましては、若者らしい豊かな発想や新しい視点など、これからのまちづくりにとって計り知れない可能性に満ちているものと考えております。また、まちづくりの視点で、地域の課題発見や解決策を考えられる人づくりがこれからさらに重要となることから、人材育成の観点からも有意義な取組であると考えております。

質問項目3番目、生徒の皆さんからの提言につきましては、既に地元食材を活用した特産品の開発であるむかわキンパやにぎわいを創出するためのeスポーツ企画など取組を進めているものもありますが、今後も様々な形で地方創生の取組に生かしていきたいと考えております。

質問項目の4番目、次世代提言の別バージョンでの活用につきましては、令和3年2月に締結をいたしました鶴川高校及び穂別高校との包括連携協定には、相互協力事項としてむかわ学の充実・発展に関する事項を掲げております。その具体的推進に向けて、今年度からむかわ

学コーディネーターとして地域おこし協力隊員を教育委員会に1名配置しております。中高生の提言発表までのサポートと併せて、提言内容の整理や発信を行い、町民の皆様をはじめ、行政やまちづくりに関わる様々な団体に周知・活用いただけるように取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（野田省一君） 換気のため、暫時休憩をいたします。

再開は14時45分とします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時45分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） 先ほど教育長のお答えの中に、その提言はいろんな団体のほうに見せますよというお話をいただきました。まず、ありがとうございますとりたいですが、私はちょっと教育委員会のほうで、むかわ学の提言書のまとめたものはないのかということでお伺いしたことがありました。PDFとか使われてまとめた書類はないということで、本当に簡単なタイトルのもので、印刷されたものを渡されたんですが、それ見るだけでも、農業のことだとか、ししゃものことだとか、とてもやっぱり地域に関わる問題を取り上げて、実際に農家の方だとか漁協のほうに出向いてそういうのをお話を聞いて、自分なりに提言としてまとめて発表されたのではないかなというふうに思っております。そんなとってもいいことがそこだけしか知られないというのは、とても本当にもったいなと常日頃思っていたんですけども、資料がないということで、本当にもっと詳しく知りたいなというふうに思いました。

前に四季の館で発表されたんだと思うんですが、たまたま私はそのときには行かれなかったですし、このコロナ禍でちょっとそういう提言もなかなか学校外でやっていないのかなというふうにも思います。今年は中学校のほうでも提言発表があったというふうに聞きました、学校の中で。その大変もったいない提言、多くの人知らないこともあると思うんですね。提言したお子さんとか生徒さんのほうから、自分たちが一生懸命調べてまとめたよと、

実際、あの提言どうなるんだろう、まちづくりの提言だったんだけど、どうなるんだろうと疑問が湧いたらしくて、親御さんのほうにどうにかならないのかという話でちょっとお話を来たんですけど、確かに自分たちのこの案は、実際、一生懸命調べて、ただ学校の中で自分たちが何か発表して自己満足で終わっちゃっているのかなと。だけれども、そう思わない生徒さんもたくさんいらっしゃるということだと思えます。

この間、法城寺さんで鶴川高校の生徒さんと大学生の皆さんがコスプレのイベントをやられました。それも生徒さんのそういうことをやってみたいという提言から、法城寺さんがその意見を生徒さんと聞いて、それはいいことだから、ぜひうちのお寺でやってみないだろうか、やってみなさいということで、場所を提供してくれた。

結局、子どもというのは、学校がやりなさいと言わないとできない、子どもたちだけではその場所も確保できない、お金もないということになるのであれば、やっぱり大人が関わらなければならぬと私は思うんですね。そうであれば、町も高校の魅力化応援で一生懸命御努力されて一生懸命協力してはいるんでしょうけれども、そこを拾って何かできないのかなというふうに私はちょっと思ったりします。

これ、私、ちょっとテレビで見てすごいなと思ったところがありまして、山形県遊佐町というところに少年議会というのがあるんですね。皆さん、御存じの人もいるかなと思うんですけど、やっぱりそこも人口問題だとか少子高齢化だとか、まちづくりがすごく重要だよということを、行政の中でもこれは大変だということで、若者を減らさないように、若者が生き生き暮らせるような取組をしなければならぬということで、若者自身が地域社会の一員である、そんな自覚を持ってもらうことと、その若者たちは地域社会でちゃんと居場所があるんだよということを学ばせる場を行政がつくってあげているんですね。そこは教育委員会だけではなくて、例えば議会事務局だとか、例えばうちで言うと政策グループというのかな、まちづくりとか担当している課のようなところが共同でプログラム会議を立ち上げて、学校外でそれを体験させるんですね。こういう議事堂の中で本当に町長、議長もその子どもたちの中で、選挙で決めて取り組んでいるところがあるんです。

その子どもたちのインタビューがあったんですけど、とても難しいかなと思ったけれども、自分たちの提言が、例えば通学路、部活帰りにとても暗くて危険だよ、あそこに街灯をつけてほしいという提言を行政に出したんですね。それで受け入れてもらって、電灯がついたと。そうなったときに、その生徒さんは、自分たちの思いが伝わった、自分たちも町のために何かできたということで、とてもよかったというふうに言っていたんですね。やっぱ

り生徒さんの中でもそういう自覚が芽生えてきた。平成24年ぐらいから取り組まれている事業というか、少年議会というのがあるはずなんです。今でもやっていますけれども、すごく町に対して思いを持つ子どもたちが増えたということで、素晴らしい取組だというふうに思いました。それは中高生が議員になって、その中からここみたいに議長、副議長というふうに選挙で決めていくみたいなんですけど、そこまではできなくても、それに近いことをやってみてはいかがかな。

子どもたちがやってみたいということを大人が助けてあげる仕組みづくり、それは地域の人も大事ですけども、そういうせっかくの提言、むかわ学というものをやっているんですから、行政でもそういう声を拾って、何か子どもたちの提言を一つでもまちづくりの中に反映させる仕組みづくりをしてあげてはいかがかなというふうに思います。

先ほど1番議員が質問しました穂別高校もそうなんですけれども、この高校の魅力化で応援されていますけれども、町長は廃校、どうなるかは分からないけれども、それまではもう全力で応援するよというお話がありました。もしそうなったとしても、そういう取組をしたときに、やっぱり子どもたちは、むかわ町のために自分は何かできたんだという少しでもそういう思いが残れば、もしかしたらその存続というものの解決にもつながる一つになるのかなと私はちょっとさっき聞いていたんですけども、そういう子どもたちの居場所づくりを応援してみてもらうことはできないでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの奥野議員の質問といいますか意見に答えたいと思います。

このむかわ学は、先ほど栗原議員にも説明しましたが、ちょうど私が教育長に就任した年に鶴川高校の校長先生から提案を受けました。その校長先生はやはり先を見越して、この後の高校がこう変わっていくだろうというときに、探求型学習、自ら課題を見つけ、その課題を解決していく能力を身につけることが必要とされる社会が来るよということで、このむかわ学を提案していました。そしてその背景にあったのが、実は鶴川高校、今、苫小牧から来ている生徒が50名ぐらいいます。結局、スクールバスや当時JRで来ていた生徒もいるかと思います。結局、むかわ町を何も知らないで3年間過ごして去っていくと。それを見たときに、その校長先生ははたと気がついたそうです。せっかくむかわ町、鶴川高校に来ているのに、むかわ町を何も知らないで卒業してしまう。これは地元として損失だと。やはりせっかく来てくれた高校生に対して、むかわ町を知ってもらおう機会をつくりたいと。それで総

合学習の中でこういった展開をしてきたわけです。

ちょうど今、5年たちました。5年目を迎えています。ですので、これほどまで積極的に中学生、高校生が課題を見いだして、そして成果発表するようなレベルまで来たということは、本当に私もうれしいし喜んでます。

今後の展開なんですが、今、奥野議員が提唱してくれた少年議会しかり、子ども議会しかり、古くからいろんな手法があります。私も昨年、ちょうど札幌大学と今、鷗川高校、連携協定結んでいるんですが、札大生がやはり課題探究をしていて、それを8大学、6大学かな、大学生同士でオンラインで発表会やっていたんですよ。それにちゃんとコメンテーターがついていて、その発表に対してきちんとコメンテーターが結構厳しい意見も言いながら、もっとこうしたらプレゼンよくなるよとか、こういう課題の解決策はこういう点があるよとか、あれを見ながら、私は、もっとむかわ町としても教育委員会としてもできることがあるなどということは気がつきました。

それで今、穂別高校さん、鷗川高校さん、鷗川中学校さん、それぞれ発表しているので、これを一斉に集めて発表会をしていくのがいいのか、それとも個別に審査委員として私とか町長が出向いて行って審査してあげて何か賞を与えるのがいいのかも含めて、今後の課題としてそこは今、教育委員会も考えていかざるを得ないかなということを考えております。この後、どう検討していくか含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） ありがとうございます。

とてもいいむかわ学の授業だと思いますので、ステップアップをよろしくお願ひしたいと思ひます。期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問になります。

町長、お願ひします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 答弁の機会をいただき、ありがとうございます。

今の関係で、むかわ学の関係について、その延長は教育長のほうからお話があったかと思ひますけれども、前段で出ておりました今現在進められようとしているまちなか再生、このまちなか再生の理念というのが、次世代につなげるぞと、この視点からぜひこの機会に子どもたちあるいは若者というんでしょうか、自らも受け継ぐんだ、そして体得の機会として、

ソフト面も含めた中で子どもたちあるいは若者たちが参加できるような、例えばですけれども、今あるまちなかにぎわい創出実行委員会、こういったところと若者たちが意見交換するだとか、そういった奥野さんが言う別バージョンの、今まさに旬の機会として仕組みづくり、今後、教育委員会とも連携しながら検討していきたいなと考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） ありがとうございます。

本当にみんな同じく1つずつ年を取るわけで、振り返ったときに誰もいないという町では困りますので、子どもたちの明るい未来を私たちが今、つくってあげなきゃいけないかなというふうに感じておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。最後の質問は防災についてお伺いいたします。

震災から4年、振り返れば早いかなというふうに思いますが、様々な苦労も、行政の皆さんも苦労されたと思いますが、町民の方々も本当に大変な中、この4年間頑張ってきたのかなというふうに思います。

この春にハザードマップが発行されました。洪水ハザードマップと津波のハザードマップが発行されております。このハザードマップを生かした今後の防災への取組はどういうふうに考えておられるのかをまず1つ。

そして、千島海溝沿いの巨大地震による津波を想定した津波ハザードマップにより、むかわ市街地区の避難経路が示されておりますが、危険箇所の検証も含めてどのように経路の選定をされたのかお伺いしたい。

3つ目に、避難弱者への対応はということで、災害が起きたときは地域の防災力として自助・共助と言われております。私の住む二宮自治会では、1人が2人の避難弱者を助ける自主防災の体制づくりがなされております。しかしながら、高齢者が多い地域においては、共助の体制づくりが難しいところもあると伺っております。そういうところはどのように町として対応しようというお考えがあるのか。特に慶寿苑は津波を想定したとき、ハザードマップでは5メートル以上の水位が44分で到達すると予測されております。入所者を避難させることはかなり難しいことではないでしょうか。安全なところへの移設を考えた防災計画というのを持っておられないのか。

4つ目に、災害時において、ボランティアセンターを大きく担った社会教育委員会の事務所のことであります。事務所はふだんでも狭く、四季の館の中にあるということで、大変ざ

わついで、職員の方々の仕事も環境的にはあまりよくないなというふうに思いました。まして震災のとき避難所になったということで、大変社協のみなさん、御苦労されたんではないかなと思います。

その社協の事務所、そこも有事の際、直ちに機能を発揮できるように移転等を図ってはと思うのですが、防災計画としてはどのように考えておられるか、この4つの点でお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 梅津参事。

○総務企画課参事（梅津 晶君） 私のほうから1点目と2点目の御質問につきましてお答え申し上げます。

現在、本町では津波、洪水、土砂災害におけるハザードマップを作成、公表しております。津波と洪水のハザードマップでは、浸水想定区域と浸水の深さ、指定緊急避難場所と指定避難所を公表しており、土砂災害ハザードマップでは、土砂災害警戒区域ごとに土砂の流路、流れでございます、避難路と避難所の位置を公表しております。

また、津波ハザードマップでは、鵜川地区市街地における津波警報が発表された場合の車での基本的な避難経路も公表しており、各地域の住民の皆様が分散して移動することで円滑に避難できるよう、各町内会と調整の上、避難経路に関する説明も随時行っているところでございます。

毎年度実施しております防災訓練とも通じ、今後も防災への取組を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

なお、避難経路の選定につきましては、胆振東部地震の際、海から遠いほう、要は厚真町側に車で避難する方が大変多かったです。実際に津波被害が想定される場合には、市街地のほぼ全員が高規格道路より北側に避難をしなければいけません。こういった際に、皆様は避難されるときに選択する道路が1か所に集中してしまいますと、車が渋滞して避難が円滑に進まないおそれがあると、そういったことも胆振東部地震の中から学んだところでございますので、そういった観点も踏まえ、どこの町内会がどの道路を選定して高規格道路より北側に避難するのが比較的有効なのかといったような観点から、ハザードマップにあります6つの道路を選定しておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 3点目の御質問について、私のほうから答弁をさせていただきます。

これにつきましては、災害対策基本法の規定に基づきながら、災害時に自ら避難すること



が困難な高齢者の方、さらには障害を持つ方等の避難行動の要支援名簿というのを現在、作成しているところでもございます。また、この同法により努力義務とされております避難行動要支援者の方の個別避難計画の作成にも今年度、取組を始めているところでもございます。

慶寿苑の関係でございますが、津波ハザードマップでも浸水区域となっております。現在、施設側としても移転に向けた協議というのを進めているほか、施設で作成しております緊急対応マニュアル、これにつきましても情報更新と見直しを行っているところでもございます。

日本海溝、そして千島海溝周辺海溝型地震による津波では、避難行動要支援者の方々の対応のほか、数多くの課題というのが検討しなければならない状況ともされております。災害の発生時に、少しでも迅速に、かつ着実に応急対応だとか復興を進めるため、あらかじめの課題を想定、そして事前に取り組めるものは取り組み、復興の方向性だとか進め方をあらかじめ定める、これも執行方針には記しておりますが、事前復興計画の策定につきまして、現在、準備作業を進めているところでもございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私からは4点目についてお答えをします。

胆振東部地震の際に社会福祉協議会で立ち上げました災害ボランティアセンターにつきましては、被災者に寄り添い、被災者の生活維持や再建に向けた活動を支援する重要な役割を果たしていただいたところでございます。

御質問の事務所移転についてでございますけれども、本年度から実施をしています居宅介護支援事務所の開設に当たりまして、スタッフの増員で事務所が狭隘になるということから、昨年度、スペース確保の要望を受けまして、四季の館の一部改修を行いまして、これまでの事務所に新たに1室、1つの部屋を追加をし、居宅介護事業を展開しているところでございます。

今後につきましても、年々増加をしております福祉事業の課題整理に向けて社会福祉協議会と協議を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） ありがとうございます。

まず、ハザードマップの避難経路のことでお話をいただきました。

今回は津波もなく、さほど避難経路も、ところどころは電柱倒れたりはしましたけれども、車で通れば通れるというぐらいの地震だったかなというふうに思います。ただし、これから想定される大きな地震、胆振東部のときの地震よりもっと大きな地震が来たとき、避難経路

が塞がってしまうという危険性もあると思うんです。となれば、周りの一時避難所をもっと増やすとか、避難できる場所をもっと増やすとか、そういった考えとかはありませんか。

○議長（野田省一君） 梅津参事。

○総務企画課参事（梅津 晶君） ただいまの質問についてでございますが、町長のほうからも答弁がございましたが、これからむかわ町としては、災害時にあらかじめ起こり得ることを想定をしながら、事前に取り組めるものは取り組み、もし起こってしまった場合にどのように復旧・復興を進めてまいるのかという事前復興計画の策定の取組につきまして準備を始めているところでございます。

日本海溝、千島海溝、海溝型地震での津波発生あるいは地震自体の被害として、様々なことを今後想定していかなければならないと考えてございます。例えば避難所につきましても、避難所自体が浸水あるいは倒壊をすることが考えられます。あるいは議員から御指摘のありましたとおり、町道などの損壊、瓦礫の処理、こういったものはどうしていくのかと。道路が閉塞して避難が困難あるいは火災が起きる、そういったことを考えていかないといけないと思っています。こういったものも事前復興計画策定の取組の中で一つ一つ検証して、発災する前に、あらかじめこういうことが起こった場合どうしていくのかといったようなことを、今後検討を進めてまいる予定でございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） ありがとうございます。

それと、慶寿苑と社会福祉協議会の事務所の移転のことについては、ちょっとよかったなというふうに思っております。社会福祉協議会においては、私も評議員をしております、居宅サービスが始まる事業の説明の中で、事務所が大変不便だと、もっと職員が働きやすい環境づくりをせよということでお話がございましたので、ちょっと質問させていただきました。

いずれにしても、まだまだいろんな課題があると思うんです。いつ起こるか分からない災害でございますので、町長のおっしゃる防災対策先導のまちということで、可及的速やかに取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今回の質問は、震災から4年、まちづくり計画策定から1年半となり、ありがたい町の実現に期待する多くの町民の皆さんの声を代弁して代わりに質問させていただいたつもりでございます。しっかりと受け止めていただきまして、施策実行に当たっていただきたいと思えます。

私の質問は以上で終わります。

○議長（野田省一君） 竹中町長、何かありますか。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 大事なところでございますので、避難弱者の関係で1点触れさせていただきたいかと思えます。

これも議員の皆さん御存じかと思うんですが、見守り支援センターというのがございまして、先ほど冒頭で申し上げましたように、高齢者支援等の対策というのを日常から重ねていこうというところを、震災当時、福祉避難所というのをいち早く設置させていただいたところでもございます。これも日常の共助の視点というんでしょうか、こういったところから立ち上がった、全国的にもあの当時、先進事例の一つともされていたのかなと受け止めているところでございますが、繰り返しますが、日常の高齢者等の見守り支援の取組からの成果ともされ、平時においての引き続きの実践が必要と考えているところでございます。

もう一点、社会福祉協議会の関係でございしますが、これにつきましては、実務者間においての課題対応に向け、随時情報交換をさせていただいているところでもございます。今後においては、これも執行方針に記させていただいておりますが、全世代型の地域福祉活動などの地域福祉業務というのが拡充をしているところでもございます。これからにおきましても、社会福祉協議会の意向、思いですね、意向というのも含めながら、場所あるいは適切な環境、規模形態、こういった整備ビジョンなどについて整理が必要と考えているところでもございます。これも、重ねますけれども、第2次まちづくり計画の重点プロジェクトに掲げられておりますまちなか再生プロジェクトの検討の方向性にも記されているところでもございます。地域福祉の充実の観点から、関係団体との連携、協働と、こういったところをしっかりと向き合いながら、安全・安心のまちなか形成と動線的なつながりというんでしょうか、これらも含めた考慮をしていかなければならないのかなと考えておりますので、お含みおきを願いたいと思えます。

〔「終わります」と言う人あり〕

---

#### ◇ 東 千 吉 議 員

○議長（野田省一君） 次に、5番、東千吉議員。

〔5番 東千吉議員 登壇〕

○5番（東千吉君） 東千吉でございます。第3回定例議会で通告に基づいた一般質問をさ

させていただきます。

本町の森林整備についてでございます。

平成30年9月の胆振東部地震により大規模な森林被害が発生し、これまで林道、作業道等の路網の整備が行われてまいりました。被災林の整備がなかなか進まない現状にあり、町管理河川が降雨により、ほんの少し増水しただけで濁ったり土砂災害の危険にさらされ、結果、清流鵜川の価値が損なわれているところでございます。諸般の事情から、被災私有林の植林などは整備されておらず、将来に向けた財産価値を考えると、個々に任せていたのではその余裕は見いだせず、二酸化炭素の吸収源とされる森林再生が足踏み状態。これまで町長は一線を引いてまいりましたが、個人財産といえども行政支援は避けて通れないのではないかと。我が町の貴重な財産としての森林価値を高めるため、どこまで踏み込んだ整備支援ができるか、また必要であるか、いつまでにどの程度進めるべきかと考えるか、この2点を要約して、①個人が所有する被災林の森林整備に対する行政支援、それから②として、被災林の森林整備の計画等について伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 御質問について、その要旨に触れられておりますとおり、計画的に森林整備を進めることは、森林が持っている二酸化炭素吸収機能、この維持において重要であると私も捉えております。

1つ目の御質問の個人の被災森林の整備に対する行政支援につきましては、国の森林環境保全直接支援事業のほか、町としても民有林振興対策事業、そして私有林等整備促進事業の単独支援を継続して実施をしてきている、これらの活用を基本としているところでもございます。

また、2つ目の被災した森林の整備計画等につきましては、北海道が設置しております胆振東部森林再生・林業復旧連絡会議というのがございます。ここにおいて、令和4年3月、今年3月に制定しました胆振東部地震森林再生実施計画、これに基づきながら、人工的に植林するか、自然回復による天然更新をするのかといったところを判定しながら、北海道において所有者、ここが大事かと思えます、所有者と協議をしながら復旧することとしているところでもございます。

計画期間は令和8年度までの5年間として集中的に実施されることとなりますが、所有者の方との協議が整っておらず、実施年度を定めていない被災森林につきましては、定期的に計画というのを見直し取り組んでいくこととされておりますので、御理解のほどよろしくお

願いをいたします。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） これらの森林を整備する、森林を育てるということは、10年以上先を見る人は森林を、山を、木をというふうに言われているぐらい、非常に長い目で物事を見て事業を進めていかなければならないと思います。一喜一憂あるいはまたすぐにそれが再生してうまくいくというものじゃなくて、結構長い時間をかけないと、人工林であっても自然林であってもなかなかしっかりとした基盤の強化にはならないというふうに思います。

そうした中で、いろんな事情で例えば苗木なんかも一度に大きく需要供給バランスが整うということには当然ならないですし、そういう部分では非常に計画的にしっかりと積み上げた中で実施していく、そういうことが大事だというふうに思うんです。そういった中で、なるべく早い段階でしっかりとした森林整備がされるべき。今、小河川、沢等についてもほんの少し水が出ただけで、うちの星の沢辺りもすぐに汚れて、今までは増水はするけれども結構きれいだなというような川でありましたけれども、増水するともうすぐに汚れた水になっていく、これは小さな治山あるいはまた山腹の崩壊等があちこちに出ているということだと思います。そういう部分も含めて、特に一番気になっているのは、穂別、鶴川川、2つありますけれども、合流したそのちょっと上にオビラルカの沢というのがありますけれども、この沢、特に震源地に近い80林班以上の土地から来る水については、すぐに汚れた水が流れてくる。ここはもう必ず汚い水、かつて若干そういうことがありましたけれども、これほどひどい状態でこの4年間来ているということは、ほぼ非常に遺憾と思っているところです。

そういうところを含めて、あちこちにそういうところ、実は小さいところであるんです。そういうのは全て町河川、町管理の河川でございますので、そういうところも見えていかなきゃならない。そのときにはどうしても治山も含めて、やっぱり所有している人の資金的余裕がないという部分も十分見受けられる。状況によって、特に今回いろんな状況があってそういうふうになっておりますけれども、それらを支援する、そしてなるべく早い段階で、いや、災害が大きければなかなかまた同じこと繰り返しますけれども、それでもやっていく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（野田省一君） 高木参事。

○農林水産課参事（高木龍一郎君） 森林整備の計画的な進め方についてお答えさせていただきます。

本町では、10か年、5年に一遍の森林計画の見直しを行っております。その整備計画に基

づきまして、さきの公共の事業、それから町の私有林など整備事業などを活用しながら整備を進めていくこととなっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 被災して4年、この間、余裕があればきっと森林の所有者もしっかりと整備を前向きに実施をしているというふうに思うんです。ところが地震があったりコロナがあったり、経済的に非常に大変な事情がいっぱいあるので、なかなかそこへ踏み込めない、踏み込むことが次世代につながると分かっている、自分の時代ではなかなか難しいという、そういう問題点が多くあるのではないかというふうに思うんです。

そういった中で、町長、本日、ゼロカーボンシティ宣言をいたしました。そういった中で、我が町の一番特色となって、一番、二酸化炭素吸収源としてうちの特色である森林の吸収源対策というのは、非常に大事にしていかなきゃならないという部分も含めて、何かの形で、例えば融資あるいは制度の中で、今は貸付けあるいはそういうふうにしてもいいよと、それを返還するのは伐採時でもいいよぐらいの長い目の支援策をしないと、なかなか所有者は本気になってそこへ踏み込んでいけないんじゃないかなというふうに思っているんですが、その辺については町長、どういうふうに感じているでしょうか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 個人が所有する被災林の森林整備に対する行政支援というのは、先ほど申し上げたような形で北海道が主催となっている胆振東部森林再生林業復旧連絡会議、こういったところを捉えながら、あくまでも先ほど申し上げました所有者の方の今の実情というのをしっかりと向き合わなければならないのかな、捉えなければならないのかな、そして被災森林の再生に向けた対応方針、これにしっかりとどう、こちらとしても支援していくのかという形になるかと思えます。

それと、今、東議員が触れられました森林等二酸化炭素の吸収源、これについては今議会で先ほど脱炭素の宣言というのをやっているところですが、議員御案内のとおり、道内でも数か所とされております、むかわ町におきましては国と道とそして町による地域主体の一体的な森づくり協定というのが既に結ばれているところでもございます。それぞれの所管というのを、町だけでないです、所管というのを超えた森づくりというんでしょうか、森林づくり、こういったところも活用して脱炭素の取組にもつなげたい。

あわせてですが、胆振管内でもトップとされております森林の二酸化炭素の吸収量、これは胆振管内でもトップともされております。これらの環境というのを維持していくためにも、

植樹等の森林づくり、さらには町民をはじめとして、これは所有者の方もそうですけれども、企業だとかあるいはボランティア団体とのマッチングというんですか、こういったところも通しながら、運動としての取組、そこから吸収量がだんだん低くなっていく人工林の高齢化、こういったところにも伴って減少傾向とされているかと思しますので、そのため利用期を迎えた人工林については、巷間言われております切って使って植えるよというふうな循環づくりというんでしょうか、炭素の貯蔵というのを、木材の利用というのを図りつつ、成長の旺盛な若い森林というんでしょうか、こういったところに確実に造成していくことが必要と捉えているところでもございます。それは巷間、東議員も申し上げられているグリーン成長、町としてもこういったところを目指さなければならぬのかなと思います。

それぞれの所管を超えた森づくり、繰り返しますが、こういったところを通しながら、森林再生の一助に公益的な取組の可能性にもつながってくるのかなと思っているところでございます。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 今年、非常に雨が多くて川の増水も例年よりも多い年でございました。先般というか、7月上旬ですけれども、実は鵜川、沙流川もそうですけれども、大水が出て、結構流木が流れたときがございました。このときに鵜川漁協所属の漁師から、港に流木が入り過ぎて船が出せないんだというふうな話がございまして、実は道議会議員を通して港の流木の撤去をお願いをしましたところ、僕も行ってみましたが、随分流木入っているんですね。これは川が大きく水が増水して流れるのもさることながら、やっぱり上流あるいは森林の整備がしっかりされていない。なるべく早くできない部分があるから、そういうふうに港にも流木が入って、流木の撤去をしなければ漁船が出港できないと、こういう悪循環を醸し出したというふうに思っております。ちょうどそれがホッキの貝毒の時期でしたので、流木撤去して出ようとしたら、船出しちゃ駄目だよと、こういう話になったということで、非常に悪循環、遅くまで置けば置くほど悪循環のサイクルに陥るという可能性があると思いました。

そういう部分も含めて、やっぱりなるべく早く影響のあるところに小さな影響で済むような対策を、今、町長おっしゃいましたけれども、道だとか振興局だとか、そういうところとしっかりと協議をしてということがありますけれども、それも含めて地元の経済に影響のするような部分は、即刻やっぱり実施できないか。先ほど言ったように、何とか早い段階でその解決策を見いだす方法というのを考えていけないかというところで、もう一回質問したい

と思います。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 降雨時、大雨時の河川から海域への流木の流出ということでございますが、過去より沙流川から出た流木は鵠川の海域に影響がある、そして鵠川から出たものは西側の厚真海域のほうに影響が出てくるというふうなことで言われているところでございます。ちょっと8月上旬、雨の関係で鵠川漁港がそのようになっていたというちょっと状況、雨のたびに漁協等ですとか、そういった部分で私どもパトロール等をしておりますけれども、ちょっとそういった事実関係の部分で、操業にまで影響するといったところまで我々の耳に入っていなかったところでございますけれども、いずれにいたしましても、山の管理というのは、先ほど町長からも申し上げましたとおり、非常に時間のかかる部分でございます。

そういった部分の中で、いろいろな計画も立てながら、まずは町有林の部分を町が管理している部分は町としてしっかりやっていく、そして私有林の部分については、関係の団体さんとも連携を図りながら、きちんとそういった状況というものもつかみながら、団体さんのほうで計画づくりのサポートというものもされて、5年に1度の計画、そしてそれは5年に1度だけではなくて、毎年、都度見直しというものも図られているところがございますので、そういった中で計画にしっかり取り組み、そしてそれらの整備に対して補助金が優先的に活用できるものについては、既存の制度をしっかり活用を促していくというようなことで取り組んでいきたいと思っておりますし、また今、なかなかそういった部分で施業ですとか、そういった部分に気持ちが向いていかない方、そういう意味では今、森林管理制度ということで意向調査もこの間、実施してきているところがございます。意向調査の結果を受けてのところで、それぞれカルテのようなものをつくりながら、所有者さんと相談をしながら、こういった整備が考えられるといったところの御提案もさせていただいているところでございます。この被災森林の関係でそれらに漏れている部分につきましては、都度、この森林管理制度の中で、また、意向調査というもので所有者さんの意向も確認しながら、その中で望ましい整備の在り方といったものを一緒に探っていくといったような形で、丁寧な対応に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 今の部分、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

漁協、本当に流木が流れると、鵠川漁協は先ほど課長言ったとおりだと思ひますけれども、



河川から海に木が流れて、船出したらなかなかそれというのはレーダーとかに映らないようで、船が踏んでしまったりとかということ、僕も先般、船に乗って経験しました。これというのは船傷むんだなというふうに初めて思うし、それが海で網を引く、いろんな網、漁法で上げることに影響が出てくる。早い段階で解決しないと、どんどん悪循環としてそういうふうになっていくということをごまごま見た感じがいたします。

そういう部分では、ぜひともやっぱり早い処置、そういうのをしていく必要が僕はあると思うので、例えば今まで使い勝手の悪かった森林環境譲与税、今でも私、言うにはひよっとしたら使い勝手は難しいのかもしれませんが、そういうところも国だとかに要望しながら、そういうふうに行って早くやっついこうという部分については、どういうふうにお考えか伺いたい。

○議長（野田省一君） 高木参事。

○農林水産課参事（高木龍一郎君） さきの御質問の中の森林環境譲与税ですが、現在、先ほどの私有林などの整備事業、これにも森林環境譲与税を活用させていただいております。また、先ほど課長のほうからおっしゃいましたいわゆる森林所有者意向調査業務の委託、これにつきましても森林環境譲与税を活用させていただいているところですので、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 悪循環にならないように、なるべく早い段階での対応、処置等をぜひともお願いしたいということで、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野田省一君） しばらく休憩をいたします。

再開は15時50分とします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時50分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 北 村 修 議員

○議長（野田省一君） 次に、11番、北村 修議員。

○11番（北村 修君） 定例会に当たって、幾つかの点について質問をいたします。

最初に、コロナの対策についてであります。

冒頭、町長の行政報告でも述べられたように、町内でのこのコロナの陽性者の発生率は8月をピークにしながら、第7波については9月に入って減少傾向とは言え、まだそれがやまない事態になっています。そうした中で、第6波から7波にかけて感染が増加した中で、高齢者への感染等もありました。こうした事態について、どのようにこの町として実態を捉えておるのか伺うものであります。

2つ目には、今後に向けての取組であります。国としては新たな考え方などとしての対策も立てられ、道としても出しているようでありますけれども、そういう中で見れば、例えば高齢者等への施設の問題については、入院が必要というような方が出た場合には、この施設療養でやってもらおうと、そこに支援するというようなことになっています。こうしたことが本当にこの実態に合っているのかということで、我が町の経験から言っても考える点があるんじゃないかと思っているんで、お伺いしておきたい。

3つ目には、オミクロン株が増える中で、この子どもの発症の増加が急に出てきています。新たなワクチンということもあるようでございますけれども、この小さい子どもには、まだそのところはあります。そうしたことを含めながら、全体として子どもに対するこの科学的な知見でのもっと追求、検討というものを国等へ要望する必要があるんじゃないかというように思っているんですけれども、その辺についての考えを伺いたいと思います。

4つ目には、第7波に続く中で、この町経済に与える影響が極めて大きくなってきていると思っています。物価高騰等々がありますので、これらが抱き合わさっての形になっていきますけれども、特に私がここで取り上げたいのは、この飲食業の問題であります。やはりこういう状況ですから、相変わらずお客さんがいないという中で、電気料等々も高騰するという中で、非常に営業を保持していくそのものも大変な事態になってきているわけでありまして。これらに対して、改めて対応していく必要があるだろうというように思いますが、お伺いをするものであります。

それから、5つ目には、低所得者向けの支援給付金というのが、またぞろという言い方は変かもしれませんが、またぞろな形で出されそうであります。これまでと同様に非課税という形のようにございますけれども、私はこのところで、せっかくこれらに地方創生臨時交付金が充てられるのであれば、もっと現実に合った形で幅広く町民に利用してもらおう、そういうような形にしていくべきだなというふうに思っておるわけでありましてけれども、そ

こら辺の見解について伺っておきたい。

以上がコロナ対策で、まずお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まず、1点目から3点目までの御質問につきましてお答えをしていきたいと思えます。

オミクロン株による感染が広がった第6波が収束しないままに、オミクロン株BA.5の系統による感染が広がった第7波。感染者数が減少傾向に転じ始めたものの、専門家も含めてまだまだ収束の出口は見えないと。特に、本年8月につきましては、全国的に発熱外来の受診というのが困難な状況になっており、鶴川厚生病院、国民健康保険の穂別診療所におきましても、8月中旬は受診者が集中し、一時的に混雑をしたところでもございます。

9月に入り、自宅療養者の療養期間というのが短縮され、北海道におきましても、陽性者登録センターの対象地域を拡大、発熱外来を受診せず陽性登録を行う仕組みが確立、こういったことで、感染した際の対応というのも大きく変わってきているところでもございます。

町としましては、検査を希望される方が速やかに検査、受診できるよう、相談、問合せに対応をまいります。

また、高齢者施設におけます感染発生の際には、この間も苫小牧保健所と連絡連携を図りながら、入院が必要と判断される場合には医療機関への搬送も実施してきていることから、今後におきましても同様な対応をまいりますと考えております。

行政報告でも申し上げましたとおり、ウィズコロナと本格的に向き合うに当たり、現在の個人による感染防止行動の徹底、これは改めて町民の皆さんにお願いを申し上げますとともに、改めてここは、国がリーダーシップを発揮した中での実効性を持った感染防止対策というのを講じていくよう、必要な要望、要請を引き続き町村会等を通してまいりますので、御理解を願いたいと思えます。

次に、4点目でございますが、むかわ町におきましては、令和2年、令和3年、コロナ禍におけます町独自の支援、御承知のとおり、飲食業者の皆さんが緊急事態措置やまん延防止等重点措置におけます営業時間の短縮要請などに応じた際の飲食店経営支援金、そして事業活動に支障が生じている業者の皆さんに対しての経営の維持、または緊急支援としての商工業経営支援金など、総額約5,700万円の支援を行ってきているところでもございます。

御承知のとおり、本年におきましては、プレミアム商品券によります地域消費活性化事業として、例年のプレミア率20%に10%を上乗せし、30%で実施することとしております。町

内におけます経済循環の活性化をさせることで、事業者の方々の支援に取り組むこととして  
いるところでもございます。

なお、さきに創設されております価格高騰重点支援地方交付金等を活用して、引き続き物  
価高騰の影響を受けた生活者の皆さん、企業者の皆さんに対して支援に努めていきたいと考  
えております。

そして、5点目の低所得者支援給付金につきましては、報道されておりますとおり、内閣  
官房 物価・賃金・生活総合対策本部におきまして、電力・ガス・食料品等の価格高騰緊急  
支援給付金として、住民税非課税世帯に対し1世帯5万円の給付が決定したところでもござ  
います。

御質問の非課税世帯から対象者を広げた対応をとということでございますが、御承知のと  
おり、むかわ町、本年度、町独自事業として、住民税非課税世帯の方々を対象にした1世帯当  
たり3万円分のむかわ町金券を配布する「むかわ町くらし応援金券交付事業」を既に実施も  
しているところでもございます。

特に物価高騰の影響が大きい子育て世帯を対象とした、子ども1人当たり5万円を給付す  
る「むかわ町子育て世帯への生活特別給付金事業」も実施をしているところでもございま  
す。

さらには、地域経済の活性化と生活者の方々の消費行動の、先ほど触れました支援を目的  
とした購入額の30%のプレミアムが付加される「プレミアム付商品券発行事業」といった各  
種の事業も展開をしているところでもございます。

引き続き、国の動向といったものも注視しながら、町として町民の皆さんの生活に寄り添  
った施策の実施ができるよう努めてまいりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ほかに幾つか質問をさせていただきますが、1つは、この今新たな  
形のコロナ対策というのが出てきている中で、例えばこの受診の在り方については、冒頭町  
長も述べられましたように、高齢者あるいは基礎疾患のある方というふうになっています。  
これをまともに受けていくと、じゃ、高齢者や基礎疾患のない方は病院にかかなくていい  
のかいと、そういうふうな話になっちゃう、そういう扱いにされちゃうんじゃないかという  
心配がありますけれども、こうしたものについてどのように考えておられるのかと、1つ伺  
っておきたい。

あわせて、時間の関係がありますので、今度は施設療養についても、先ほど述べたように、  
施設にあってコロナが発生した場合、昨年の特別の出来事のような場合を想定してなんでし

ようけれども、それはもう施設でやってもらうということで、それに対して支援をするということなんですね。ここは何が問題かという、私はやっぱり、そういう施設に入っている高齢者であっても状況によっては医療機関にかかれるという仕組みをつくる必要があると思う。やっぱり、こういうことは国に強く求めていく必要があると思っているんですけども、改めて伺います。まず、そこら辺を伺っておきたい。

○議長（野田省一君） 梅津参事。

○総務企画課参事（梅津 晶君） 私のほうからは、発熱等の症状がある方の9月26日以降の受診の在り方について、現地で入っている情報についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、発熱等の症状がある方につきましては、御自身の選択の中で幾つかの方法がございます。かかりつけ医等がいて、医療機関を受診可能な場合は引き続き、これは年齢等を問わず受診することができます。また、健康相談センターという24時間対応の新しい窓口が26日から設置されることになっておりまして、こちらのほうにまず相談をされた上で、必要な支援をアドバイスいただけるということも可能であります。

また、市販の抗原検査キットをインターネット等でも購入できるようになったようでございますが、御自身で購入をして検査を受けていただいて、陽性となってしまった場合については陽性者登録センターのほうに連絡していただくということも可能になっておりまして、医療を受けられないということではなくて、医療機関を経ないでも必要に応じて検査体制が構築されるといったようなことになっていきますので、基礎疾患のある方とか65歳以上の方が医療機関は受診しづらいのかということ、そういうことではないということは御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 今井参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 私のほうからは施設の療養の関係ですけれども、施設のほうの療養者につきまして、必ず施設で見てくださいというお話ではないかなというふうに思っております。

このたびも施設のほうでコロナの陽性者が出た場合につきましては、保健所のほうで搬送していただきまして、苫小牧のほうの病院のほうに入院させていただいております。その中で、コロナのほうの症状が落ち着いた段階でまた戻ってくるというような対応をしておりますので、こちらのほうに書かれている部分は、もし施設のほうで療養のほうの支援をした場合にはお金が出ますよという意味ですので、施設のほうで療養のほうを実際に行ったときにはその分のお金が出されますということにはなっているんですけども、実際には必要な方

につきましては入院等の対応をさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思  
います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 1つは、分からなかった点が分かりました。

私、穂別での高齢者施設で90歳以上の方が出て、これ、どうやってやったのかなと本当に  
心配で、聞くわけにもいかないしね、あったんですけれども、今の苫小牧の病院に運んでい  
ただいたという、安心しましたけれども。

私は今、施設の問題でも言いましたけれども、これは今度の基本的な考え方という形で出  
した方向性によると、この施設の対策については施設へお金を支援する、だからその中でや  
りなさいという形になっちゃっているみたいなんですよね。これだと、大きな力のある施設  
でその看護師なりお医者さんなりを持ち得たりなんかすればいいかもしれないけれども、そ  
のケアマネなり看護師さんなりを若干持ったとしてもその患者さんを抱えるだけのものには  
ならない、これが現状だというふうに思うんですよ。やっぱりそういうことを押しつけると  
いうのはよくないというふうに思うんですよね。そういう点では、ぜひ町からも改善を求め  
ていただきたいなということで、お尋ねをさせていただきました。ぜひお願いをしたいとい  
うふうに思います。

それから、今答弁された中で、今度はそういう受診、コロナが心配になっても医療機関へ  
我が町としても絶えずどこでも行けるというふうに考えたらよろしいというふうに捉えてい  
いのかどうか。例えば、8月にこういうことがありました。高校生が発熱をして心配だとい  
うので、町の病院で検査を受けたい、見てもらいたいとなったけれども、いろんな土日など  
の都合でそれが延び延びになっちゃったと。幸い大きなことにはならなかったんでよかった  
んですけれども、そういう非常に不安が出てくるという状況ですよ。そういうようなときに、  
この発熱外来という形で絶えずいつでもやっていただけると、そうでない場合にはそういう  
無料の検査キットを渡してもらえる、こういうふうに理解していいのかどうか、改めて伺い  
ます。

○議長（野田省一君） 梅津参事。

○総務企画課参事（梅津 晶君） ただいまの御質問についてでございますが、先ほどの答弁  
と若干重複をいたしますが、発熱外来等へ直接受診していただくことも可能ですし、24時間  
対応の健康相談センターにお電話をいただくと、医療機関の受診をお勧めするのか、あるい  
は検査キットを自らで使って自ら検査をするのかといったところまでアドバイスが受けられ

るようになってございます。

なお、医療機関の対応についてでございますが、医療機関ごとに診療日というのがございますので、こちらについては8月もさることながら、現状でもそうなんですけれども、医療機関の営業日は医療機関のほうで対応しますけれども、休日時間外につきましては、こちらについては医療機関の考え方によって翌診療日の対応、あるいは翌々診療日の実の診療日の対応となることはあり得るということは御理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） じゃ、今町内のやつ聞いて、そこでね、これから秋から冬場にかけてインフルエンザと同時に出てきたらどうするんだという話がありました。だから、発熱外来などをもっともっと増やしてほしいというのが現場でもあるし、国民の皆さん、町民の皆さんの願いだというふうに思っています。そういう点では、やはりもっともっと、1つの診療機関が休みであってもどこかでこの対応ができるというふうにしなきゃなんないというふうに思っていますけれども、そういうこと含めてこれは国のほうにも要望していく必要があるんじゃないかというように思いますし、町としてはそこら辺のところをどのように取り組むと思っているか、改めてもう一回伺います。

○議長（野田省一君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時13分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

梅津参事。

○総務企画課参事（梅津 晶君） 現時点につきましては、町内の医療機関が営業していない日については、検査は即時受けられるような体制は整っておりませんし、これまでも同じような状況でございましたので、引き続き医療機関が開いている日に受診をしていただく、あるいはそれ以外で不安なことがある場合には、新しく新設されます健康相談のほうで適宜相談をしていただくという対応になろうかと思えます。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 我が町のお医者さんだけ、一生懸命働けというわけにいきませんか  
らね。私はそこをそれ以上要望しようとはしませんけれども、やはりこの国全体として発熱  
外来をもっと増やして、そういうことに対応できるような医療体制をつくっていくという  
ことに対して、町長、国のほうに町村会等々も通じながら引き続き要請をしていただくとい  
うことをお願いして、次に行きたいと思えますけれども。

次に、4番目のに関連しますけれども、この物価高騰を含めたこの形で地方創生交付金を  
活用してこの支援体制を取ってもらえないかということで、この飲食業の皆さんなんかへ、  
やはりこれ、多々、今の状況ですと5万円の支援金かあるいはこのプレミアムという形にな  
るんだろうと思うんだけど、やはりこの町における、特に私は農業だとかそういうもの  
も今、物価高やなんか高騰で大変ですけども、特になくなるのではないかと心配があ  
るのは、この飲食業なんですね。これは町にとって元気を示すものでもあるんですよ。そ  
ういう点では、なかなか誰しもにもそこに行きなさいとは言えないけれども、しかし何らか  
の形でそこを救済し頑張って乗り切っていただく、この手当てをしていく必要があるんじ  
ゃないかと思うんです。そういう点では、この点でもこの特別地方創生の臨時交付金など  
を大いに活用するというのがあるんじゃないかと思っているんですけども、改めてお伺いし  
ます。

○議長（野田省一君） 山木主幹。

○経済建設課主幹（山木美幸君） 私のほうからお答えさせていただきます。

町内の飲食店につきましては、昼営業につきましては一定程度回復してきているというふ  
うに聞いております。今問題になっているのは夜間ですね、夜の営業が非常に厳しいとい  
うので、聞いております。こちらにつきましては、私どもも含めましてちょっと宴会は減っ  
てきているというのが一番の原因かと思っておりますので、今後ウィズコロナが進んできた状  
況で宴会が増えていくのを期待をするとともに、議員のおっしゃるとおり、ちょっと今後の  
支援策についても一定程度の検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願  
いいたします。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） じゃ、よろしくお願いたします。

次に、低所得者給付金との関係でお伺いしたいと思います。

我が町歩きますと、いや、あそこに5万円の金券が来たよということだと、非常に話題に



なっている、喜ばれております。しかし、この高騰等の関係で昨年、私どもこの福祉灯油の関係でも非課税というだけではなくて、非課税だと国民年金の本当の最低の　　という  
ことで、それ以上ちょっと非課税ではないけれども、そのちょっとしたレベルの人たちがたくさんおるぞという話をして、そこへ対応していただきました。

やっぱりそういうことというのは、これだけ物価が高騰する異常な形の円安が進んだ中でなっている、これは町のせいではありませんけれども、そういう状況の中にあって、やっぱりそういう対応を含めた状況を改めてつくり出していく、ここが今求められているように思うんですけれども、改めて伺っておきたいというように思います。

ある町では、例えばこれが障害者世帯だとか児童扶養手当をもらっている世帯や特別児童扶養手当をもらっている世帯、こういうところまで膨らまして、そしてやるというところも町としても出てきています。こういうことに、やっぱりもうちょっと頑張る必要があるんじゃないかと思いますが、改めて伺います。

○議長（野田省一君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　先ほどの答弁でも申し上げたとおりでございますが、新しい交付金というんですか、こういったところの創設もされているといったところも地元としての影響というんでしょうか、実態というんでしょうか、そういったところをさらに商工関係者も含め、あるいは地域全体としてその影響に照らしての生活者そして事業者、こういったところも含めた効果的な支援、これは継続して行っていきたいと考えております。

また、地域事情の把握もそうでございますけれども、この間も町村会も含めた地方6団体というんですか、こういったところも通しながらの要望活動も行ってきていて、その中においても、先ほどのコロナも含め、さらにはウクライナ情勢というんでしょうか、こういったところでの原油価格あるいは物価高騰、こういったところの総合緊急対策というのを引き続いて着実に実施すると、そういうところは生活だとか経済活動両立するのであれば、長期化というのがもう懸念されるであろうといったときには、それらの影響をもたらすことに対する支援の強化ということも、引き続き必要な対策を講じるよう要望、提案というのは、8月の末にも求めてきているところでもございます。その前段には、もちろん町村会としての7月前段での行動もあります。

○議長（野田省一君）　北村議員。

○11番（北村　修君）　国としても改めて、とにかく地方創生臨時交付金で出す、こういう形しかないということは残念なんですけれども、やっぱりせつかくのそういう状況でもある

わけですから、それを活用して、より幅広い町民の皆さんに、その苦しみを預かっているのは非課税という形だけではないわけでありまして、それに準じる方たちもたくさんいるということも踏まえながら広げてくださることを求めて、次の質問に入りたいというふうに思います。

2つ目には、まちなか再生基本計画と博物館エリアの問題であります。

1つ目には、まちなか再生基本計画の5つの柱に沿った推進状況について伺いますというふうに述べさせていただいています。おおむね、先ほど来の質疑で明らかになっておりますけれども、改めて伺っておきたい。これまでも出ていますけれども、私がここで伺いたいの、特にこのまちなか計画ということで進めるのは、計画でいうと両地区で進めていく、言わば一緒に進めていくというのが計画の骨子になっているというふうに私は理解しておりますけれども、そこら辺を含めて、改めて進めたいと伺っておくものであります。

2つ目には、拠点整備事業とまちなか再生がリンクしているというふうに思っておりますが、そのように捉えていいのかどうか伺っておきたい。

3つ目には、まちなか計画とまちづくりの関係で拠点事業というような形になりました。そうすると、まちづくりの3つのプロジェクトの進め方というのが変わってくる可能性があるというふうに思っておりますが、そこら辺の状況についてお伺いするものであります。

4つ目には、まちなか計画の全体の相対的な方向と財政計画はどのようにいつ頃示されてくるのか、先ほどからの議論の中である程度あれが出せる最大ということになっちゃうのかどうかを含めて、改めて伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まちなか再生基本計画の推進と博物館周辺エリア再整備事業についての①から④までを一括してお答えをさせていただきたいと思えます。

まちなか再生の基本計画の進捗状況につきましては、4番議員の答弁で御説明をしたところでございます。

まちなか再生の基本計画とのこのリンクについてでございますが、計画の柱ともされております「地元資源を生かしたまちなかづくり」の中で主な取組の一つとして、8番議員の答弁で御説明をしたとおり、むかわ町復興拠点施設等整備事業Ⅰの具現化を進めているところでございます。

また、最上位計画でございます第2次のまちづくり計画におきまして、恐竜ワールド構想の推進を柱とする「地方創生プロジェクト」、「まちなか再生プロジェクト」を重点プロジ

ェクトとして位置づけております。

まちなか再生の基本計画におきましては、それぞれの地域が目指す姿というのを示しており、むかわ町復興拠点施設等整備事業Ⅰについては、それを実現する一つの手法であるとともに、先ほど申し上げました重点プロジェクトの具現化を図っていくものであることから、進め方を変更するものではございません。

なお、財源につきましては、まちなか再生の基本計画の最終年度までの事業というのが明らかになった段階で、事業の配置を含め提示をさせていただきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 最初に、Ⅰのところの5つの柱等については、おおむねその状況は分かりました。

ただ、ここで1つ伺っておきたいのは、先ほど来の答弁によりますと、現在の拠点整備Ⅰ、そしてⅡにという形で、来年度には基本設計を提案したいということでございました。その場合に、プロポーザルという形で今取っています。これが、後で細かく時間があれば聞きたいと思っていますけれども、なかなかその折り合いがつくようなものが出なかったというような場合に、これが延びてしまうというような状況はあるんじゃないかというふうに思っているんです。そういう場合に、このⅡのほうのプロジェクトが進んでいかないというようなことになっちゃうんじゃないかという感じがするんですけれども、そうしたところの調整、どのようにやっていくつもりなのか伺っておきたい。

○議長（野田省一君） 本間参事。

○総務企画課参事（本間 彰君） 質問に対してお答えいたします。

Ⅰの事業につきましては、これからプロポーザルにかけていく予定なので、それがどうなのかというのは今現時点では分かりませんが、このⅠの事業を町として全面的に進めていくために、関係者とともに進めてまいります。それを進めた後に、Ⅱの事業につなげていく予定になっておりますので、現時点では確定しているわけではございませんが、全力をもって進めていきますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 私、なぜこんな回りくどいことを聞いたかという、計画では、令和7年度に施行し、8年度、事業初めという形になっていて、年度を区切ってやっているんですよね。とすると、そういう状況で本当に進めなかったら、その後のやつについてもなかなか行かないということになっちゃうんで、その辺の心配があるなというふうに思って聞い

ています。改めて答弁があれば伺います。

さらに、併せてお伺いしますけれども、今度の拠点整備ということに触れたいと思いますが、この拠点整備という中で分かんないことが幾つかあるんですが、要するに建物の拠点をどこに置くのかということです。それは、先ほども出ておりましたけれども、今の博物館の現状のところで行うのか、それとも町の中に新たにものを造っていくということも考えられるのかという問題です。この問題で言えば、先ほども出ておりましたけれども、例えば交通対策あるいは買物対策、私は博物館を現状のところのエリアで再整備をやったときに、これらが有効的になるとは思えません。どうしてもこれは別の場所、町民の皆さんが利用しやすいところで、そして利便性のあるところでやらざるを得ません。こういう矛盾なんかが出てきた場合に、どうするんですか。これが、プロポーザルの事業を受ける側からも出る可能性はあると思っています。そうした場合に、どうするのかということが見えていないんですが、それらを含めて伺います。

○議長（野田省一君） 本間参事。

○総務企画課参事（本間 彰君） 先ほどの大松議員の質問でも出ましたが、当初の博物館周辺エリア再整備基本計画のエリアというのは、あくまでも現穂別博物館を中心としたエリアとなっておりましたが、今回の復興拠点施設等整備事業Ⅰの対象エリアは穂別市街地全体をエリアとしてございます。

今回の委託内容としましては、まず穂別地域のエリアデザインを考える業務が1つとなっております。穂別地区の全体で、どこにもものを配置したら一番よいかというものを事業者へ提案していただく形になります。なので、現穂別博物館の場所に整備しても構いませんし、それ以外でよりよい場所があるというふうには事業者が考えた場合は、現博物館の場所から違う場所に移してもいいと考えています。でも、あくまでも再整備基本計画を前提とした委託となっておりますので、メインは現博物館の場所が濃厚ではないか。ですけれども、いろいろな事業者の提案の中で、そこがベストなのか、ほかに設置する可能性があるのかということも含めた形で今回、プロポーザルの契約方法としておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 私は、そこにはまっちゃうと長くなっちゃうんだけれども、本当にそういう形でできるのかなという不安がある。どうしても博物館と買物支援策、交通対策、これが組み合わされるとは思えません。さらに、もっと言えばコミュニティなどもそうです

けれども、やっぱりそうすると複数の施設なりのことがどうしても考えられていく、またそれが理想ではないかというふうには思っているんですけども、そういう矛盾に陥る。そういう中で、本当にプロポーザルが時間どおりできていくんだらうかということも含めて心配になっているということがあります。改めて、その辺のところを伺っておきたいというのと。

私は特に、その中でも交通関係ですね、交通のこの課題、これを8年まで穂別の町民の皆さんに待ちなさいというふうにおっしゃるんでしょうか。今、穂別の町民の皆さんは、本当に買物もない状況になって、むかわまで来たいとかいろんな形があって、バスの改善を要望しています。そういうものは、まず大事になるんじゃないかと思うんですけども、その辺のところの状況をどう改善しながら進めていくのかも併せて伺っておきたい。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の北村議員の、恐らく重なりますけれども、復興拠点施設等整備事業Ⅰ、それとまちなか再生をどのようにリンクするのかといったところの確認の質問も含めているんじゃないかなと思いますが、改めてですけども、このまちなか再生というのは、現在あります復興計画、これ、令和7年度までを目標年度としております。それを受けて、第2次のまちづくり計画に向けてもまちなか再生の基本計画もそうですけれども、令和7年度を目標値としているところでございます。言わずもがな、まちなか再生は、これは両地区全部をひっくるめて今の段階、令和7年度というところで、あくまでも復興を起点とした、復興のまちづくりの復興展開期の最優先課題というところは御理解願っていただいているかと思えます。

それと、拠点の関係でございますが、まちなか再生の目指している基本計画の5つの柱にあります、その一つにある多層的、この多層的というのは、幾つかの要素が組み合わさるよといった意味合いにとっただけかと思えますけれども、1つの拠点ではなくて両地区ですから、両地区そこそこの拠点の意味というのがどこまで広げられるか分かりませんから、その拠点づくりとまちなか全体をどう好循環として創出していくんだといったところが問われているのかなということで、これは鷺川地区もそうですけれども、今進められている穂別地区、くどいですけども、市街地一帯、エリア一帯の拠点、そこで「等」というのは、拠点にも属さないですよ、しかし整備はしないと駄目ですよ、地域課題は解決していかんと駄目ですよといったところで、くどいんですけども、復興拠点施設等というなど書きで表現をさせていただいているところでもございます。そして、ここは繰り返しますけれども、復

興拠点整備の關係の事業名称については、これはあくまでもまちなかの再生を進める上での事業名称の一つとして捉えていただければなと整理を行っているところでもございます。

それと、プロポーザルの關係については、これはプロポーザルそのもののメリット等にも關係してくるかと思えますけれども、これ、日本のモデル型事業ということで今展開をしようとしているところで、我々もどういった形で追い求めていくのかということも、まだ議会の皆さんの承認をいただいて予算が通った場合には11月までありますんで、どういった形で、例えばプロポーザルのやり切るといふ姿勢で受け止めていただきたいし、選定までの時間、費用、労力の負担軽減、地域の貢献度、それと発注者と提案者との共同作業、さらには発注者の要望というのを反映していきますよといったところも含めながら、これは東日本の大震災で、実際に博物館とは申し上げませんが、複合的な施設の先進事例というのもございますので、そういったところも含めながら、今後に向けて鋭意努力をしていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 枡丸主幹。

○総務企画課主幹（枡丸直士君） 私のほうから公共交通の關係についてお答えをさせていただきます。

まちなか再生計画の5つ目の柱に、両地区をつなぐ取組の充実・強化というところに、地域公共交通システムの充実・強化という項目がございます。以前にもお話ししてはございますけれども、今現在町内を走行する路線バス、それから利便性の高い輸送運送、これを検討するために町民ニーズを踏まえた持続可能な公共ネットワークの形成を目指す公共交通計画、むかわ町版の公共交通計画というのを今策定を進めています。これが2年度で、5年度、6年度で策定していく計画となっております。これまでのまちなか再生計画検討会、それから地域協議会の提言内容、いろいろ穂別の中で話されている御意見等あります。こういったものも踏まえるのが1つと、今進められている復興拠点等の整備事業Ⅰの中の提案内容、こういったところも把握しながら、よりよい持続可能な公共交通ネットワークを令和6年度の計画策定に向けて今進めておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 公共交通にすれば、一日も早くというのが住民の皆さんの願いであります。6年度なんて待たないで、ぜひとも来年度ぐらいには一定のバスダイヤの改善ぐらいはするということをお願いしたい、強く求めておきたいと思っております。

それから、先ほど町長のほうから改めて私に確認をいたさせられましたこのR7年というのは、私もそうだろうと思っています。だから、そこのところに向かって、本当にこの穂別地区をやりながら次年度以降に鶴川地区とこういうまちなか計画全体を進めていく、本当これで行っちゃえるんですか。そこのところがまず一つ、最初の段階で延びていったらずっと延びちゃうんじゃないのという心配もありますんで、私は伺っていることでありまして、それが大丈夫だと言うんだったら、なるほどなというふうに言わざるを得ないというふうに思っています。

それから、私はプロポーザルの問題でどうもこれを聞いていると、今のお話も聞いているとPFIと同じように扱うのかという感じがあるんですが、その辺ではどうなのでしょう、その辺の違いをどう考えておられるのでしょうか。

○議長（野田省一君） 本間参事。

○総務企画課参事（本間 彰君） PFIと同様な、一般的にPPP、PFIと同様の方法でプロポーザルを実施する方向で検討しております。先ほど、建物がどこになるのかという質問もございましたが、あくまでも事業者の提案であります、穂別博物館の場所に複合施設ができるのか、それともあちこちにばらけて造るのか、それも含めた事業者の提案になりますので、どういった形、今、先ほどおっしゃっていた交通の拠点が博物館と一緒にするのか、そこは事業者の提案になりますので、そこが1つの建物という固定観念ではございません。なので、買物弱者の対策のお店が博物館じゃなくて町なかのところにできる、そういうパターンも多分提案の中では出てくると予想されています。こちらでも広い形で募集をしたいと思っていますので、そこは博物館のところに固定されているわけではございませんので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 栃丸主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） すみません、私のほうから公共交通の話で、先ほど令和6年度という答弁をさせていただいたんですけれども、令和4年度、5年度の2か年の策定となっております。今年度中に町民のアンケート、それからニーズというのを把握して、議員がおっしゃるように、その改正が必要なダイヤなりがあればそれは随時適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） この問題終わりたいんですけども、ちょっともう一つだけお尋ねし

ます。

先ほど、私の質問でPFIもあり得るという話でございました。そうすると、簡単に伺います。今度のプロポーザルは、受託事業者の皆さんというのは設計基本計画をつくるというだけではなくてその後の施工管理、そういうものまで含めたものとして検討していくということでもいいのかどうか、改めて。

○議長（野田省一君） 本間参事。

○総務企画課参事（本間 彰君） 今回の設計については、あくまでもエリアデザインと基本設計のみです。その基本設計ができた後、次については実施設計と施工を併せた形、あと運用も含めた形でプロポーザルで実施したいと考えております。

○11番（北村 修君） その後の管理も。

○総務企画課参事（本間 彰君） 運用管理も含めた形で予定をしております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 分かりました。

これはまた、時間がありませんので、別の機会に質疑させていただくことにします。

それで、私の残りの質問ですが、1つは、4つ目の日本・千島列島海溝の地震について伺います。

これ、でも先ほど出ておりましたので、私のほうからは、これらについてする答弁があった、これから検討するという状況なんですけれども、どういうふうな形で検討していくのか伺いたいと思います。今年のコロナについて、新しくコロナの問題での法律も改正されてきました。そして、一定の支援もするぞという状況にもなっています。それら含めてどうするのか、伺っておきたい。

あわせて、2つ目に、国葬の問題についてもここで伺っておきたい。

○議長（野田省一君） 1問ずつお願いします。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ルールはルールとして、よろしく申し上げます。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の関係でございますが、日高自動車道以南の区域の大半が津波によって浸水する、むかわ町においては予測とされているところでもございます。人命救助などの応急対応のほか、津波の大きさによっては多くの家屋被害など、今までかつて経験のしたことのない課題というのが山積するものと捉えているところでもございます。

いち早く迅速かつ着実に応急対応、復興を進めるため、あらかじめ課題を想定し、事前に



取組ができるものは取り組む、復興の方向性、さらには進め方をあらかじめ定める、今、事前復興計画の策定に向け鋭意準備を進めているところでもございます。今後、取り組むこととしておりますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。策定着手は、来年度予定をしています。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） これで今年、国のほうでこれの関連の千島・日本海溝分が追加された法の改正がありました。これらについてはどのように受けていくというつもりで、もう段取りしているのか。その今の事前復興という中でそれは入れていくということでもいいのかどうか、伺いたいというのと、それから避難の経路の関係では、私はやはり最も身近に行けるというのは日高道路だろうと思っているんですけども、これらを活用する、あるいはそこにさらにそのための施策を取ってもらう、こういうようなことを考えて要望もするというとはないんですか。

○議長（野田省一君） 梅津参事。

○総務企画課参事（梅津 晶君） 事前復興のための検討についてでございますが、今現在、国の支援事業、要するにどういうふうに復興支援に向けて町内の体制を整えていったらいいとか、計画策定はどういうことに留意して行っていけばいいかのかというアドバイスを受ける伴走支援というのを今、令和4年度受けております。この後、令和5年度以降につきましては、具体的に、先ほど4番議員の部分でも若干例示をしましたが、例えば東日本大震災の際には残念ながら多くの犠牲者が出たわけですけども、一部の自治体では御遺体を雨風のある外で安置せざるを得なかったというふうに聞いております。残念ながら北海道の公表におきましても、むかわ町ができ得ることは事前に準備をしても一定程度の死者が出るのではないかという想定も出ているところなんです。こういったときに、第一どうするのか。あるいは、鶴川地区の木造家屋、要は高規格通り南側については、かなりの家屋が津波にあるいは地震の揺れによって、損壊あるいは倒壊することは想定されます。胆振東部地震の際とは比べものにならないぐらいの災害廃棄物が出ると見込んでおります。こういったものをどこに堆積していくのか。

応急仮設の話でございます。応急仮設をどこに建てていくのかと。まだ、起きていない災害について、あらかじめ建物を建てる場所等を定めていくというのは非常に難しいことでございますが、当然、下水道なりがないとトイレが設置できないといったような状況もございますので、そういったことも踏まえて我が町ではどうしていったらいいのか。あるいは、要

は教育の再開ですね、これをどうしていったらいいのかとか、そういったことを所掌、今後検討していくこととなります。そういったことをどのような体制でやっていくのかということも含めて、現在国の伴走支援も受けながら、令和5年度以降、速やかに着手していけるように今取組を進めているところですので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、避難の部分についてでございますが、まずは日本海溝、千島海溝、海溝型巨大地震が起きた場合の津波があった場合は、まず全員が日高自動車道より北側に避難してくださいというように言っております。まずは、場所を選ぶというよりはまず、日高自動車道より北側はおおむねの地域が浸水区域から外れておりますので、まずはそこに逃げていただくと。そういったときに、今議員から御指摘ありましたとおり、事前復興の考え方の中で緊急的な避難場所をどこにするのかといったようなことも併せて検討の対象になっていきますので、その辺も含めて御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 事前対策等の関係で言えば、私をもっと今やっているのに加えて、令和まちなか再生なんかと併せながら、これからの町の住宅着工はどこどこに従う地域選定をして、これから建てる人についてはどこというような、そういうことも含めながら、これ、先を見通した計画も必要じゃないかというふうに思っています。そういう検討もぜひお願いしたいということを述べて、最後の質問に入りたいというふうに思います。

最後の質問は、国葬についてであります。

私は、この問題で2つの点についてお伺いをしたいというふうに思っています。

1つは、今問題になっているこの国葬というのが、憲法やあるいは私たちが行っている地方自治、これに関わってどういうふうな事態として考えなければいけないのかという問題であります。

それから、もう一つは、そういうことも関連しますけれども、今、弔意の強制ということが問題になっています。そうすると、とりわけ子どもたちに対してどうするのと。そのことは、地方自治や憲法の精神からしてどうなのと。学校の設立者が町村であります。それがそういうものが来た場合にこれら憲法にも触れる、地方自治としてもこれはその立場から言えばよろしくないという状況になります。それらについて、どう対応していくのかということをお伺いしたいんです。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 国葬の関係に入る前に、先ほど実務のほうからも事前復興の関係で触れられましたが、この事前復興計画、全国でも策定されているところが僅かとされているところでもございます。そのため、国あるいは北海道と今現在、鋭意伴走支援もいただきながら準備を進め、そして前提として議員あれなんですよ、土地、建物、あれへの利用だとかインフラ基盤の状況などの前提として、今ある基礎データを確認した上で、先ほど申し上げた被害想定地域どこに取る、応急仮設住宅どうする、候補地をどうする、土地の権利関係の事前調査というのも実施していかなければなりません。こうした取組によって、復興までの時間短縮あるいは自治体職員の人材の育成というのも一定程度図られるのではないかなと思っております。プラス、スピード感と合意形成、2つの相反した命題というのは抱えているところですよ。

そこで、国葬の関係でございますが、まず冒頭、安倍元逝去されました首相に対しましては、平成30年9月6日に発生した被災直後に直接、私も面談して要望、要請をさせていただきました。そして、いち早くその時点での対応をいただいたことに、改めて感謝と御冥福を申し上げます。

御質問の件でございますが、今のところ、恐らく来ないかと思うんですが、国や北海道からの半旗の掲揚だとか、あるいは弔意に関する協力要請は一切ございません。現時点で、町としての対応というのは考えていないところでございます。

○議長（野田省一君） 佐々木課長。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） 学校関連でありますけれども、文部科学大臣が8月30日に弔意等の関係機関に対する弔意表明の協力の要請を行う予定はないという発言をしております。むかわ町教育委員会といたしましても、町立学校につきましては、そういった弔意の表明というものを求める予定はございません。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 改めて伺います。

地方自治というのは、日本国憲法の92条から関連法律が始まります。その中の大事なものは、基本的人権を守るということでもあります。そういう立場から言えば、この学校などに弔意を示すということは、憲法14条の憲法違反というだけではなくて、そうした地方自治体、教育関連でもいろんな問題が起きると思っておりますが、その辺での見解はありますか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 教育云々もさることながらですが、こういった世論が二分化されてい

る国葬というんですか、国葬儀というんでしょうか、こういった是非というのは自治体が判断あるいは決めることができない、そのため私自身も不用意な発言は控えますが、このような全国的な関心事は、巷間言われているように法律などの根拠というのが必要になってくるんじゃないかなと。御理解願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ですから、私は国葬がいいか悪いかとかという話はしていません。これが、我々が行う地方自治体の在り方としてどうなのかと、日本国憲法としてどうなのかという立場からお聞きしました。ですから、そういう点で、私の質問を御理解いただければありがたいと思っています。

以上で終わります。

○議長（野田省一君） これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（野田省一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、明日の開会時間は午前10時とします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時59分

## 令和4年第3回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和4年9月22日（木）午前10時開議

#### 町長提出事件

- 第 1 報告第 5号 放棄した債権の報告に関する件
- 第 2 報告第 6号 令和3年度むかわ町健全化判断比率等に関する件
- 第 3 認定第 1号 令和3年度むかわ町一般会計歳入歳出に関する件
- 第 4 認定第 2号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 5 認定第 3号 令和3年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 6 認定第 4号 令和3年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 7 認定第 5号 令和3年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件
- 第 8 認定第 6号 令和3年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件
- 第 9 認定第 7号 令和3年度むかわ町病院事業会計決算に関する件
- 第10 諸般の報告
- 第11 同意第 6号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同意を求める件
- 第12 議案第51号 工事請負契約の締結に関する件
- 第13 議案第52号 業務委託契約の締結に関する件
- 第14 議案第53号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）
- 第15 議案第54号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第55号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第56号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第57号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）

#### 議員等提出事件

- 第19 意見書案第 9号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書  
(案)
- 第20 意見書案第10号 防衛費を対GDP比2%以上に大幅増額することに反対する意見書 (案)

- 第21 意見書案第11号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）
- 第22 意見書案第12号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）
- 第23 意見書案第13号 安倍晋三元首相の「国葬」について国会で徹底した審議を行うとともに、弔意の強要を行わないことを求める意見書（案）
- 第24 意見書案第14号 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の靈感商法などによる被害者を救済するとともに、政治との癒着を究明することを求める意見書（案）
- 第25 所管事務等調査報告の件  
（総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会）
- 第26 閉会中の特定事件等調査の件  
（総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会）  
（議会運営委員会及び議会広報委員会）
- 第27 議員の派遣に関する件
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

## 欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	成 田 忠 則
支 所 長	藤 江 伸	会 計 管 理 者	上 田 光 男
総務企画課長	石 川 英 毅	総務企画課参事	本 間 彰
総務企画課参事	梅 津 晶	総務企画課主幹	柴 田 巨 樹
総務企画課主幹	栃 丸 直 士	総務企画課主幹	菊 池 功
町民生活課長	八 木 敏 彦	町民生活課主幹	菊 池 恵 美
町民生活課主幹	小 坂 僚 介	健康福祉課長	菅 原 光 博
健康福祉課参事	今 井 喜 代 子	健康福祉課主幹	高 橋 佳 香
健康福祉課主幹	熊 谷 伸 一	健康福祉課主幹	横 山 貴 仁
農林水産課長	酒 卷 宏 臣	農林水産課参事	高 木 龍 一 郎
農林水産課参事	藤 野 真 稔	農林水産課主幹	飛 岡 雅 幸
経済建設課長	大 塚 治 樹	経済建設課参事	江 後 秀 也
経済建設課主幹	山 木 美 幸	経済建設課主幹	佐 藤 琢
経済建設課主幹	西 村 和 将	企画町民課長	吉 田 直 司
企画町民課主幹	伏 木 允 一	企画町民課主幹	長谷山 一 樹
経 済 恐 竜 ワ ー ル ド 戦 略 室 長	加 藤 英 樹	経 済 恐 竜 ワ ー ル ド 戦 略 室 主 幹	櫻 井 和 彦
経 済 恐 竜 ワ ー ル ド 戦 略 室 主 幹	太 田 耕 司	国民健康保険 穂別診療所 主 幹 務 長	西 幸 宏
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	佐々木 義 弘
教育振興室長	藤 田 浩 樹	生涯学習課主幹	松 本 洋

選挙管理委員会  
会事務局長

石川英毅

農業委員会  
事務局局長

東和博

農業委員会  
支局長

藤野真稔

監査委員

数矢伸二

---

事務局職員出席者

事務局長

今井巧

主査

酒巻早苗



---

◎開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

---

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君） 日程第1、報告第5号 放棄した債権の報告に関する件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

菊池総務企画課主幹。

[菊池 功総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（菊池 功君） 報告第5号 放棄した債権の報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

従来より、回収が極めて困難な私債権の事案につきまして、滞納繰越を重ねるという債権管理上の実情課題があり、この課題解決と適正な債権管理を実現するため、債権管理条例の規定に基づき対応してきているところでございます。

今回の報告につきましては、債権管理条例及び債権管理マニュアル、さらに庁内債権管理対策会議において、各債権所管課による横断的な情報交換、対応連携により債権の回収に努めてきたものの、生活困窮や転出などの理由により回収が見込まれないため、最終的に債権管理対策会議に付議し、令和3年度において債権放棄が妥当と判断され、むかわ町債権管理に関する条例第6条の規定により債権の放棄を決定した内容につきまして、同条例第7条の規定により議会へ報告するものでございます。

議案書2ページをお開き願います。

債権の名称ごとに一覧となっております。

いずれの債権も消滅時効完成により放棄したものでございまして、一般会計公営住宅使用料が4名、194万5,515円、国民健康保険特別会計直診勘定診療収入が1名、1万190円、上水道事業水道料金が3名、21万4,392円となっておりまして、3つの債権の合計で8名、217万97円となったところでございます。

以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） この債権の時効完成は分かるんですけども、その中身について若干お尋ねいたします。

まず、この債権が発生した年月日、年度でよろしいです。これが1つと、それから、これに対する請求は何回行ったのか。それと、もう一つは、現在、この方々は町内におられるのか、町外におられるのか。これ、この3件についてお尋ねします。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 私のほうから、公営住宅使用料債権についてお答えいたします。

公営住宅使用料の債権放棄者につきましては4名ございまして、それぞれ年度がちょっとばらばらでございまして、まず、1件の方は、平成17年の年度から平成27年の年度の住宅使用料でございまして、もう一件の方は、平成22年と平成27年の年度の住宅使用料でございまして、3件目の方は、平成14年から平成23年までの住宅使用料の年度でございまして、4件目の方は、平成18年から平成27年の年度の住宅使用料でございまして、

請求の回数につきましては、ちょっと細かい回数でまちまちなんですが、電話連絡等、その都度その都度していきまして、この4件の方のうち3件の方は、現在生活保護の受給をされておりまして、時効援用の申出を受けた形で、消滅時効という形の手続きを取っております。

1件の方は、退去なされまして、もう現在、住宅に住んでいない形でございまして、ただ、この方は就労がすごい困難という形で、本人と兄弟の方と面談する形で、支払いが困難という形で、時効の援用を申出を受けて、手続きして消滅時効の完成と至ったところでございまして、

以上でございまして。

○議長（野田省一君） 西事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（西 幸宏君） 私のほうからは、直診勘定におきます今回の消滅時効に関して御説明したいと思います。

この方に関しては、町外に居所を設けていた方でございます。発生年度に関しましては、平成23年でございます。請求等に関しましても、その都度行っているというような状況ではございます。それと、現在、この方に関しては、いろいろ連絡等を取って、携帯、電話のほうに確認してみたりとか、また、郵便のほうでも請求のほうを、お知らせをしていたというところもございましたが、居所不明で郵便のほうがちらに戻ってきたという状況でございます。現在につきましては、町外に恐らくお住まいなのかなというところではございますが、不明というような状況でございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 佐藤主幹。

○経済建設課主幹（佐藤 琢） 私のほうからは、水道料金について報告いたします。

水道のほうは3名いらっしゃいまして、1名の方が平成30年度の水道料金、この方につきましては生活保護となっております、むかわ町に住んでいらっしゃいます。

もう一人の方が、年度が27年度、こちらの方はもう死亡されておりまして、死亡されている状況でございます。

もう一名の方が23年度から25年度、こちらの方はもうむかわのほうにはいなく、ほかの市町村のほうに転出している状況です。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第5号 放棄した債権の報告に関する件は報告済みといたします。

---

#### ◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君） 日程第2、報告第6号 令和3年度むかわ町健全化判断比率等に関する件を議題とします。

本件について報告を求めます。

菊池総務企画課主幹。

〔菊池 功総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（菊池 功君） 報告第6号 令和3年度むかわ町健全化判断比率等に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書は3ページをお開き願います。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和3年度決算に基づくむかわ町健全化判断比率等につきまして監査委員の意見を付して報告するものでございます。

初めに、健全化判断比率につきまして御説明申し上げます。

令和3年度の一般会計の実質赤字比率、また特別会計、公営企業会計と合わせました連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字決算となっておりますことから、赤字比率につきましては算定されてございません。

次に、実質公債費比率につきまして、令和元年度決算から令和3年度決算までに算出された3か年平均の数字でございまして、前年度から0.3%減少し、9.3%となったところでございます。これは、一般会計における元利償還金及び公営企業会計における地方債償還の財源に充てられたと認められる繰入金が大きく減少した半面、普通交付税及び標準税収入等の増加により、単年度比率が令和2年度の9.3%から8.2%に大きく減少したことが要因と考えられます。

次に、将来負担比率につきましては、令和2年度から11.7%増加の16.7%となったところでございます。比率の増加要因につきましては、本町一般会計における地方債現在高、一部事務組合に対する負担等見込額の大幅な増加が充当可能財源の増加幅を上回ったためでございまして、負担等見込額の増加要因といたしましては、胆振東部消防組合鶴川支署庁舎移転整備事業が完了したことによるものでございます。

次に、資金不足比率でございしますが、上水道事業、下水道事業及び病院事業の各公営企業会計のいずれも一般会計からの繰入れ等により収支バランスを保っておりますことから、資金不足は生じていないところでございます。

なお、健全化判断比率の資料といたしまして、別冊の決算関係資料の最初のページにA3版の資料をとじ込んでございますので、後ほど御参照いただければ幸いです。

以上で報告第6号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第6号 令和3年度むかわ町健全化判断比率等に関する件は報告済みといたします。

---

◎認定第1号から認定第7号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（野田省一君） 日程第3、認定第1号 令和3年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から日程第9、認定第7号 令和3年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までの7件について、提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

〔菊池 功総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（菊池 功君） 認定第1号 令和3年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から認定第7号 令和3年度むかわ町病院事業会計決算に関する件につきまして一括して御説明申し上げます。

議案書5ページ、認定第1号 令和3年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から議案書11ページ、認定第4号 令和3年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度の各会計の歳入歳出決算及び監査委員の意見並びに主要な施策の成果を説明する書類及び地方自治法施行令第166条第2項に規定する歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして認定に付するものでございます。

議案書13ページ、認定第5号 令和3年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件から議案書17ページ、認定第7号 令和3年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までにつきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度の各事業会計の決算及び監査委員の意見並びに事業報告及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類につきまして認定に付するものでございます。

説明につきましては、別に配付のファイルにとじ込みしております各決算書類により御説明申し上げます。黄緑のファイルでございます。黄緑の決算書のファイルでございます。

まず、認定第1号から認定第4号までにつきまして、令和3年度むかわ町各会計の決算の概要により御説明申し上げます。

インデックスで決算概要と貼付けしております概要書の1ページをお開き願います。

一般会計及び3特別会計の決算収支状況の総括表でございます。

歳入歳出決算総額、形式収支、実質収支のみの説明とさせていただきますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、説明の中で金額を申し上げます一般会計、国民健康保険特別会計事業勘定、介護保険特別会計における基金繰入金などを記載した各会計の実質収支に関する調書につきましては、各会計の決算書の最終ページに掲載しておりますので、後ほど御確認いただきます。

最初に一般会計でございます。

歳入は106億5,755万6,895円、歳出は103億9,036万200円で、歳入歳出差引きの形式収支は2億6,719万6,695円となったものでございます。このうち繰越明許事業として令和4年度に執行する予算に必要となる一般財源1,352万1,000円を差し引き、実質収支は2億5,367万5,695円となったものでございまして、ここから財政調整基金へ1億3,000万円の積立てを行い、実質繰越額を1億2,367万5,695円としたところでございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

保険事業勘定の歳入は11億3,144万6,098円、歳出は11億2,625万6,908円で、形式収支及び実質収支はともに518万9,190円となつてございます。このうち事業基金へ140万円の積立てを行い、実質繰越額を378万9,190円としたところでございます。

直診勘定は、歳入は3億7,310万6,713円、歳出は3億7,152万5,697円で、形式収支及び実質収支はともに158万1,016円となつてございます。

後期高齢者医療特別会計は、歳入は1億4,995万1,548円、歳出は1億4,943万4,898円で、形式収支及び実質収支とも51万6,650円となつてございます。

介護保険特別会計は、歳入は8億6,863万2,024円、歳出は8億3,324万6,367円で、形式収支及び実質収支ともに3,538万5,657円となつてございます。このうち給付費準備基金へ600万円の積立てを行い、実質繰越額を2,938万5,657円としたところでございます。

一般会計と3特別会計の合計の決算額は、歳入131億8,069万3,278円に対し、歳出128億7,082万4,070円で、形式収支は3億986万9,208円、翌年度へ繰り越すべき財源1,352万1,000円を差し引いた2億9,634万8,208円が実質収支となったところでございます。

概要書の2ページから7ページにつきましては各会計の款別の決算状況となつてございまして、歳入につきましては、最終予算額及び調定に対する収入済額、この後御説明申し上げます不納欠損額、過誤納金還付未済額、収入未済額などを記載、歳出につきましては、最終

予算額に対する支出済額、翌年度繰越額、不用額等を記載してございます。説明は省略させていただきますが、各会計各款等に係る主な執行内容及び増減理由等は、各会計決算書と併せて提出してございます監査委員からの意見書に記載の内容で御確認いただきたいと存じますので、御了承願います。

次に、8ページをお開き願います。

令和3年度において、むかわ町債権管理に関する条例に基づき放棄した私債権につきましては、先ほど報告第5号で御説明申し上げましたが、地方税法に基づいて不納欠損処分をした町税、国民健康保険税、下水道使用料の放棄した債権につきましても、それぞれを区分し記載してございます。

なお、債権区分につきましては、公法上の原因に基づいて発生する債権を公債権として「公」、私法上の原因に基づいて発生する債権を私債権として「私」と区分して表記してございます。

令和3年度一般会計の不納欠損処分額は、前年度から115万2,750円増加の416万7,580円となっておりまして、消滅時効の完成などにより町税及び公営住宅使用料で処分しており、その内訳は記載のとおり、町税全体で35万7,765円の減少し222万2,069円、公営住宅使用料で151万515円増加の194万5,515円となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、事業勘定の国民健康保険税で前年度から158万4,727円増加の561万2,915円、直診勘定の診療報酬で1万190円の不納欠損処分を行っております。

なお、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計につきましては、令和3年度に不納欠損処分を行った債権はございません。

なお、参考として記載しております公営企業会計につきましては、上水道事業は給水収益であります水道料金で21万4,392円、下水道事業会計は下水道使用料で30万5,790円、合計で52万182円の不納欠損処分を行っております。

次に、9ページ上段の過誤納金還付未済額の内訳について御説明申し上げます。

一般会計につきましては、町税で21万3,957円、児童発達支援負担金で302円、合わせて21万4,259円の還付未済が生じております。

国民健康保険特別会計につきましては、保険事業勘定の国民健康保険税で1万3,133円の不納欠損が生じておりますが、直診勘定は生じておりません。

後期高齢者医療特別会計につきましては3万4,100円、介護保険特別会計につきましては

4万8,570円の還付未済が生じておりますが、出納整理期間を含める年度内での処理に努めた結果、一般会計を除き前年度を下回っております。

次に、9ページ下段から11ページまでの各会計の収入未済額の内訳について御説明申し上げます。

一般会計につきましては、町税は固定資産税が減少した結果、前年度から688万9,475円減少の7,351万4,130円、負担金は学校給食負担金が増加し全体で92万283円、10ページにお移りいただきまして、使用料は公営住宅使用料が減少し全体で1,551万2,278円、諸収入は6,230万2,079円、一般会計合計では前年度から991万9,125円減少の1億5,224万8,950円となったところでございます。

国民健康保険特別会計の収入未済額につきましては、事業勘定で前年度から662万5,610円減少の8,668万9,634円、直診勘定では前年度から9,630円減少の6万3,511円となったところでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、前年度から6万5,409円減少の206万1,296円、介護保険特別会計につきましては、前年度から33万3,480円増加の635万3,098円となったところでございます。

なお、参考として記載しております公営企業会計につきましては、普通会計とは異なり出納整理期間がなく、2月分、3月分の料金の納期限が翌年度となることから、現年度の未収が大きくなっているところでございます。

次に、地方債借入別現在高の状況でございます。

12ページをお開き願います。

こちらの表記の単位は1,000円となっておりますので、御留意いただきますようお願いいたします。

一般会計は、発行額12億3,155万7,000円に対し、償還額が10億9,466万5,000円であったことから、年度末の現在高は1億3,689万2,000円増加の96億7,306万3,000円、国民健康保険直診勘定は新たな発行はなく、408万7,000円減少の2,019万8,000円となっております。

また、参考として記載しております上水道事業会計債は、前年度から増加の4億5,505万円、下水道事業会計債は前年度から減額の14億8,748万5,000円、病院事業会計債は前年度から減額の7億7,219万6,000円となっております。

同じく12ページ下段の債務負担行為の状況でございます。

債務負担行為額は一般会計のみでございまして、令和3年度は新たに債務負担を設定した



事業はありませんでしたので、9,464万9,000円と減少となっております。

次に、基金積立金の状況でございます。

13ページの左側の表でございます。

本町の基金は、年度間の財源不均衡の調整をするための財政調整基金、将来の町債の償還や年度による町債発行の抑制を図るための減債基金、令和3年度に新たに創設したししゃもふ化場事業推進基金を含めた19の特定目的基金のほか、2特別会計における事業用の基金がございます。

財政調整基金は、令和2年度決算剰余金に係る1億1,000万円のほか、令和3年度は地方交付税により一般財源が確保できたことから、利子を含め3億2,476万9,436円積立てし12億8,450万3,658円に、減債基金は、普通交付税で交付された令和3年度臨時財政対策債に係る償還基金費分4,922万6,000円と利子を積立てし7億5,643万2,424円となったところでございます。

次に、19の特定目的基金につきましては、総額で37億5,387万6,765円となっております。前年度から3億409万4,342円の増加となっております。

各特定目的基金では、自治区活動支援に係る事務事業に活用するため③の地域振興基金で654万7,249円、ほたて稚貝放流事業で活用するため⑥の水産業振興基金で566万2,000円、公営塾の運営及び大学等進学助成事業で活用するため⑬番の鈴木章記念事業推進基金を783万2,004円など、合わせて8の基金で3,132万5,856円を取り崩す一方で、④番のバス運行事業基金はJR日高線鷗川様似間運行廃止に伴う後年度以降の町内運行路線支援分を、⑭の公共施設長寿命化推進基金は後年度以降の事業に活用するため1億2,000万円、⑯の農業基盤整備事業基金は、平成30年度北海道胆振東部地震の発生により後年度以降の町の負担となる国の直轄事業に係る復旧費用に対し交付されたと見込まれる特別交付税を財源に3,500万円、⑰の胆振東部地震対策基金は平成30年度北海道胆振東部地震により大破した消防署鷗川支署庁舎に係る共済見舞金3,937万3,445円、⑱の森林環境譲与税基金は当該年度に交付された譲与税から活用した額を除いた2,256万6,000円、⑲のししゃもふ化場基金は過疎対策事業ソフト事業を活用し4,000万円を積立てしたほか、一般寄附金及びふるさと納税の寄附者の意向に伴い地域振興基金、生涯学習基金、恐竜の卵基金など13の基金に原資として合計3億3,107万1,327円、全ての基金の利子として合計434万8,871円の積立てをしております。

一般会計の基金の合計につきましては57億9,481万2,847円で、前年度から7億8,898万7,545円増加しているところでございます。

また、特別会計につきましては、国民健康保険事業基金で令和2年度決算剰余金から原資60万円、利子6万6,216円の積立てを行い、年度末で5,257万6,820円、介護保険給付費準備基金で令和2年度決算剰余金600万円及び後年度以降の事業で活用するため318万1,000円、利子14万312円の積立てを行い、年度末で1億1,459万340円となっております。

これらの結果、全ての基金の合計額は、前年度から7億9,897万5,073円増加して59億6,198万7円となっております。

次に、右の主要財務指標について御説明申し上げます。

標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の総量を示す標準財政規模につきましては、町税、地方消費税交付金、普通交付税の増加により、前年度から1億3,271万3,000円増加の55億8,461万8,000円となっております。

経常収支比率につきましては、標準財政規模の増加要因による経常収入の増加により、2%減少の88%となっております。この状況については、歳出における経常的な支出をある程度抑制を図ることができた状況から、2%減少となっていると考えられます。

次に、財政力指数につきましては、地方税における町民税及び固定資産税の増加により、前年度から0.005ポイント上昇し0.230ポイント、公債費負担比率は、前年度から2.1%減少し14.7%となっております。

積立金現在高から債務負担行為額につきましては、前段で御説明したので省略させていただき、下段の町税の徴収率につきまして御説明申し上げます。

現年度分は前年度から0.8%上昇の99.1%、滞納繰越分を含む全体の徴収率につきましては0.7%上昇の93.5%となったところでございます。

次のページ、14ページにつきましては、令和3年度地方消費税交付金2億1,083万6,000円のうち社会保障財源分として交付された1億1,597万4,000円の使途につきまして、総務省からの技術的な助言に基づき掲載してございます。

15ページは令和3年度の決算状況の一覧、その次のページ以降につきましては、国民健康保険特別会計直診勘定につきまして、この直診勘定につきましては企業会計ではございませんが、診療所の経営状況と損益計算書様式の資料を作成し添付してございますので、後ほどお目通しくさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で認定第1号から第4号までの説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第5号 令和3年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件につきまして御説明申し上げます。

インデックスで上水道とつけております上水道事業決算書7ページをお開き願います。

こちらのページに記載しているのは、上水道事業及び簡易水道等事業を合算した損益計算書でございます。表の中ほど右側に記載してございます営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は8,996万5,787円となっておりますが、その下の営業外収益と営業外費用の収支を加えた経常利益では1,272万1,134円の黒字となっております。

当該純利益は同額で、この金額に前年度繰越利益剰余金及びその他の未処分利益剰余金変動額を合わせた1億6,492万296円を令和3年度未処分利益剰余金として計上したところでございます。

次に、11ページをお開き願います。

ページの下段のむかわ町上水道事業剰余金処分計算書の表でございます。

ただいま御説明申し上げました当該年度未処分利益剰余金のうち、自己資本金に1,791万8,000円を組み入れ、また、減災積立金に1万3,000円、利益積立金に62万5,000円、合わせて63万8,000円を積立てし、これらを1億4,636万4,296円を翌年度繰越利益剰余金として計上したものでございます。

次に、25ページをお開き願います。

ページ下段(2)の企業債の概況でございます。

簡易水道等事業におきまして令和3年度3,466万7,058円を償還し、建設改良事業債として6,110万円、災害復旧事業債として520万円、合計6,630万円を新たに借入れしたことにより、年度末の残高は4億5,504万9,790円となったところでございます。

以上で認定第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第6号 令和3年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件でございます。

インデックスで下水道事業とつけております下水道事業決算書の7ページをお開き願います。

こちらの表は、公共下水道事業と農業集落排水事業を合算いたしました損益計算書でございます。表の中ほど右側に記載してございます営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は2億310万5,519円となっておりますが、その下の営業外収益と営業外費用の収支を加えた経常利益では412万2,137円の黒字となったものでございます。

この金額に前年度繰越剰余金を加え、その他未処分利益剰余金変動額を差し引いた令和3年度未処分利益剰余金は868万3,910円となったところでございます。

次に、11ページをお開き願います。

ページの下段、むかわ町下水道事業剰余金処分計算書の表でございます。

ただいま御説明申し上げました当該年度未処分利益剰余金は、減債積立金に……、申し訳ございません。10ページですね。申し訳ございません。ページは10ページです。申し訳ございません。

ただいま御説明申し上げました当該年度未処分利益剰余金は、減債積立金に20万7,000円を積立てし、847万6,910円を翌年度繰越利益剰余金として計上したものでございます。

次に、23ページをお開き願います。

中段、(2)の企業債の概況でございます。

まず、公共下水道事業債につきましては、令和3年度1億3,383万5,622円を償還し、建設改良事業債を350万円、資本費平準化債を5,590万円、合計5,940万円を新たに借入れたことにより、年度末残高は10億6,330万2,530円、農業集落排水事業におきましては、令和3年度4,869万7,769円を償還し、建設改良費を8,230万円、資本費平準化債を1,820万円、合計1億50万円を新たに借入れたことにより、年度末現在高は4億2,418万2,182円となったところでございます。

以上で認定第6号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第7号 令和3年度むかわ町病院事業会計決算に関する件でございます。インデックスで病院とつけております病院事業決算書の3ページをお開き願います。

損益計算書でございます。表の中ほど右側に記載してございます医業収益から医業費用を差し引いた医業損失は3億1,898万7,869円となっております。これに一般会計からの補助金などの医業外収益と医業外費用の収支の2億8,849万8,751円を加算した経常損失は3,048万9,119円となっており、この金額に前年度繰越欠損金を加え、その他の未処分利益剰余金変動額を差し引いた3億6,067万5,564円を令和3年度未処理欠損金として5ページに記載のとおり処理したところでございます。過年度分損益勘定留保資金でこの額を補填したことにより、8ページに記載のキャッシュ・フロー計算書下段の資金期末残高は6,175万8,453円となったところでございます。

次に、14ページに記載してございます企業債の状況でございます。

令和3年度は新たな借入れはなく、中央の当該年度償還額の計に記載しております5,648万7,724円を償還したことにより、年度末の未償還残高は7億7,219万5,649円となったところでございます。

なお、病院事業は指定管理者により事業を実施しており、15ページからは事業報告書となっておりますので、後ほどお目通しくさせていただきますようお願いいたします。

以上で、認定第1号から第7号まで一括して御説明申し上げました。よろしく御審議、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

代表監査委員から報告はありませんか。

数矢代表監査。

○監査委員（数矢伸二君） 代表監査の数矢でございます。

日頃より我々の監査業務におきまして御理解、御協力をいただいておりますこと、この場をお借りしましてお礼申し上げたいと思います。

では、令和3年度むかわ町各会計決算審査と基金の運用の状況の審査、令和3年度むかわ町上下水道及び病院事業会計の決算審査につきまして、企業会計につきましては7月5日、一般会計及び特別会計におきましては7月25日から7月28日までの4日間での審査を三上監査委員と共に実施し、終了させていただいております。

また、8月31日には竹中町長はじめ担当職員の皆様にお集りいただき、決算審査の結果公表も行わせていただいております。

皆様のお手元にあります決算審査の意見書につきましては、本日追記する事項はございません。これよりは議員の皆様での特別委員会で十分精査していただきますよう、監査委員からよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です、議長。

○議長（野田省一君） これから質疑を行います。

なお、ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの7件につきましては、9月15日開催の第6回議会運営委員会において協議の結果、議長と監査委員を除く全議員で構成する令和3年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることで協議が調っておりますので、そのように取り運びたいと思います。

したがって、本会議における質疑は大体論にとどめますよう御配慮を願います。

質疑の順番は、認定番号順とします。

まず、認定第1号について質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 細かくは決算のほうに譲りますが、大まかに見て、令和3年度は一般会計でもまた100億を超える大型予算となっています。いろんな災害等々、懸案事項もありましたので、これらはよしとしなければならないというふうに思っておりますが、ただ、1つ気になりますのは、一般会計106億歳入、103億の歳出という状況の中で、実質収支でいろいろ差し引いても2億5,000万ほどのプラスという形の決算になっているわけですが、これほどの2億を超えるプラスを残す、その一方で、地方債の借入れを増やしてきていると、結果として増えているという状況になっています。こういうふうな財政運営のバランスというのを、この事業の中から全体を通してどのように見ておられるのか、その辺のところをまず1点伺っておきたいというふうに思います。あと、細かな点については決算審査のほうに譲りたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（野田省一君） 菊池主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうからお答えさせていただきます。

令和3年度の決算につきましては、令和2年度から引き続き災害復旧事業、また新型コロナウイルス対策の国の補助金等を活用しました事業活用しております。決算規模につきましては100億円を超えておりますが、主な要因としては、その要因となっております。

また、実質収支につきましては、令和3年度2億6,000万円の実質収支を出したところでございます。決算規模に比べまして標準的な実質収支の額というのは3%から5%の範囲内だということで標準的な金額がうたわれておりますが、私どもの収支額についてはその3%を切る収支となっております。年間の財源調整的には、滞りなく行った結果の額ではないかというふうに考えているところでございます。

なお、この額につきましては、先ほど御説明しました普通交付税が増額したり、税金が増加したことなどによる要因と考えているところでございます。

また、一方で地方債の発行額の増加につきましては、こちらは、優位な地方債を活用する、また先ほど述べました災害復旧事業債等の借入れ等により増額となっているところでございまして、これの抑制を図るために一般財源を活用するという方法も一つでございまして、一般財源につきましては剰余金に残しながら次年度以降の財源として活用させていただき、単年度で優位な地方債、また後年度負担が少ない地方債について借入れをした結果というふうに考えております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、認定第1号についての質疑を終わります。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） なしと認め、認定第2号についての質疑を終わります。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、認定第3号についての質疑を終わります。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、認定第4号についての質疑を終わります。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、認定第5号についての質疑を終わります。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、認定第6号についての質疑を終わります。

次に、認定第7号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、認定第7号についての質疑を終わります。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第7号までの7件については、9月15日開催の第6回議会運営委員会において協議したとおり、議長、監査委員を除く全議員で構成する令和3年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までの7件については、議長、監査委員を除く全議員で構成する令和3年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、

閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

ただいま選任されました令和3年度むかわ町各会計決算審査特別委員会の委員に申し上げます。委員会条例第10条の規定により、委員長を互選するため委員会を招集いたしますので、休憩中に委員会を開催いたします。

しばらく休憩といたします。

再開は11時30分とします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第10、諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました令和3年度むかわ町各会計決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に大松紀美子委員、副委員長に古内みゆき委員が互選されましたので、議会の運営に関する基準第107条の規定により報告いたします。

---

#### ◎同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第11、同意第6号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同意を求める件を議題といたします。

同意第6号について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 同意第6号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同意を求める件につきまして御説明を申し上げます。

本件は、本年9月30日の任期満了に伴う教育長として、むかわ町田浦201番地12、長谷川孝雄氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織と運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。



よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

本件に関する対象者の長谷川孝雄さんは、審議の都合上、一時退席を願います。

〔長谷川孝雄教育長 退席〕

○議長（野田省一君） これから質疑を行います。

同意第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第6号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同意を求める件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

長谷川孝雄さんは入場してください。

〔長谷川孝雄教育長 入場〕

○議長（野田省一君） ただいま教育委員会の教育長に任命されました長谷川孝雄さんから就任挨拶の発言が求められておりますので、これを許します。

長谷川孝雄さんは登壇して御挨拶ください。

〔長谷川孝雄教育長 登壇〕

○教育長（長谷川孝雄君） 議長のお許しをいただき、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方の御高配によりまして教育長選任の同意をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。

私は、2期6年間の中で、子どもから高齢者までが学ぶ喜びを感じるむかわ町の教育に取

り組んでまいりました。その経験を生かし、児童・生徒の基礎学力の定着と確かな学力の向上、そして、ふるさとに愛着と誇りを持てるように探求型ふるさと学習「むかわ学」をさらに進めてまいります。また、GIGAスクールをはじめとするデジタル化の対応と公営塾を活用し、学びを止めない教育を推進します。さらに、町民が文化活動やスポーツに親しみ豊かな人生を送ることができるように、生涯学習の推進に努力します。

まちづくりは人づくり、人づくりは心づくりと言います。次の時代のむかわ町を担う人材の育成に誠心誠意努力してまいりたいと思います。

町民の皆様並びに議会議員の皆様には、さらなる御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます、お礼の挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第12、議案第51号 工事請負契約の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

[菊池 功総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第51号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書は21ページをお開き願います。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条に規定する予定価格が5,000万以上の工事請負契約であることから、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料3ページ、議案第51号資料を併せてお開き願います。

工事の種類につきましては、旭岡1号橋橋梁補修工事でございます。8月31日執行の指名競争入札の結果、入札金額7,000万円、税込み金額7,700万円で、むかわ町穂別和泉137番地7、長尾工業株式会社代表取締役長尾輝行に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

工事の内容につきましては、延長245メートルにおける地覆・高欄工及び下部補修工などを予定し、工期は令和5年3月20日までとするものでございます。

なお、予定価格につきましては、税抜き7,261万円、税込み7,987万1,000円で、落札率は

96.41%となりまして、9月6日に仮契約を交わしているものでございます。

以上で議案第51号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第51号 工事請負契約の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第13、議案第52号 業務委託契約の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

伏木企画町民課主幹。

〔伏木允一企画町民課主幹 登壇〕

○企画町民課主幹（伏木允一君） 議案第52号 業務委託契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書23ページ、別に配付してございます議案説明資料5ページをお開き願います。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条に規定する予定価格が5,000万円以上の請負業務契約

であることから、議会の議決を求めるものでございます。

委託する業務につきましては、地域情報通信施設整備事業でございます。8月31日執行の見積り合わせの結果、見積金額5億4,600万円、税込み金額6億600万円で、札幌市中央区大通西14丁目7番地、株式会社N T T東日本ー北海道代表取締役阿部 隆に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

業務の内容といたしましては、穂別地区の地上デジタル放送送受信施設の更改でございます。本事業は、令和4年むかわ町議会第2回定例会で議決をいただきましたとおり、本年度から令和6年度までの3か年の継続事業でございます。本年度は設計及び機器調達、令和5年度はセンター設備・受信設備・個宅における送受信施設の更改、最終の令和6年度は旧設備の撤去、気象観測装置の更改を予定し、業務期間は令和7年3月20日までとするものでございます。

なお、予定価格につきましては、税抜き5億5,749万円、税込み6億1,323万9,000円で、落札率は97.94%となりまして、8月31日に仮契約を交わしているものでございます。

以上、議案第52号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 幾つかお伺いします。

この事業の業務委託という形の中で、1つは、見積り合わせという形で、1社のみという形になっています。これが1社のみというのは、どういうふうな形、経過の中でこうなったのか、あるいは、こういう事業に対して他社ではなかったのか、そこら辺のところ、その選択の余地についてまずお伺いをいたします。さらに、これらが過去の経緯等々がどうであったのかということも含めてお伺いをしておきたいというのが1点目であります。

2点目には、3か年にわたっての委託業務ということになっております。これの支払い方法等々についてはどんなふうな状況としてなっていくのか、その辺のことについてお伺いしておきたい。

それから、3点目には、落札率が97.94%、予定内ではありますからということなんですけれども、こういう見積り合わせで97、約98%という状況はもうちょっと、もうちょっとこ

それは検討できる余地があったのではないかというような感じもするわけでありましてけれども、それらを含めてその状況について説明を願いたい。

以上であります。

○議長（野田省一君） 伏木主幹。

○企画町民課主幹（伏木允一君） 私のほうから御回答させていただきます。

まず、なぜ1社かというところがございますけれども、この施設につきましては、平成18年から平成20年にかけて整備した穂別地区の地上デジタル放送難視聴対策のテレビを見れるようにするという仕組みでございますが、当初入れたところがこれまで保守管理を行っていたいただいております、その機械を今回新しいものに更改するという、それから、現在使用している、穂別の皆さんにテレビを見ていただいている施設を稼働させたままで新しい施設を入れると、並行稼働するというような複雑な作業を伴いますので、そういった意味でいきますと、これまで保守管理を行っていた方に引き続きお願いすることで、整備中に何かトラブルがあつて電波が出せないということがないようにというところで、そういった業者さんをお願いすることで障害があつた場合にも対応していただけるということでございます。

それから、支払い方法につきましては、今回は3か年契約ですけれども、1契約で対応する継続費という対応をしております。ですので、令和4年度にお支払いする額、令和5年度にお支払いする額、令和6年度にお支払いする額というのをあらかじめ最初に締結する契約に明記して、その額を上限とした額で事業を進めていただくというような形を取っております。

それから、落札率の関係ですけれども、この間、NTTさんとの間で新しい施設の更改について随分協議をしていただいておりますし、それから今、資材の高騰ですとか様々な要因もございますので、今回についてはこういう金額で落札決定となったというところでございます。

○議長（野田省一君） そのほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） もう一度お尋ねします。

1点目は、なぜ1社なのかという点で、私も過去の経過を含めて聞きました。過去からこれが携わっていただいて、実際にテレビ等々を現地でやっておられるということでございました。

私は、こういうときにさらに新たな関連業者をこの見積り合わせの中に入れて、そして、これまでの中身的なその運営状況、管理状況はどうであったということも含めて、そういう点検になるんでないか。そういうことによって、事業費も本当にこれでいいのかというふうな判断も出てくるんでないか。そういうふうな作業があつていいんでないか。過去にやっていたからそのまま継続ということだけでこの1社というのは、いかがなものかという感じはするんで改めて伺うんでありますけれども、この間、若干のトラブルもなかったわけではあります。そうした点から見れば、やっぱりそういう行政としての工夫、努力というのがあつていいんでないかというふうに私は思うんですけれども、改めて伺います。

もう一点目は、その支払いが3年という言わばそれぞれに分けてということなんでしょうが、それは事前に契約をして払うということをおっしゃられました。であれば、大体1年目幾ら、2年目は幾らというのはもう既に出来上がっているんだろうというふうに思いますけれども、その辺について示していただきたい。その均等の、均等じゃないか、3年に分割した、割り振った内容等々のその根拠等についてもお知らせを願いたい。

以上です。

○議長（野田省一君） 伏木主幹。

○企画町民課主幹（伏木允一君） 今お尋ねの件でございますけれども、まず、NTTというところでございますが、この難視聴地域、穂別地区に限らずですが、この業務を対応できる業者さん、北海道内ではほとんどないと、ほかにないと、もうこの業者以外にここしかないというところが基本的な前提にあつて、うちの光ケーブルを使った方式で地上デジタル放送を住民の皆さん全ての家庭にお届けできるということが出来る業者が限定されているというところもございまして、NTTさんをお願いをするというところでございます。

それから、支払い方法ですけれども、これは、当初契約、これからする本契約の中で、それぞれの年度の金額については明記したもので契約を締結いたします。

その金額の根拠といたしましては、先ほど申し上げた令和4年度にやる業務に対する金額と、令和5年度に、令和6年度にそれぞれで施工する内容に応じた金額をお支払いするというようなつくりになってございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第52号 業務委託契約の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は1時30分とします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場内の気温が上がってきました。上着の着用は自由といたします。

---

**◎議案第53号から議案第57号の一括上程、説明、質疑、討論、採  
決**

○議長（野田省一君） 日程第14、議案第53号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）から日程第18、議案第57号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）までの5件を一括議題といたします。

議案第53号から議案第57号までの5件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第53号から議案第57号までを一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第53号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は25ページをお開き願います。

本補正予算は、町長施政方針で示した新たな事業の創設、政策的な事業の促進を図ることを目的とした外部人材制度の活用拡大にかかる費用、既に配分決定を受けている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、燃油価格の高騰により影響を受ける町内の貨物自動車運輸事業者に対する支援、国の対策による新たな農業関連事業、森林環境譲与税を活用した公共施設の整備、国や道費等を財源に実施した令和3年度実績に基づく精算のほか、年度内の事務事業を推進するに当たり、必要な費用を追加するものでございます。

第1条ですが、規定の歳入歳出の総額にそれぞれ8,804万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ100億3,509万5,000円とするものでございます。

なお、補正する款、項及び補正額の金額は、議案書26ページから28ページの第1表、歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書により御説明申し上げます。

5ページ、歳出から御説明申し上げ、特定財源につきましては、関連する歳入予算の科目等を申し上げます。

2款1項2目90番、情報管理一般事務につきましては、自治体基盤クラウドシステム関連開発対応費として、北海道自治体情報システム協議会負担金に155万5,000円を追加するものでございます。

なお、財源につきましては、令和4年度の地方公共団体情報システムの標準化・共通化事業に対し、歳入4ページに記載の20款、デジタル基盤改革支援補助金102万1,000円の配分決定を受けたことから、一部一般財源から振替するものでございます。

3目120番、職員管理・福利厚生事務につきましては、新型コロナウイルス感染症が町内で拡大する中、職場環境、勤務体制を維持、確保するため、その対策費用として、消耗品費に12万円を追加するものでございます。

6目225番の1、（本庁）分、地域情報施政管理運営事務の419万7,000円の追加につきましては、鶴川地区に敷設する光通信ケーブル修理費用として312万6,000円、田浦地区及び豊城地区で進められている、国営かんがい排水整備において支障となる光通信ケーブルの移設工事費用として、107万1,000円を追加するものでございます。

なお、国営かんがい排水整備に係る移設工事に対する一部財源は、歳入20款、工事移設補償費57万1,000円となっております。



225番の2、（総合支所）分、地域情報施設管理運営事務につきましては、穂別地区に敷設する光ケーブルの修理及び強化変更費用として、100万円を追加するものでございます。

6ページにお移りいただきまして、9目250番、企画一般事務につきましては、政策的事業を推進するため、年度内に見込まれる各種要望及び陳情の随行に要する旅費として、21万4,000円を追加するものでございます。

260番、まちづくり推進事業につきましては、別冊議案説明資料9ページ、まちづくり推進事業の概要をあわせてお開き願います。

復興・復旧や魅力あるまちづくりに向けて、現在、観光振興や防災、減災事業の分野で、レッドホースコーポレーション株式会社及びB n A株式会社の社員を1名ずつ活用しております民間企業人材活用制度、地域活性化起業人を、資料中段に記載の、地方創生や脱炭酸の分野におきまして、事務の促進を図るため、新たに3名の人材を活用する費用として840万円を追加するものでございます。

なお、活用に係る財政措置は特別交付税となりますが、活用期間の確定に伴い交付されることから、今後の補正予算で整理いたします。

262番、復興拠点施設等整備事業につきましては、議案説明資料10ページ、むかわ町復興拠点施設等整備事業Ⅰの概要をあわせてお開き願います。

新規事業となります本事業は、博物館周辺エリア再整備基本計画等の検証結果を踏まえ、震災からの創造的復興・創生の象徴となる町なか再生と、連携・調和した社会課題解決型の施設整備等を、穂別市街地で事業化するための費用として、3,000万円を追加するものでございます。

資料2及び3に記載の事業及び想定スケジュールでございますが、本補正予算を決定いただいた後に、さきの全員協議会で概要を説明いたしました仕様書を整え、また、実施要領を完成させた後に、エリアデザイン等の業務に係る公募型プロポーザルにつきましては、10月上旬に告示、11月中旬にプレゼンテーション及び審査を実施する予定でございます。

また、プロポーザルで決定したエリアデザイン等業務に係る、最適提案者からの成果を年度内に受けて、次年度以降には実施設計、整備事業、その後の運営に係る公募型プロポーザルを別途実施する予定でございます。

続きまして、説明書に戻りまして、274番、恐竜プロジェクト事業につきましては、現在、商標登録をしているむかわ竜及びカムイサウルスにおいて、急速なデジタル化に対応するため、新たな類型における登録出願費用として54万8,000円を追加するものでございます。

なお、財源は、歳入3ページ中段、総務費道補助金、地域づくり総合交付金20万円でございます。

291番、新型コロナウイルス感染症対応事業につきましては、議案説明資料7ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の概要をあわせてお開き願います。

7ページからは、これまで予算化している事業を掲載しているものでございまして、今回追加するものにつきましては、申し訳ありません、資料8ページの12番になります。

貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援事業につきましては、令和3年度、国の補正予算分の充当残額360万7,000円を活用し、燃料価格の急激な高騰分を取引価格に転嫁することが難しい貨物自動車、運送事業者を支援することにより、持続した経営の推進を図るため500万円を計上するもので、支給の対象は令和4年8月1日現在で、事業用車両を有する、町内に営業所を有する法人または個人事業主で、大型及び中型車は1台当たり4万円、普通及び小型車は1台当たり2万円、1事業者当たりの上限は50万円とし、申請期間は年内を予定するものでございます。

なお、財源の地方創生臨時交付金につきましては、歳入2ページ上段に記載してございます。

次に、14目410番、四季の館管理運営事務につきましては、今年度も緊急的に対応が必要な修繕が多数発生しており、執行残額が減少していることから、今後の発生に対応するため、500万円を追加するものでございます。

7ページ、2項1目450番、税務一般事務につきましては、本年度、法人税の修正申告で発生する、納付済みに係る税の還付額が予定を大きく上回ることが見込まれることから、還付金及び加算金を378万7,000円追加するものでございます。

3款1項1目590番、社会福祉一般事務につきましては、本年度の高齢者等冬の生活支援事業、福祉灯油事業を燃料価格高騰が続く中、1世帯当たりの上限を1万5,000円、予定申請世帯を110世帯を見込み、165万円を追加するものでございます。

なお、財源は、歳入3ページ中段、民生費道補助金、地域づくり総合交付金50万円でございます。

640番、障害者福祉事業につきましては、令和3年度の障害者自立支援給付費及び障害者医療費の事業実績により、国や道に対する償還金として1,291万6,000円を追加するものでございます。

660番の2、国民健康保険特別会計（直診勘定）繰出金につきましては、この後、議案第

54号で御説明いたします直診勘定補正予算に必要な財源として、71万円を追加するものでございます。

4目830番、生活館管理運営事務につきましては、令和3年度生活館運営に係る事業実績により、道に対する償還金として8,000円を追加するものでございます。

8ページ、2項1目910番、児童福祉一般事務につきましては、令和3年度障害者入所給付費、障害児入所医療費、子ども・子育て支援交付金の事業実績により、国や道に対する償還金として215万4,000円を追加するものでございます。

916番、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業につきましては、令和3年度実施の子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の実績により、国に対する償還金として56万2,000円を追加するものでございます。

4款2項1目1066番、ゼロカーボン推進事業につきましては、議案説明資料11ページ、むかわ町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定事業の概要をあわせてお開き願います。

新規事業となります本事業は、2020年、国の「2050年カーボンニュートラル」の宣言を受け、本町における対策を講じるためのロードマップを作成する費用として、363万円を追加するものでございます。

なお、「むかわ町ゼロカーボンシティ宣言」を昨日行ったところでございますが、本町の特性を踏まえつつ、国や道の地球温暖化対策計画と整合を図りながら、二酸化炭素削減目標を着実に達成するため、2に記載の内容とおりに作成するものでございます。

続きまして、5款1項1目1170番、農業委員会活動運営事務の42万円につきましては、人・農地プランの策定が法定化され、現況地図の作成に当たり、農地所有者の意向等の情報を迅速かつ効率的に収集、地図としての的確に反映するため、タブレット端末8台を購入、その活用費用及び通信費用、維持費用として必要な科目に追加するものでございます。

なお、財源は、追加需用費42万円のうち、維持補修分を除く37万5,000円が、歳入3ページ中段、農林水産業費道補助金のうち、農業委員会活動促進事業交付金12万8,000円、情報収集等業務効率化支援事業補助金24万7,000円となっております。

9ページ、1210番、地域農業推進事業の344万9,000円の追加につきましては、1つ目は、経営所得安定対策等を実施する地域における事業実施主体が行う推進活動や、要件確認等に必要な経費を助成するもので、地域農業再生協議会が利用する、水田台帳システム等のデータを農林水産省共通申請サービスに移行する費用として、地域農業活性化協議会補助金に115万5,000円を追加、2つ目は、近年、豆類やバレイショの需要が高まっている一方で、低

甘味嗜好などにより、消費量の減少が続いているテンサイから、需要が高い作物への転換を促進するため、転作に係る費用を支援する補助金229万4,000円を追加するものでございます。

なお、財源は、歳入3ページ中段、全額農林水産業費道補助金で、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金115万5,000円、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金229万4,000円となっております。

続きまして、2項1目1410番、鳥獣対策事業につきましては、本年度はヒグマ出没情報の増加に伴い、例年よりパトロール回数は増えている状況にあることから、今後、秋季以降の出没情報における人命及び農作物被害防止のためのパトロールに要する費用として、240時間分、64万8,000円を追加するものでございます。

1419番、森林環境譲与税基金積立金の1,793万2,000円の減額につきましては、この後、公園費で御説明いたします事業の財源として活用するため、本年度の積立金予算を皆減するものでございます。

10ページ、6款1項1目1500番、産業会館管理運営事務につきましては、施設内で緊急に修繕を要する箇所が発覚し、その費用として38万2,000円を追加するものでございます。

7款4項3目1710番、都市公園等維持管理事務につきましては、むかわ地区まちの森園路内の木橋の更新費用として、1,000万円を追加するものでございます。

1720番、公園等維持管理事務につきましては、穂別地区富内銀河公園内の木柵の更新費用として、840万円を追加するものでございます。

なお、この2事業に係る財源は、いずれも森林環境譲与税でございまして、先ほど御説明申し上げました1419番、森林環境譲与税基金積立金1,793万2,000円の取りやめ、残りの46万8,000円につきましては、歳入2ページ下段、森林環境譲与税基金を繰り入れするものでございます。

8款1項1目1770番、胆振東部消防組合運営事務につきましては、胆振東部消防組合消防本部及び厚真支所庁舎整備のうち、消防本部共用部分22.93%分は構成町が負担することとなり、本年度発注する仕様書作成支援業務及び測量調査に係る本町負担分として、47万1,000円を追加するものでございます。

11ページ、9款5項2目2410番、鶴川スケートセンター管理運営事務の75万3,000円の追加につきましては、本年度のスケートセンターの開設に向け調査した結果、追加するものでございまして、舗装の劣化によるスケートリンク内の補修する費用として60万円、修繕が不可能と判明した管理棟内、休憩室内のストーブ更新費用として、15万3,000円を追加するも

のでございます。

続きまして、歳入予算の財源で説明申し上げていない歳入を御説明申し上げます。

3ページに戻りいただきまして、下段、18款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、本補正予算の政策的事業及び新型コロナウイルス感染症関連事業に係る補填財源として、4,354万3,000円を追加するものでございます。

4ページ、19款1項1目前年度繰越金は、本補正予算の歳入歳出の財源調整として、3,430万8,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第54号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は29ページをお開き願います。

本補正予算につきましては、直診勘定補正予算（第2号）でございまして、看護師の退職に伴い、新たな採用まで不足する期間を人材派遣により補充するための必要な費用、令和3年度事業に係る申告納付額の確定に伴い、必要となる費用を追加するものでございます。

第1条ですが、直診勘定における規定の歳入歳出の総額にそれぞれ229万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億3,341万4,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正額の金額は、議案書30ページ、第1表直診勘定歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付しております令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

4ページの歳出から御説明申し上げます。

1款1項1目一般職員給与等費の1,219万9,000円の減額につきましては、穂別診療所看護師の退職に伴い、当面の間、不足する看護師を人材派遣により補充するための財源を確認するため、給与、期末手当、勤勉手当をそれぞれ記載する金額を減額するものでございます。

一般事務の136万8,000円の減額につきましては、1つ目は、会計年度任用職員として採用する准看護師の退職に伴い、給与費と同様の理由で給与及び期末手当、合わせて170万3,000円を減額する一方で、令和3年度の事業の確定に伴う消費税等の納付額の増加を受け、令和4年度の予定申告納付額に不足が生じることから、33万5,000円を公課費に追加するものでございます。

医師等確保対策事業及び5ページの2款1項1目医業費用につきましては、職員等の退職

に伴い、不足する看護師につきまして、採用に向けた募集を継続しておりますが、看護師採用までの期間は人材派遣に頼らなければならない状況であることから、必要な費用を追加するものでございます。

医業費につきましては、現在も活用する派遣看護師の増員分に係る人材派遣委託料として、1,365万5,000円、医師等確保対策事業につきましては、派遣看護師を受け入れるため、現在未使用となっております住宅1棟2戸の修繕料として120万2,000円、受入れ期間に係る家具、家電等の借上料として100万円を追加するものでございます。

続きまして、歳入を御説明します。3ページをお開き願います。

追加する総額229万円に対する財源につきましては、まず、繰越金を全額活用することとし、5款前年度繰越金に158万円、残額は一般会計からの繰入金により財源を補填することとし、4款他会計繰入金に71万円を追加するものでございます。

以上で、議案第54号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第55号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は31ページをお開き願います。

本補正予算につきましては、令和3年度の事業確定に伴う国、北海道支払基金の精算に要する費用を追加するものでございます。

第1条ですが、規定の歳入歳出の総額にそれぞれ2,467万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ9億3,517万4,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、議案書32ページ、第1表、歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページの歳出により、3ページ歳入を併せて御説明申し上げます。

5款1項1目介護負担金等精算返納金につきましては、令和3年度における介護給付地域支援事業の実績から、国及び北海道支払基金に対する負担金などに返還の必要が生じたことから、償還金に2,467万3,000円を追加するもので、財源は、歳入8款、前年度繰越金でございます。

以上で、議案第55号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第56号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）につき

まして御説明申し上げます。

議案書は33ページをお開き願います。

本補正予算は、穂別地区簡易水道稲里浄水場の設備の一部を更新するため、必要な費用を追加するものでございます。

2条に、資本的収入及び支出、それぞれに追加する補正額を記載してございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

1ページ、事項別明細書、下段資本的支出により、上段資本的収入を併せて御説明申し上げます。

2款1項3目施設整備費につきましては、稲里上水場に設置されている薬液注入ポンプの経年劣化により、早急に更新する必要があることから、工事請負費に279万4,000円を追加するもので、財源は企業債を270万円、残額につきましては、内部留保資金及び資本的収支調整額とするものでございます。

議案書33ページにお戻りいただきまして、第3条でございます。

設備の更新に係る財源に企業債を活用することから、予算第8条の本年度の企業債限度額を1億4,540万円に改めるものでございます。

以上で、議案第56号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第57号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明申し上げます。

議案のほうは、追加で配付させていただきました議案書の1ページをお開き願います。

本補正予算は、本年8月15日から16日にかけての大雨による災害に伴う復旧事業に要する費用のうち、8月29日開会、令和4年むかわ町議会第6回臨時会において、関係機関との協議を要することから、予算提出を9月定例会以降に予定するとしていた農業施設及び林業施設に係る復旧事業に係る協議が整いましたことから、必要額を追加するものでございます。

第1条ですが、先ほど御説明申し上げました議案第53号 一般会計補正予算（第7号）の補正後の歳入歳出の総額にそれぞれ2,525万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ100億6,034万5,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、議案書2ページ、第1表歳入歳出予算補正となっております。

次に、第2条ですが、議案書3ページに第2表繰越明許費を記載しております。追加する

災害復旧事業につきましては、林業施設においては利用者の状況、農業施設においては作物や事業者の状況により、年度内の施工が難しい箇所があることから、本補正予算において全額繰越明許費とするものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページ、歳出により、3ページ、歳入を併せて御説明申し上げます。

13款1項1目2550番、林道施設災害復旧事業につきましては、本年の秋季植林、冬季の皆伐や間伐、また来年の秋季の施業に向け、復旧が必要な私有林の作業道4路線、17か所の復旧に対する補助金として525万円を追加するもので、財源は全額歳入、18款1項16目森林環境譲与税基金繰入金でございます。

2目2540番、農業施設災害復旧事業につきましては、現状復旧、また、従来 of 効用回復が必要な農地及び農業用施設19件、28か所の復旧に対する補助金として、2,000万円を追加するもので、財源は全額歳入、18款1項1目財政調整基金繰入金でございます。

なお、今回追加する予算につきましては、各事業者が復旧に要する費用に対し、75%を補助する内容となっております。

以上で、議案第53号から第57号までの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は、議案番号順とします。

各会計とも、質疑をされるときはページ数及び款項目節または事業番号の指示の上、質疑を願います。

議案第53号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書、別冊事項別明細書、3歳出、5ページ、2款総務費から8ページ、4款衛生費までについて質疑ありませんか。

〔「何ページになりますか」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 3歳出、5ページ、2款総務費から8ページ、4款衛生費まで。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 一つお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、6ページの事業番号が262、拠点整備に関わってお伺いをしておきたいというふう



に思います。

昨日も一般質問の中でのるお聞かせを願ひまして、概要はおおむね分かりました。また、内容としても、そういうふうにできたら本当にすばらしいものだなというふうに思っているところがございます。しかし、昨日も幾つか申し上げましたけれども、若干の懸念がございますので、確認をさせていただきたいというふうに思います。

一つは、これからプロポーザルで事業内容の計画を提供を受けるという形になるわけですが、しかし、中に網羅している博物館から社会的整備の課題まで、私が指摘をしましたように、従来の計画や、また今、町民の皆さんが求めている買物、交通等々含めた、そういう社会的課題とが、本当に博物館エリアの整備ということと一致するのかということでは懸念がございます。その点で、これまでの答弁は、それぞれプロポーザルでどういう提案がされるか、それを待って協議をしているということでもございました。その点を確認させていただきたいんです。

ですから、それは今の博物館のところ周辺になるのか、あるいはその事業の内容によっては、社会的整備が別々になって、建物ができるということもあり得るんだということを想定しているということも捉えていいのかわかるかな。お伺いしておきたい。これが第1点であります。

それから2つ目には、昨日の中で、プロポーザルという形にだけに捉われないというか、その他PFIの方式も用いるんだという答弁がございました。今日の、私も見ていなかったんですけども、先ほどの予算説明資料によりますと、まずデザインを募集し、それに基づいて、その次の段階で建設等に当たる計画のプロポーザルでまた募集するという形になっています。このところをもっと正確にさせていただきたいというふうに思うんです。デザインという形ではPFIにはならないんだろうけれども、もしPFIを用いるとすれば2段目の建設に向かった公募をし、そこに委託をするというときにはそういうことがあり得るというふうに考えていいのかわかるかな。その辺のところを伺っておきたいというふうに思います。

それから3つ目ですが、事業費について、町長はC案、約15億、この範囲内で努力するんだと言いました。しかし、私は提案の内容によっては、それが大きく膨らんでいく可能性だってあるんじゃないか、2つに分けるような仕組みがもしなされてきたとすれば、それは博物館の周辺だけでも今の予算の内容になっている、予算計画の内容になっているわけですから、さらにそれが膨らんでいくということになりかねない。そうすれば、それが2倍ぐらい

まで膨らむ可能性だってあるかもしれない。そういうことになれば、これは全然話が違って  
くるわけでございます。これは町長にとっても本当に試練が、大きな決断をしなければなら  
ないような事態になりかねないという状況にもなるというふうに私は思っておりますが、そ  
こら辺まで含めて、事業の予算のところと内容というのは、昨日おっしゃられた内容でいく  
んだということで受け取ってよろしいかと、改めて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 加藤室長。

○経済恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） ただいまの御質問にお答えしていきたいと思  
います。

私のほうからは事業の位置づけ、そして、その後の金額の部分についての御説明をさせて  
いただきます。

まず、プロポーザルでの状況でございますけれども、前段というか、昨日も御説明させて  
いただきましたけれども、あくまでもエリアというふうな捉え方をしております。C案でい  
きますと博物館、そしてちょっと離れまして中村記念館、その辺の範囲だったのが、市街地  
全域を網羅することによって、渡したような考え方がされるかと考えています。と言いな  
がらも、基本はあくまでも博物館周辺にあるというふうに私は思っておりますし、そう  
いった捉え方での仕様書にしていきたいと考えてございます。あくまでも博物館の周辺、  
昨日もお話させていただきましたけれども、現在解体が予定されております、穂別地球  
体験館の跡地が有力ではなかろうかというふうに考えてございますし、そういった考  
え方を持って進めていきたいと思っております。

また、PFIの関係もお話しされておりましたけれども、デザイン、設計が別ではなくて、  
一緒と捉えてほしいんです。エリアデザインがあって、その中の博物館基本設計とい  
うのが入っていると。エリアデザイン等終わってから基本設計ではなく、あくま  
でもエリアデザインと基本設計を一緒に発注をするという考え方で、今、進めて  
ございます。

最後に、15億というお話しでございますけれども、私どもとしてはそういった事業費が、  
確かに物価高騰とかは読めないところもありますけれども、あくまでも内数での  
事業化というふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（野田省一君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうで2つ目の、PFIをいつの時点でとい  
うことで、御説明申し上げましたとおり、今回の事業につきましては、今回  
予算計上してござ

すエリアデザイン、基本設計に係る部分のプロポーザル。また、次年度以降、その成果を受けた後、実施設計と整備事業、その後の運営に係るプロポーザルを実施する予定でございます。

今回、初回のプロポーザルにつきましては、エリアデザインの作成業務と基本設計、こちらにつきましては、単体事業者または共同事業体によるプロポーザルの参加というのを予定しております、PFIによるプロポーザルにつきましては、次年度以降に係る実施設計、施設整備、その後の運営に係る部分については、PFIという形で実施していきたいというふうに考えております。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 聞くたびに新しいことが出てくるんでちょっと驚きなんですけど、まず、場所の問題について、恐竜対策室の立場から言えば、今の場所であるということになるんですが、昨日もお話しをしてお答えもいただいて、そのところは、結局出てきたのは事業者任せということなんで、それは何を言うかということ、いわゆる社会的整備、買物の対策、交通安全の対策、あるいはお風呂等、こういう社会的な課題を一緒にやろうというわけですね。

そうすると、あの場所に買物の場所を設ける、あるいは交通対策を設けるというのは本当に可能なのだろうか。交通対策の問題については昨日もお伺いしましたけれども、やはりバス問題なんかは今すぐ手をつけなきゃならない。市民の皆さんは、今すぐにでもバス時間の変更なりをしてほしいと。それに対して担当からのほうは、7年度以降ではないと、5年という形の話がございました。こういうふうに、本当にこれ、請負ったほうがそれらをどこでどうまとめるかというのが大変だなという感じを受けているんです。そういう中で、場所の問題ができないと。やっぱりこれは、ある意味で場所が分かっても構わない、仕方ないんだというふうにしていく必要があるんじゃないかというふうに私は思うんですが、改めてそのことをもう一回伺います。

それから、プロポーザルとの関係でありますけれども、1つはこれらの事業体を、事業者をどこに、全国展開で公募するのか、あるいはもう既にそういう道があるのか。これらについて伺っておきたい。当然これまで、スーパーアドバイザーの皆さんの方から、いろんな御助言もいただいているんだろうと思うんです。そこら辺の経過を含めて、どういうところにこれが、道があるんだということはおつかんでおられるんだろうというふうに思うんですけれども、それを我々の方にも明らかにしておいていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、プロポーザル、公募の関係でございますけれども、今デザインについてはプロポーザルでやりますと。その後、それ以降から建設に関わる、設計施工等に関わってはPFIでというふうに言いました。PFIのことについても改めて伺っておきたいと思っておりますけれども、PFIという形で言えば、いわゆる設計施工、そして建設、さらに昨日もお答えになりましたけれども、その後の管理運営まで一緒に携わるという形です。これが本当にできれば民間の力、お金も技術も入れていただくわけですから、本当にいいことなんです。ただそれが本当にそういうふうになれるのかどうか、その見通しについてどのように思っているのか伺っておきたい。

これまで、PFIができてから相当長い年月がたって、全国でも幾つかの大型事業がやられています。しかし、大部分が途中で事業者が撤退するということになって、この在り方がどうなのかという点では、いろんな議論を呼んでいるところです。そこら辺をどのように踏まえておるのか。私ども、これを聞いたら多くの皆さんがそういう疑問を持つだろうと思っております。その疑問にしっかりと答えていただきたいというふうに思います。

以上が拠点整備にかかった質問ですけれども、先ほど、最初の段階で質問することを忘れたことを追加して質問しますが、同じく8ページの4款、事業番号1066のゼロカーボン推進事業について伺っておきたいというふうに思います。

これは昨日、町長が宣言をいたしました。これは、全道各地のかなりの数がゼロカーボン宣言をやられております。それと比してどうなのかなということも、もっと議論しなきゃならなかったなと思っておりますけれども、それはそれとして、この中で2の内容として、これからのゼロカーボンに向かってどう取り組むかということが書かれています。私はなるほどなというふうに思いましたけれども、私は少なくともこの中に、削減目標を達成するための具体的な対策や、削減ということが3番目に書かれておりますけれども、こうしたものなんかについては、やっぱり町民の皆さんの協力というのを本当に得ていく。そういうこともやっていかなきゃいけないし、そういう方向性を町として打ち出す必要があるんじゃないかと思っています。

では、なぜかという、1つは省エネの問題であります。再エネ利用ということは、当然大きな課題で出てくるんだろうと思っておりますけれども、やっぱりこれを2030年までに一定のところまでやって、2050年に達成することになれば、これはそういう町民の皆さんのそれぞれの協力がなければいけません。果たしてその場合には、やっぱり町民の皆さんに省エネ、例えば、住宅を建てるときにエネルギーのコストを下げっていくような、そういう住宅建設を共

にやりませんかとか、そういうことを含めた省エネ対策を呼びかけていく。そういう計画をつくっていく必要があると。そのための町としての対策も考えていかなきゃならないと思っていますが、そこら辺のところはどうお考えなっているか、伺っておきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうからは、前段で御質問があった内容についてお答えをしたいと思います。

まず、エリアの関係でございます。博物館については現有の施設がございますので、合理的に考えても、その場所に建設をしていくというのが基本的な考え方なんだろうというふうに思います。すごく一般論として考えられるところと。一方、買物だとか公共交通の關係につきましては、提案内容によりますけれども、同じ場所になるのか、それとも市街地の中のエリアの中に収まる話なのかということになってくるかと思えます。

地域公共交通のお話もございました。これについては活性化協議会で今議論をして、計画を策定するという説明を昨日したところでございますけれども、基本的にバスダイヤ等々の部分については、活性化協議会が仕切って交通の確保を図っていくと。ただ、穂別地区の中の交通の在り方、仕組みというものはどうなっていくかというようなところで、町民の議論の中でされているところでございますので、そういったことも提案の中の一つとして、例えば乗り合いバスだとか、乗り合いの自動車を活用するとか、そんなような提案もあるのかもしれないというようなことで、これについては提案の中に期待をするというところでございます。

また、公募の關係でございますけれども、これは担当のほうからお答えをするということでございます。

また、PFIの關係については、次の実施計画の中でどうなっていくかという話なんで、今の段階でやるとかやらないとかという話ではなくて、まずは基本設計が出来上がって、その中で、考え方としてそういう考え方も出てくるかもしれないですけども、これを最初から当て込んで、必ずしもやるというものではないということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうからは、プロポーザルの実施に向けてについて、お答えしたいと思います。

本町につきましては、業務発注におきまして、プロポーザルで実施するための要綱を定めているところでございます。その要綱に基づき、今回プロポーザルを告示させていただくこととなりますが、現在、最終調整をしております仕様書、また、今後整います実施要領の中で、募集範囲としては、全国の事業者を受け入れるような仕組みづくりをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 栃丸主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） それでは、私のほうからは、ゼロカーボンシティ宣言についてお答えをしていきたいと思えます。

今回提案させていただいた地球温暖化対策実行計画を今年度つくって、先日もお話ししましたけれども、二酸化炭素の排出量、これを町としてどれくらい出しているのかということのしっかりした把握、それから、それを削減していくためにはどういった手だてが考えられるのか、また、むかわ町が持っている再生可能エネルギーのポテンシャルというのも調査をしていきたいと思っておりますし、議員御指摘のとおり、省エネの関係もでございますけれども、それぞれの部門というのもございます。行政が抱える部門、それから産業が抱える部門、それから民生部門というのもございます。これらの役割というのもしっかり明確にしていきたいと思っております。

そのためには、まずは二酸化炭素の削減目標というのが重要になってございます。ここをまずしっかりして、その上でどういったシナリオを立てていくかということが今年度の作業というふうに捉えていまして、それが出た時点で、まずは先ほど言った再生可能エネルギー事業、それから議員御指摘の省エネ、民間部門、家庭部門でどれだけの省エネの排出抑制の取組ができるのかといったところ。それからエネルギー関係、管理、それからサービス支援事業といったところで、地域として、例えばPPAとかエネルギーマネジメントシステムというのが、今いろいろと手法はあるんですけども、そういったところの可能性ですね。そういうところもちょっと検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野田省一君） ちょっと、まだ……

11番、北村議員。簡潔明瞭にお願いいたします。

○11番（北村 修君） 3回目ですからやりますけれども、まず、ゼロカーボンのところからいきます。そういうふうに計画をつくっていくという状況だというふうに伺いました。それで、いつこれをやるのかと。どういう年次でやっていくのかということは、今、分かる範

困であれば、出していただければいいなというふうに思っております。また、それらを我々議会のほうにもどういう形で示していただけるのか、そこを含めて伺っておきたいというふうに思います。

それから、エリア問題でありますけれども、今言われたような状況でぜひお願いをしたいというふうに思っておりますが、副町長のほうから、それはどういう形になるか、至って業者のほうの提案の内容になる。ですから、2つの建物があり得るということも出されました。私はそうなっても仕方ないだろうなと思っております。ただ、そうしたときに、事業費が膨らむ可能性があります。このところはしっかりと対応していただく、また、そういうようなことが起きた場合に、事業費が膨らむというようなことになった場合に、万が一ですよ。そうした場合、やはり元に戻って考えていただくということをしていただくということは大事なかなというふうに思っております。

ただ残念なことは、これらをこうやって何回も聞いて、同じことを聞いているというふうに今怒られましたけれども、そうならざるを得ないのは、答弁が少しずつ違っていて、今やっと副町長のほうから、建物だけでも別の場合もあり得るということが出てきたんです。そういう状況であります。私はこういう事業を進めていく場合に、我が町は過去に痛い経験をしています。相当前ですけれども、財政的に大変窮地に陥ったという経験があります。そういうことを二度と轍を踏まない、そういうふうな町づくりにぜひ努力をしていただきたいということを申し述べておきたいというふうに思います。そういう点で、改めてその点の立場をどう進めるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 町なか再生の関係では、昨日お話しした内容と極力重ならないように説明できればと思うんですけれども、まず、確認願いたいのは、今回の対象事業というのは、町なか再生、穂別地区、市街地エリアは広がっています。その中で、穂別博物館という博物館周辺エリアというのは存在しています。と同時に、町なか再生の、町なかの市街地の中心部の町なかといったところをどういうふうに導線をつないでいくんだという、エリアは穂別地区市街地全エリアです。その中で社会的な課題だとか、地域課題だとか出されているものを、解決できる道というのを探っていこうじゃないかと。ですから、博物館周辺エリアの中で全てを解決できるものではないというところで、先ほど副町長のほうからも、問題によっては、課題によっては施設対応というのも出てくるだろうと。これもまだ整備方針というのが出ていませんから、基本設計の中で、その中での御議論ということを少し考えていた

できればなど。

それと、事業費の目安でございますけれども、これ基本設計には必要不可欠なものでございます。それも青空天井ということは言えませんし、8番議員がよく言われているような身の丈に合ったといったところも含めて、それと今、うちの財源として最低これぐらいは確保できるんだというのも財政的にしっかりと見通しながら、最少の費用というのはこれだけ確保できるんだと。しかし、ものの見方によっては、その費用の圧縮を、事業費をどう圧縮していくんだというのが今回のプロポーザルの中でも提案いただきたい。

それともう一点。PFIについてでございますけれども、これも事業費圧縮の観点の一つなんですよね。はっきり言いますけれども。現段階で確定していない圧縮の観点の一つのものとして、今現在は理解していただきたい。ということで、逆に確認しておきたいなと思っています。よろしくお願ひしたいなど。

それで、どうも、どういうふうに、かなり構えないで聞いていただきたいんですけども、こちらとしても今現在、将来を見据えての、先ほど言った利用可能な財源というのも、合併特例債というのはまずは何とかなるよと。その額もある程度確定しているよと。限度ありますよと。しかし、それを全体事業費の中で頭に描きながら、どういった形でコストを、あるいは事業費を、という目安として、投資として最適な事業となるよう、町としても最善を尽くしてまいりたいと思いますので、まずは御理解願ひたい。

○議長（野田省一君） 枡丸主幹。

○総務企画課主幹（枡丸直士君） 私のほうからは、ゼロカーボンシティ推進事業についてお答えをいたします。

先ほどもお伝えしましたけれども、昨日ゼロカーボンシティ宣言をいたしまして、国、それから道については、2050年がカーボンニュートラルが一つの大きな目標ということになっています。また、2050年のカーボンニュートラルに向けて、一つのポイントが2030年かなというふうに思っています、ここまですでどれぐらい対策が打てるというのが、国のほうも地球温暖化に対する緊急的な対策ということで、2030年に向けてどれぐらい削減できるかというのが一つポイントになっています。

それを踏まえた中で、本町としてのロードマップというのを今年度中に策定していきたいと思っています、先ほども言ったように再生可能エネルギー、それから省エネルギー、そしてさらに、森林整備を促進する吸収源対策といったところも今年度ちょっと分析して、そのロードマップというのは今年度分析して、次年度にお示しをして、次年度、じゃどういっ



た再生可能エネルギーだったり、省エネルギーをそれぞれの分野別にどう重きを立てていくかという整理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 幾つか伺います。

まず、6ページの、11番議員と同じになるんですが、議会は言論の府ですから、町が提案されたことに対して、理解、納得がいくまで機会を得て議論させていただくというのは、これは義務と権利でありますから、雑音もいろいろありますけれども、私もこれはどうなのかと思うことがありますので、聞かせていただきます。

それで、今日まで聞いた中では、まず1つは262ですね、今の。私は今、一番最初にプロポーザルで公募するといったところから、実施設計と整備、工事発注のところまで、PFIというのは、設計から建設から改修、更新、維持管理、運営を行う方式というふうに、私は自分で調べた中ではそうです。だから、全て始まりから全部最後までいくのかというふうに理解していました。だから、今、菊池さんの説明で初めてのことに聞きました。もう一回プロポーザルするっておっしゃったでしょう。今回するけれども、また基本設計、納品された後にまた実施設計のところでもプロポーザルをするっていうふうに聞いたんですけれども、それはそうなのかと。

だから最初から、町はいろいろ議論して造っているんですからよく分かっていると思いますよ。でも、私どもは8月26日に初めて聞いて、そこから自分でもいろいろ調べたりして、どうなんだろうということを学んでいるんです。だからその中で疑問になっていることをお聞きしているんですから、やっぱり議論したことを包み隠さず、不安に思っている、心配している、いや、本当にできるんだろうかと思うことも含めて、おっしゃっていただいたほうが理解しやすいんです。やっぱりそれぞれ、分かっている人はいいぞと言って思っているのかもしれない。でも私は心配性なので、こんなときはどうするんだろうとか、こんなこともあるんじゃないのと思うわけですよ。一つ一つ明らかにして、不安を取り除いてくれないと、これはいいことだからやってとまらないでしょう。落ち着けと言われたから落ち着きますけれども。

だから、私はそういう立場で聞いていますから、ああでもないこうでもないという雑音は、あまり入れてほしくないなというところで確認。今、プロポーザルで公募します。実施設計

のときにこれはいいと、じゃこれを設計して、実施してくれる人をまた公募する。こういうことなのかということをおつしやいさせていただきます。予算のことは町長がちゃんと昨日、15億の範囲で、自費の予算は5億5,000万とおつしやいましたから、それは私はそういうことをお願いしたいと思って。

〔「最高で」と言う人あり〕

○8番（大松紀美子君） 思っていますから、それはいいんです。

それから、新型コロナの291なんですけれども、これ1事業50万限度で、菊池さんの説明で、車両が1台幾らでとかとおつしやいましたでしょう、説明資料の中に、ここに載せていただきましたかった。私のところにはないんですけれども、説明資料の8ページに、12番とおつしやったでしょう。12番の中には書いてないですよ。いいですよ、これでね。いいですよ。本当はここに書いて欲しかったです。言葉だけで言われても書けないんです、こうやって。だから、11しか書いていないから、12……ああ、私はもう11の次はすぐ12だと思えますから、見えていませんでした。失礼いたしました。ここにね、7の次にね。分かりました。

それから、もう一つちょっと聞きますね。8ページの1066、ゼロカーボンの推進事業なんです、栃丸さんのほうから議員に向けて、LINEWORKSで資料送って来てくれました。見てもよく分からないというのが正直なところなんです。メガキロワットとあったですね、先ほどのね。だから、むかわはポテンシャルがある町ということになって、何で切れているの。ポテンシャルがある町村というふうになっていますけれども、この辺からどんなふうに見えるのかということと、アンケートを実施すると言っていますよね。そのアンケートはどんな内容で、町民の皆さんに理解してもらわなきゃいけませんので、どんなふう、ちょっと説明には書いていますけれども、具体的に分かりやすい形でどうなっていくのかということも含めて伺います。

○議長（野田省一君） 太田主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君） 私のほうから、ただいまの御質問にお答えしたいというふうに思います。

公募型プロポーザルの部分でございますが、先日の全員協議会の際にも御説明しましたとおり、エリアデザイン、それから基本設計業務につきまして、まず公募型プロポーザルを行うという流れとなっております。その後、基本設計が出来上がりましたら、それに基づきまして実施設計、それから施工、また運営管理含めた公募型のプロポーザルを再度行うという

ような流れになっております。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 栃丸主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 私のほうからは、ゼロカーボンシティ宣言についてお答えします。

先日、議員宛てに参考資料といたしまして、環境省で公表しています自治体排出量カルテという、むかわ町、全国各市町村がどれぐらいCO<sub>2</sub>の排出量があるんだろうという、データがベース化されているものがありまして、それを皆さんにお知らせしたところです。

その中で、本町においては、特にやっぱり一番多い部門としては産業部門が36%、これは令和元年度時点です。それから運輸部門、その次に家庭部門、そして業務その他部門ということで、産業でいかにCO<sub>2</sub>を排出していけるかというのが一つポイントになると思っています。それと併せて、本町の行政面積の8割が森林を占めているというところで、先ほども申し上げましたけれども、森林の吸収源、これがかなり胆振管内でも一番高い吸収量というところで、これが一つアドバンテージとしてあるので、これを活用していきたいと思っています。もっと細かいデータは、今後、今回の計画の中で分析していくことになりますけれども、本町の特徴としては部門別ではそういうところ、あと、再エネの可能性としては、やっぱり太陽光、それから風力もございます。さらには、木質バイオマスといったところが、主たる再エネの種類かなというふうには捉えてございます。

それから、町民アンケートについてでございますけれども、今回実施しようと思っている町民アンケートについては、まず一般家庭の町民で、どれぐらいの使用実態があるのかといったところの調査をしたいと。あわせて、地球温暖化対策推進に向けた、町民の意向調査といったところも把握していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） それではちょっと確認です。

令和5年の7月以降に予定している実施設計業務委託及び整備事業工事発注で、最終的な民間の人たちの力を借りる、運営までを行うということを念頭にプロポーザル、公募をするということでもいいのか。これ確認させてください。

○議長（野田省一君） 太田主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君） ただいまの御質問に、私のほうからお答えさ

せていただきます。

議員おっしゃるとおり、令和5年になります実施設計の段階において、再度公募型プロポーザル方式により、運営委託までを考慮したPFIなりの方式を検討しながら行うという形になります。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 大変申し訳ございません、換気のため暫時休憩いたします。

再開は14時50分とします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時50分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 私のほうからも、同じく262のエリア整備について、先の先というところの考え方をひとつ伺いをしたいと思います。

昨日の一般質問から今日の質問ということで、大変熱の入った議論をしているんですけども、非常にむかわ町にとって大事な事業ですから、これも致し方ないかなというふうには思っているんですけども、そこで、これからの考え方ですね。プロポーザルが出なければ詳しい議論ができないということで、先ほどの説明では10月発注の11月選定、12月には結論を出してということになると、年明けの議論になろうかと思うんですね。そして、計画では令和5年度の4月以降、今度は基本設計でなくて実施設計に入ると。こういう状況なんですけど、これは基本的に私自身反対するものではないんですけども、こういった壮大な復興エリア整備、そういったものがこれから確立されて、もし出来上がったときに、考え方をちょっと伺いたいと思います。

というのは、壮大な復興エリア、穂別の町全体を包んだ、そういったエリア整備になるんですけども、その中で、出来上がったものに対して行政が負担をしなければならない、民

間が負担をしなければならない、この辺をきちっとしていかなければ、むかわ町が全部に関与するということになると、後々の維持管理、こういったものが大変な状況になろうかと思うんですけれども、その点まで、現在の段階ではまだ先の話ですけれども、現在、そこまで行政としての考え方を持っているのか。その点の考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 加藤室長。

○経済恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） ただいまの御質問にお答えしていきたいと思えます。

今回予定している基本設計につきましては、先ほど来、お話ししているこちらのほうからのお願いをする必須事項、そして、事業者自らが行う自主事業という2つの考え方があるのかなと思っております。当然、自主事業でやる分、いわゆる必須事業以外の部分につきましては、自ら民間さんが行う事業でございますので、それは民間さんが引き続き事業を執行するのではなからうかと想定しております。逆に、我々がいる必須事項の部分でございますけれども、その必須事項の部分におきましても、民間さんが自分たちで実施することもそれは考えられるかもしれません。

ただし、以前、全員協議会で示したように、あくまでも僕らは、穂別市街地全体でのエリアで考えておりますので、必要である博物館の機能、図書館の機能、その他の機能、こういった機能を満たしているということが条件かなと思っております。先の先でございますので、最適者というところにおいては、自らの自主性をしっかりと担保はしてあげたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 補足説明になります。出来上がった後の町の立ち位置、それから、民間の立ち位置ということをお聞きしているのかなと思われております。

その考えとしましては、今現在、基本設計の業務委託、こちらのほうはエリアデザインの中に基本設計が入っているイメージを皆さんしていただいて、今までの博物館を中心としたエリアに、プラスアルファで穂別の市街地がエリアが入っております。その中でどう基本設計として、地域課題や社会的課題、それから博物館の課題、これは先ほど町長からも答弁されていたとおり、その課題を一つ一つ基本設計で入れていくというイメージを皆さんしていただきたいと思えます。

その基本設計、エリアデザインの中に基本設計があるので、皆さんは基本的な事業の進め方でいきますと、基本設計をする、基本設計ができればそれから今度は実施設計する。そういう今までの流れとはちょっと違う、もうワンクッションあるイメージを持っていただいて、そこから実施設計に向けてPFI等の活用、これは先ほど町長がおっしゃってありました、コストを下げるために必要な手法として、そこでもまた判断していくという意味です。完成した後に、町の立ち位置と民の立ち位置、これも踏まえて私たちは基本設計で判断していくという御理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） その点では強くお願いをしたいんですね。確かに先の話ですけれども、エリア設計の段階でそこまで行政として考えていただきたい。というのは、今、町なか再生の中で、四季の館も拠点となっていますけれども、平成9年に四季の館、町民の健康と憩いということで、それが今、何ですか、道の駅とそれからホテルということで、それぞれ交流人口の形が変わってきているという状況ですけれども、町が絡んでいる以上、施設の関係でもって、修理修繕の関係で、基金だとかそういったものも積んで運営をしていかなければならない。現実的に、そういう状況というのは鶴川地区にあるわけですね。

それで今後、穂別のそういった壮大なエリア整備をする中では、設計のこういうプロポーザルの段階から既に行政として、ここまでは行政が負担していくけれども、ここからは民間が負担していくという、そういったものをきちっと最初に持って当たっても私は間違いではないのではないかなというふうに思っています。そうすることによって、将来のむかわ町の負担率というのが相当軽減されるんでないかなと思いますんで、先の話にはなりますけれども、プロポーザルの出た結論の中から、既に課内会議等も開きながら、その辺詰めてもらいたいというのが私の考え方です。よろしくお願いします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 大事なところかと思えますんで、これまでの議論と重なるかと思えますけれども、まず御理解いただきたいというのは、重ねますけれども、今回の事業費の目安、この額については御理解いただいているかなと思うんですが、今の額自体も、町としてプロポーザルをかける段階での事業費の圧縮の観点、ここは捉えていただきたい。

それと、まず観点としては、事業費の圧縮とコスト削減、これは徹底的にやるんだぞと。それと今回、社会課題だ、あるいは地域課題だという、博物館にプラスアルファの拠点施設

の整備機能というのがつくことによって、今までにはない事業を、要するに国の事業、補助制度というんでしょうか、交付金制度を持った、DXの田園都市国家の拠点整備事業だよととかるあるんですけれども、そういった今までにはない、これは一つの体得の機会として、ヒントをいただいている事業活用にもなるのかなと思っているところなんですよね。

そういったところで、有利な起債だとか、あるいは今までに取れないような交付金においても、手続、これは基本設計を行った段階で、並行して何かないのかということは積極的に国にもプッシュしておりますので、具体的な根拠を示す上でも基本設計というか、施設の具体的なイメージが明確になるのが、実施設計の前の精いっぱいの基本設計ということになるかと思っておりますので、整備方針というんでしょうかね、これも一方的に発注したから、最適提案者が一方的に提案するんじゃないかと、共同提案ということでこれからしていくんですよという段階ということで捉えていただきたいし、先ほど言った、具体は申し上げませんが、一つの活用の財源だとか、あるいは活用財源についても、最適提案者から我々が分からない知見を持った中で提案があるかもしれません。と同時に、くどいですが、事業費の圧縮、コスト削減というのを徹底していく中で、プロポーザルというのを提案していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） 行ったり来たりして申し訳ありませんが、これは6ページの復興拠点の事業の内容について。全員協議会、それから昨日の一般質問、今日の提案の中で、私自身も非常に勉強になりました。本来、議会でも特別委員会でもつくってやらなきゃならない事項でありますけれども、それに劣らない議論があったということで、非常に私としては感謝をいたしておりますし、分かりやすい説明もいただきました。ただ一つだけ疑問なのは、疑問というよりは見やすくしてほしいなという気持ちが一つだけあるわけであります。この基本の中は、いわゆる震災前の恐竜の拠点づくりがこの計画の基本にあるというふうに、私は理解をいたしております。

とりわけ、その中でもC案を採用すると、経費の面からも含めてね。C案を採用したいということも理解をさせていただきました。議論の中を見ていると、恐竜がどこに行ってしまうのかなというくらいの議論が主体で終始しているというふうに見えるわけです。これやっぱり困ると思うんですよ。せっかくここまで何十年にわたって、発掘も含めて、いわゆるむかわ竜という形まで作り上げた、その努力がどういうことで表現されることをこの計画で

明らかにやっていただきましたと。研究された皆さんには、本当にこれに命にかけるくらいの気持ちで熱意を持ってやってこられた、いわゆる実績ですよ。この中にやっぱりきちっと生かしてやらないと。それはいろんなメニューもあります。穂別での要求、要望たくさんあります。これもかなえるのも一つでありますけれども、基になるところをきちっと整理整頓してやるという、いわゆるプロポーザル、要はきちっと中身に含めてやるのが、いわゆる精神が生きるだろうと。本当の意味の穂別の住民の気持ちが前に向いて動くという方向にもつながると思いますので。フレーズとして町長は、本町と穂別町の、いわゆるつなぎという表現をされました。まさしくそのとおりでと思うんです。そういったところも含めた行政対応をするべきだというふうに思っていますんで、改めてその辺についての考えを伺いたいと。

もう一点、いわゆるゼロカーボンが宣言をされます。この拠点整備事業にいろんな面で関わって来なければ、本来の整備業務ではないというふうに私は思っていますので。先ほどの説明の中で、バイオマスあるいは風力、太陽光という話がありました。私は水という言葉は出てきてもいいんじゃないかなと思っております。ということは、本町むかわは一級河川鶴川という、水の文化で育ってきた町というふうに私は理解をいたしております。穂別には穂別ダム、さらには川東頭首工、それから川西頭首工という、3つのいわゆる水を利用すれば、可能な施設が現実としてあるわけであります。

これに仮に、いわゆる小規模水力発電、今、技術開発も進んでおりますので、それともう一つは、水利権の問題も非常に緩和されております。というところでの水資源の活用ということが、将来的に私はこの中に、まちづくりには必要不可欠だというふうに私思っていますので、私はそちらのほうの研究、今盛んにさせていただいております。そんな中で、いわゆるゼロカーボンという分野では当然必要になってくると思っておりますので、後に出てくるゼロカーボンの関連も含めて御質問させていただいておりますが、その辺のところについて、やっぱり一級河川鶴川、川の名前と町が一緒だというサミットまでつくったわけでありますから、これを生かすという政策もこの中に取り入れるべきだと思いますが、考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 財源の中で、当時の博物館周辺エリアというところの、町民の皆さんにも提示しているC案というところは、先日も申し上げたように、その上限値というのは、奇しくも合併特例債の上限値だよというところを取っていただければなど、まずはそこ。ないものを狙っても駄目なんだといったところ、上限値に近いところを狙っていくよというの



が1つ。

それと恐竜化石でございますけれども、これも言わずもがなファーストステージの地方創生の中で、3つの柱。子ども子育て、産業の担い手育成、そして恐竜化石を生かしたまちづくり、これは小坂議員もお分かりのとおり、苫小牧地方総合開発期成会の重点要望としても、恐竜化石を生かしたまちづくり、その一連として穂別博物館周辺エリアの整備を何とかというところで、当時から要望もしてきております。まだ、穂別博物館も含めた今回の町なか再生の拠点施設と、もちろん穂別博物館の真ん中に入るのは、国内最大で唯一無二のカムイサウルス・ジャポニクスといったところの展示をどうするんだと、展示棟はどうするんだといったところはもちろん真ん中に印しながら、誇れる施設整備というのは当然目指していくべきだと私も考えているところでもございます。

昨日、8番議員とのやり取りで私申し上げたかと思うんですけども、社会課題の対応、地域課題の対応という新しい視点での博物館の在り方は、これは確かにプラスアルファとして、新しい時代に見合うにはどうしたらいいかという視点はあるかと思っておりますけれども、穂別博物館で見ればカムイサウルスを展示できる古生物だとか、その他のですね、自然史博物館においては、これは時代の要請という生物多様性の保全だとか、まさに命を育ててきているんだよというSDGsの観点から、要するに地球環境について学べていける持続可能な未来、命をつなぐという点でこれがどんどんアピールできるのではないかなと。これは中心に備えているし、ましてやカムイサウルスも穂別博物館も、残念ながら近くの地球体験館は、前回にありましたけれども、地球のこれからを考えていくんだという中において、復興のシンボルとして、復活のシンボルとしてつなげていければなと思います。

それと、ゼロカーボンの関係は、言わずもがな川上から川中、川下といったようなところで恵みを受けて、これから生きていく中において、施政方針の中にも書いておりますけれども、今回、川中まちづくりだとかこういったところも中心としながら、むかわ独自の考え方の在り方、それと以前、一般質問でも省水力発電等々のお話があったかと思っております。それらも含めながら、要するに山の持っている、沢の持っている、むかわの持っている川というんでしょうか、水資源というのを生かしたゼロカーボンの、再生エネルギーの活用の仕方というのは、むかわにとってやっぱり引き出しの一つに取っておくべきだなと考えております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑。

10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） ありがとうございます。

それで、議論の中で、予算の検定がありきで議論が進んでいたような気がいたします。果たしてそれでいいのかなど。青天井というわけにはいきませんが、これだけ大きなメニューを含めた大型事業の中で、今朝の新聞にも町長の発言も含めて出ておりました。あれ見ちゃうとそれなのかというところも、逆バージョンでまた出てくるような気がいたします。じゃ穂別ばかり復興の拠点なのかと、本町の復興はどうなっているんだという議論も新たに出てくるだろうと。連動してやっぱり総合的な判断ということもこれ必要なんで、僕はあまり青天井とは言いませんが、渡った予算の中で窮屈な計画は組むべきでないという私は論者でありますので、含めて、答弁は要りませんが、頭の隅っこにでも置いていただければと。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

12番、津川議員。

○12番（津川 篤君） 番号的には262の基本設計に関わる部分ですが、昨日の一般質問の中で合併特例債、それから、町長自ら数字的なものも積み上げいく、合算していく予算も数字的に出しました。私はこの数字をもってやはり前へ進むべきだと。ここで立ち止まっているというわけにはいかないと。進めるからにはやはりそこを基本にして、先ほど10番議員から、多少なりとも膨らんでもいいからというふうなありがたい発言ありますけれども、ただそこに甘えてはならない。そうじゃなく、やはりそこは最低限努力をするということが基本だろうというふうに思いますんで。

私は、例えばこの設計図、これ8月28日にもらっているんですよ。そして皆さん、この周辺エリアというふうな、昨日の質問にもたくさんあったんですけども、こういうものを見たら、おのずからどこを開発していくかということなんですよね。当然理解していなきゃならない。これを無視して言っているのなら私は分かりますよ。ただ、せっかくなつくたものが、それを活用されないというのであれば、これは何を提示しても私は駄目だというふうに思いますんで、先ほど10番言ったように青天井ではありません。はっきり言って、やはり町民負担の大きくなるような、そういうような基本設計が、今回はあくまでも基本設計ですから、基本設計を前へ進めることによって、歩みを止めないということをお大前提にやっていただきたいということを私は願って、町長からちょっと答弁を願います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 町なか再生計画の全体というのは、これは両地区がこれまで手がけられてきている、両地区の方々の検討委員会の皆さんの熱い思いがここに籠もっているんです

よね、まずは。その中で地域課題もありますし、プラス社会的に解決しなければならない脱炭素だとか、DXだとかSDGsだとか、向き合わなければならないというときに迫られているということもやっぱり理解し合わんと駄目かなと。と同時に、図面を提示させていただきました。ありがたいお言葉だと思っています。せっかくできた図面をどこかのポイントで捉えていただくのではなくて、全体の事業形態というのはどうなっているのか、そこに書き切れないものは次にむかわ地区につながるんだよというのを、段階的に捉えていただければなというのが私の思いでございます。

それと、これを進めるに当たっての一つの観点として、やっぱり一つの事業費の抑えというのは、これはどこにおいても出てきます。ましてや基本設計を発注しますよと言ったら、じゃどのぐらいの額をまず目安にするのといったときには、ある程度の財源というのも描きながら、それと有利な、これからそれをベースにしながら、まだ圧縮かかりますから、起債だとか交付金だとか、こういったところも狙いながら、手続申請や審査もあるんだよと。あくまでも防災先導型の町として、震災復興を図るんだというこの事業。これが一つの、これからのむかわの災禍を受けた町としての、防災を起点にしたまちづくりの一助となるんだというところを皆さんにしっかりと、そして、支援をいただいた皆さんにも感謝の思いを返していく上でも、この事業というのには前進加速化、そして住民合意も含めながら、スピード感を持って進めていきたいと思っております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、中島委員。

○7番（中島 勲君） この、いわゆる穂別地区における投資は、よくよく考えるとコロナ禍にあって、財務も非常にきつという中での大型投資なんですね。これは私は、こういうチャンスというか、いろいろ合併債等々ありますからこれはよろしいかと思っております。

ただ1つ気になるのは、例えばこの壮大な計画が15億ですか、なったと。なった後、その後どうなるんですかということ。ランニングコストがですよ。これは言うまでもなく、今の四季の館もそうなんです。九千何百万ですか、毎年いっているわけですね。ああいうパターンというのはずっと町の行政に影響してくるんです。四季の館も終わってしまってから言いませんけれども、これからかかる壮大な計画について、極端に言えば恐竜を展示する博物館、これらの維持費、ランニングコスト、これをどういうふうにご考慮されるのか。まだこれから、プロポーザルですから出てきませんが、基本的な考え方。これをお聞かせ願いたいと思っております。

それからもう1つ言わせてもらいますけれども、町長は経費は抑える、圧縮する、圧縮すると言いますけれども、これはやっぱり一般の町民の方に伝わるわけです。そうすると、例えばオーバーした場合に何だと。あの答弁何だというふうになるような気がします。ですから、それは分かるんですけども、あんまり抑えろ、抑えろという表現は私は使わないほうがいいかなと。極端抑えるぐらいでいいです。だって、実際にプロポーザルがどれくらい数字が出るか分からないわけですから、こちらの腹積もりは15億ですか、持っているけれども、実際にどういう見積り来るか分からないわけですから、分からない中で圧縮します、削減しますと言ったって、これはちょっとやっぱり砂上の楼閣ですよ。ですから、あんまり言わないほうがいいと思います。だけれども努力してください。さっきのランニングコストですけども、特にこれは気をつけていただきたい。これはこれからの町の将来の財源に影響するわけですから。

それともう一つは、今言うのはどうかと思いますけれども、これは実現すると思います。しなきゃならんと思います。そのときに、建物なり施設ができてこれで一段落というんじゃないんです。ここから出発点なんです。私はそう考えています。ですから、この出発点を基にして、例えば1年、2年に1回、いろんな方面から意見を聞いて、総括をして、運営ですよ。運営について総括をして、どういう方向がいいのかと。あるいは観光客の流れだとか、町民の皆さんの感覚だとかいろいろあります。これを幅広く聞いて、一年一年ステップを踏んで、前へ進めていったらいいんじゃないかなというふうに思います。

私の意見はまだまだ言いたいですけれども、まだこれからプロポーザルですから、あまり過程についてあんまりしゃべりたくありませんので、この辺で終わらせますけれども、ランニングコストについて、町長の考え方をお聞かせください。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 御意見の部分は今後の時間も見ながら、時節を図りながら、しっかりと参考にさせていただきたいなど。それと、くどいですがけれども、事業費の関係の事業費の圧縮の観点、コスト削減の観点、これは言わずもがな一つの基本設計を発注する前段の、町としての姿勢として受け止めていただきたいかと思えます。

そこでランニングコストというのも、これも今の段階でランニングのコストという言葉で、議論を答弁を返していればいいのかどうか分かりませんが、一つ、中島さんも監査委員という立場を御経験かと思えます。中期財政フレームというのが、今の財政を町で管理する一つの扱いの基本となるところがあります。これも持続可能な行財政というのを構築するために、

必要な歳出の削減、御案内のとおりですね。それと基金の確保及び活用。さらには、地方債の計画的な活用などの全般的な取組を示す健全な財政運営だとか、予算編成における基礎数値とされております。これ今現在、令和3年度から令和7年度までの期間の取扱いとなっているところでございます。御承知のとおりです。そこでこのフレームは、通常ベースの中での町の収入に見合う適正規模に応じた予算編成、そして執行の指針ともされているところでもございます。

議員も御存じかと思うんですけども、さきの、今の前の、前段の中期財政計画、このフレームにおいてもあの震災を受けて、一時大型事業の配置だとか、フレームを上回る、当時ですね。震災を受けたときに上回る予算規模となったところもあります。しかし町としては、その年度の前後で調整できるものは調整していくぞという向き合い方をもって、国だとかあるいは道の財源確保、そして有利な地方債、さらには特定目的基金等々の活用によって負担軽減を図って、今の健全化の指標というのも何とか確保してきているところでもございます。

そういったことも含めて、フレームにおいて、財政フレーム、ここでしっかりと行財政管理を行って、健全性の確保、判断というのを図っていくように、今後も調整していきたいと考えております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） 分かりました。

それで、最後ですけども、そういう大きな投資に対する影響が、繰り返しますけれども、ランニングコストの関係であるとか、あるいは収入で言えば、もろもろの財源の見通しが外れたとかあり得ると思うんですね。その辺を慎重に進めていただきたいと。そして、この事業を前へ進めていくべきだと思います。

○議長（野田省一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、8ページ、5款農林水産業費から、11ページ、9款教育費までについて質疑はありませんか。

10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） 9ページの141900、森林環境譲与税の積立金の流用になるんでしょうか、この内容についてちょっとお伺いをさせていただきたいと思いますが、いわゆる公園

に、後に出てくる公園費のほうに流用というか、使う内容の減額補正予算だと思います。

本来、基金に積むということは、目的指標、予算がマンドで余ったというか、余剰金については積み立てると。譲与税の目的というのは本来あるわけでありまして。それが、森林行政の公園行政に流用するという中身について、たまたま予算的に基金にあるから、いわゆる公園の整備のほうに流用するということなのか、本来譲与税が使用されるべき森林整備、いろいろな範囲があるわけでありまして、その範囲の一環に公園行政があるのか。今、森林整備、本来譲与税が使われるべき本来の姿の森林の整備に必要性がなくなったのか。その辺のことを明らかにしていただかないと、譲与税の本来の目的から、私は今の段階では外れてい るのではないかという認識なんであります。使って悪いとは言いません。使っては駄目だとい う多分制限もないと思いますが、この制度が出来上がってそれほど年数もたっておりませ ん。これは国民1人1,000円ずつの負担をもっておるわけでありまして、そんな意味では、 本来の日本国の森林に対する整備が遅れているよと。東北震災の復興税に代わって国民から もらって、本来の使い道というのは公園整備ではないというふうに私認識いたしますし、こ れがどんどん余って使い勝手がなくなったということであれば、公園行政に一部反映させる ことも結構であります。今の段階で、私は森林整備が潤沢に整っているというふうには理 解をいたしておりません。中でこれが流用されているという理由を一つお聞かせをいただき たい。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） ただいま森林環境譲与税の充当先事業の、充当の考え方につ いての御質問でございますけれども、議員御指摘のとおり、本来あるべきところは森林とい うもの、環境保全、そういったものも含めましてきちんとした整備がされるように、また、 そのことが環境、それから災害の防止、そういったものにつながるというのがまず根幹とし てあるわけでございます。

そういった中で、今回公園の事業に充当していったところの背景としましては、これはま ず、公園の整備ありきという事業ではございませんで、その中に、整備の内容については、 木材、町で生産された、あるいは道で生産されるような、そういった森林から産出される材 を利用してそういった部分、木材が利用されるといったような部分を活用していくといった ところに充当するという、まずはそういった目的を持って、森林環境譲与税が適正に使われ ているという部分で判断し、整備した、こういった予算を組み立てさせていただいたところ でございます。

まず、今年の森林整備の予算でございますけれども、国の配分されました公共预算につきましても、庁内の各事業体のほうから要望のありました内容で、十分潤沢についたというようなことも伺っております、今後の基金額の保有というものも考慮したときに、そういったものが十分措置されていなかったときの備えといたしまして、私ども単独で用意しています私有林の整備事業への促進事業の部分として、どのぐらい基金保有が必要なのかといった部分。

それからもう一つは、災害等に備えた中で保有をしておかなきゃならないということで、今回そういったものも考慮した中で、基金を積立てさせていただいたところでございますけれども、そういった中で、今年は公共の部分が十分に措置されたというところで、私有林についても、それほど町で用意したほど執行されないのではないかという見通しの中から、まず、過去に積み立てさせていただいた基金のほうを充当させていただき、その上で、今後に向けた部分についての事業の展開というものも図れる見通しが十分あるという中で、今回まず展示効果、木材利用という部分で、町民で浸透できるような可能性のある空間のほうで利用していくということを考えて、事業を展開させていただいたという状況でございます。

○議長（野田省一君） 10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） 悪い、駄目だという、そういう定義で私は話しているつもりはありません。

ただ、むかわ含めて3町、いわゆる震災、被災林が非常に多いというところは日本中で見ているわけです。その中での流用、いわゆる譲与税。これはある意味、国民一人一人、町民一人一人が見ているという背景があります。特にむかわ町は模範となるべき地域だというふうに理解いたしておりますので、安易には言いませんけれども、これからまた潤沢に来る譲与税の使い勝手が全国、全市町村ばらばら。これを統一するために、総務省でもいわゆる予算の配分についても、今、編成している最中であります。

使い勝手よく、森林整備に使うべき趣旨の予算でありますので、その辺の趣旨というか、考え方をよく理解した使い方を今後についてはしていただければ、私もほかへ行って大きな顔して、うちの町はこうやって使っているぞと。ぜひこういう形で、税金を有効利用すべきだということが言えますので、模範となっていきたい。

以上です。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） ただいま御指摘のあったとおり、譲与税、国民全員からお預

かりしている大切なお金というふうに認識をしております。

そういった中で、まず私有林を中心とした部分での森林整備への活用、それから、町民の方が利用される空間における、そういった木材、生産材のそういった部分に触れる場面ですね。そういったところの空間での活用、やはり町民の方にそういった部分で利用させていただくということ、そういったものを中心に据えながら取り組んでいくという部分と、また、この後の予算の中でも御提案させていただきますけれども、森林の再生、被災した森林の部分でもそういった部分では災害があつて、森林整備を止めてはならんという部分でも、私もそういった部分でもこういった活用というものを念頭に置いておりますので、今いただいた御指摘というものを踏まえながら、執行管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） コード番号が1410の鳥獣対策事業なんですけれども、これに関連しての質問といたしますか、意見なんですけれども。

〔「質問でしょ」と言う人あり〕

○7番（中島 勲君） 質問ね、分かりました。

これについて、いつも同じような形で駆除の経費が出てくるわけですけれども、この駆除の経費の算出、まず算出基礎はどこから来ているのかということをお教えください。

○議長（野田省一君） 高木参事。

○農林水産課参事（高木龍一郎君） 私のほうから、鳥獣対策事業の御質問に対して御説明させていただきます。

まず、今回の補正予算は駆除ではなく、ヒグマが出没したときにパトロールをしてもらう、猟友会のほうにですね。いわゆる被害が及ぶのかどうか、それからヒグマの出没状況はどうかということ、パトロールをしていただく予算でございます。

算出基礎としましては、令和4年の特殊作業員単価2,638円を基礎としまして、いわゆるヒグマのパトロールという危険性だとか、特殊性を考慮しまして、1時間当たり2,700円ということで、積算の単価とさせていただきます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから4ページまでの1、総括、2、歳入全般について質疑ありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり25ページから28ページまでの予算総則、第1表歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

これで議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書（直診勘定補正予算第2号）、事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質問ありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 全般についてということなので、看護師さんが退職されたということで、この間のむかわ町、コロナの感染者がどの地区で出ているかというところは報道しないということになったんですけれども、やはり医療機関が感染者が増えているということで、大変な状況だったと思うんです。その中で、こういう看護師さんが退職されたということで、本当に大変な状況だったと思うんですけれども、その辺の影響だとか、私どもも医療機関がどういう状況だったのかということは気にしておりましたので、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

人材派遣委託料が1,300万ということなんですが、これは何人分で、どのぐらいの期間の予算というふうになっているのか、併せて伺います。

○議長（野田省一君） 西事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（西 幸宏君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

確かに、感染者がかなり、特に第7波と言われております8月中旬ぐらいですね、お盆明けぐらいに関しては、かなり受診される方が増えてというところで、こういった今回の診療所におきます、看護師が不足しているという中での対応はかなり厳しいものがありました。具体的には、やはり発熱外来の方が受診でかかりますので、その都度医者におきましては、完全防護の、一般的にはよくフルPPEと言いつた言い方されていますけれどもそういった装備、それと併せて看護師も一緒についていって、検体採取とかということをやっておりましたので、その間、そうですね、そちらの検査のほうに人が取られるというところもありまして、外来

で、例えば定期でかかっている患者さんとかもおりますので、そういった方を若干お待たせするよなという状況はございました。

今回の派遣の委託料に関して、補正をお願いしているというところでございますが、まず、人数に関しては派遣職員4名を想定してございます。期間に関しましては、年内、この後、10月以降ですね。12月末までの部分という形で一旦考えてございます。あわせて、職員の関係についても、今、募集をかけておりますので、要はそこまでのつなぎというようなイメージで、派遣看護師を当てたいというふうに考えてございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり29ページ及び30ページの予算総則、第1表直診勘定歳入歳出予算補正の全般について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり31ページ及び32ページの予算総則、第1表歳入歳出予算補正の全般について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり33ページの全般について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）に関する別冊説明書、

事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般、別冊配付議案書つづり1ページから3ページまでの予算総則、第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費の全般について質疑はありませんか。

5番、東議員。

○5番（東 千吉君） 今の繰越明許の関係だったんですけれども、これ歳出、事業番号2550及び2540、合わせて総合計で45か所でございますけれども、これはあれですか、復旧事業の補助としてやったときに、年内あるいは年度内に補助金の支出がないという解釈になるんでしょうか。

○議長（野田省一君） 高木参事。

○農林水産課参事（高木龍一郎君） 林道施設被害、それから農業施設被害につきましては、年度内の執行を基本としつつ、それでもやっぱり春にならなければならない事情がある方に限りまして、繰越しというふうにご考慮させていただきます。

○議長（野田省一君） 5番、東議員。

○5番（東 千吉君） 先ほどの説明で全額というふうにお伺いしたので、ちょっとお伺いしたんですけれども、いわゆる小規模災害です。約2,500万程度で45か所、そんなに大きな事業でございません。恐らく現場の内容によっては、秋の収穫作業後の事業発注とかでやると思うんですけれども、大きくないので早い段階では1週間とか、あるいはもっと長くいっても年内、冬も来ていますけれども冬までに年内、あるいは年度内でほぼほぼ終了するという部分については、随時この補助金の支出をするというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 支出につきましては、随時着手されたものから一定の期間、設けた中で支出を出させていただきたいと考えてございます。

○議長（野田省一君） そのほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第57号の質疑を終わります。

これから議案第53号から議案第57号までの5件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第53号について反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第53号の討論を終わります。

次に、議案第54号について反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第54号の討論を終わります。

次に、議案第55号について反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第55号の討論を終わります。

次に、議案第56号について反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第56号の討論を終わります。

次に、議案第57号について反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第57号の討論を終わります。

これから議案第53号から議案第57号までの5件を採決いたします。

採決の順番は議案番号とします。

初めに、議案第53号を採決します。

お諮りします。

議案第53号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号を採決いたします。

お諮りします。

議案第54号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号を採決します。

お諮りします。

議案第55号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号を採決します。

お諮りします。

議案第56号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号を採決します。

お諮りします。

議案第57号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

再開は16時ちょうどとします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 4時00分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第19、意見書案第9号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の

助成を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、大松紀美子議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 意見書案第9号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書（案）について趣旨説明をさせていただきます。

超高齢化社会を迎えている現在のわが国では、加齢性難聴者が年々増加している現状にあります。日本補聴器工業会の調べによれば、日本の人口に対する比率は11.3%で世界3番目に多いと報告されています。

一方、補聴器の普及率（2018年）は、日本の難聴人口の14.4%となっており、イギリス47.6%、ドイツ36.9%、フランス41%、アメリカ30.2%（2015年）に比べ非常に低い水準となっています。

その背景として、①補聴器の価格が片耳3万円から20万円と高く、保険適用も無く、諸外国と比べて国からの補助体制が極めて不十分であること、②難聴治療に対しての啓蒙が適切に行われてこなかったことなどが指摘されています。

欧米では確立されている公的補助制度が日本ではいまだに確立されていません。高齢者の多くは年金生活者です。高額な補聴器を購入することは家計に与える影響が大きく、所有が簡単ではありません。

一方で、耳が聞こえにくい・聞こえないことが、高齢者の社会参加や再雇用などの大きな障害となっており、高齢になっても生活の質を落とさず心身ともに健やかに過ごすことが出来れば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながります。

こうした状況に鑑み、国は、高齢者が経済的な理由によって補装具の購入困難を強いられ、日常生活や社会生活に制約が加わることがないように、補聴器購入に公的助成を行うよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第20、意見書案第10号 防衛費を対GDP比2%以上に大幅増額することに反対する意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を願います。

11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 読み上げます。

意見書案……

〔「マイク、マイク」と言う人あり〕

○11番（北村 修君） 意見書案第10号 防衛費を対GDP比2%以上に大幅増額することに反対する意見書（案）について提案説明をさせていただきます。

岸田首相は、米国等々の要求に基づいて、日本も防衛費をGDPの2%に引き上げる、そういうことを決めているようであります。しかし、2%に防衛費を引き上げるということは、総額で11兆円を超えるものでございます。この結果、日本は、そうなりますと世界3番目の、アメリカ、中国に次いで日本と、3番目の軍事大国になりまして、大変な事態を招くことになるわけであります。

その中で、敵基地攻撃能力という形のものが今、出されております。こうしたことになれば、先日、初めて日本の自衛隊が米軍と一緒にあってハワイ沖で軍事演習をしたそうであり

ますが、こうした延長で、アメリカがする戦争に日本が敵基地攻撃能力の内容をもって攻め込んでいくということになりかねません。そうすると、私たち日本国民が大きな被害を受けていくことになります。

さらに、この意見書にあっては、11兆円というお金をつくり出すということになれば、当然、その財源をどこに求めるかという問題になります。ここでは、国民の負担あるいは赤字国債へということ述べさせていただいております。赤字国債ということは、いわゆる戦前の戦費国債と同じでありまして、戦後、日本は新しい憲法の下に財政法がつくられて、この戦費国債、赤字国債でそうしたものを賄うということを否定してきております。こうした点からいっても、これは間違っただけと言わざるを得ません。

そういう上に立って、今、日本の経済は、このコロナ禍に加えアベノミクスの失政、さらにはその下での円安、さらにロシアによるウクライナ侵略などで大きな影響を受けて、異常な物価高騰の危機に直面しています。そうしたことが多くの皆さんの暮らしを直撃している状態にあります。したがって、そういうような国民総生産の2%を軍事費に投じるような余裕はないということを私たちはきっちり指摘をしなければなりません。

私は1948年の生まれであります。戦後3年目にして誕生したことから、戦争については直接経験をしておりません。しかし、この間、私は戦争を経験しないで済みましたけれども、この間、私たちが戦争に関わらないで来たわけではありません。日本を基地にしてベトナム戦争が行われ、その前には朝鮮戦争が行われ、日本が戦争に巻き込まれる機会がたくさんございました。しかし、そのこのところをストップをかけてきたのは、憲法9条であります。この平和憲法があったからこそであります。

今、日本がなすべきことは、この憲法9条を生かして平和外交に努めながら、その唯一の被爆国として、そうした条件も生かしながら、今、アジアに向かい、世界に向かってこの平和憲法の立場を宣言し、貫いていくことでもあります。そうしてこそ日本国民の平和と安全が守られる、そういうことを強く願いながら、この日本が戦争に巻き込まれる、あるいは参加していくような、そういう事態をつくり出さないためにも、GDP比で2%の防衛費になるということは、軍事費になるということはやめていただきたいということを強く求める意見書でございます。

以上を述べまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。皆さんのいろいろな思いはあろうかと思っておりますけれども、どうぞ御審議のほどよろしくお願いして、よい決定をくださいますようお願いを申し上げます。



以上であります。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

1番、栗原議員。

○1番（栗原健一君） 今回の防衛費に対する増額に対する反対する意見について、反対の立場からお話しさせていただきます。

ロシアのウクライナ侵攻後、世界の安全保障環境は激変し、日本の安全保障政策に対する世論の関心が高まっています。各国は相次いで防衛費の増額を図っておりますし、日本も周辺地域の有事に備え防衛力を強化する必要があると考え、私は、防衛費増額は致し方ないと思われま。

よって、この意見書に対し反対の立場といたします。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 軍事費の増額ということは、2%にすることで世界第3位の軍事大国になるというふうに言われています。戦争を仕掛けられたときに備えるというのではなくて、やはり平和憲法を持つ国として、平和外交によって戦争を回避するという道に進むべきだというふうに思っています。

そして、5兆円もの税金が必要とされていますけれども、今、国民、私たちも含めて、生活はどうなっているかというところ、コロナ禍が長く続いて、そして、ロシアのウクライナ侵略によってすごい物価が上がっています。国民は苦しみ続けているここ数年だというふうに、そういう実態にあると思います。軍事費にそんな5兆円もさらに使うのではなくて、国民の暮らしを支えるための政策に使うべきだというふうに考えて、この意見書に賛成するものです。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（野田省一君） 起立少数です。

本案は否決されました。

---

### ◎意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第21、意見書案第11号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を願います。

5番、東 千吉議員。

[5番 東 千吉議員 登壇]

○5番（東 千吉君） この意見書は、先般の道議会定例会で意見書採択されたものをむかわ町議会へ提案させていただくものでございます。

お手元に配付した資料で趣旨説明の部分をお目通しいただきながら、私のほうからは、要望事項について朗読をもって説明と代えさせていただきます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

要望。

1 道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、道路関係予算の所要額を確保すること。

2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。

3 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。

また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策・無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること。

4 橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

5 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

よろしく願いをいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第22、意見書案第12号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番、東 千吉議員。

〔5番 東 千吉議員 登壇〕

○5番（東 千吉君） 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）でございます。

道教委は、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行い「公立高等学校配置計画」をすすめています。また、「これからの高校づくりに関する指針」においても、依然として「望ましい学級規模を4～8学級とし再編整備を進める」としており、地域の要望や実態をまったく踏まえたものとなっていません。こうしたことから、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村も増加しています。2022年2月にまとめられた「『これからの高校づくりに関する指針』検証結果報告書」では、「一定の学校規模の確保に向けた再編は、主に同一市町村内で実施してきたが、市町村を越えた通学可能圏内での再編も検討」と今後の方向性が示されており、ますます統廃合がすすむことが懸念されます。

「配置計画」によって地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者もまた経済的負担が大きくなっています。子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村では、こうした課題を克服するため、通学費や制服代、教科書代の補助や、やむなく市町村立移管とするなど、地域の高校存続に向け独自で努力しています。しかし、本来これらの努力は設置者である道教委が行うべきであり、各自治体に責任を負わせている実態は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障すべきである教育行政としての責任を放棄していると言わざるを得ません。このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大するなど、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情にそぐわない「指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について要望します。

記。

1 道教委「これからの高校づくりに関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的に見直すこと。

2 すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。

3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4 しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、地域の高校存続を基本とし、子どもたちにとってゆたかな高等教育が実現できるように、高校のあり方について検討をすすめること。

5 中卒者数の減少や定員割れを理由とした機械的な間口減や募集停止ではなく、公私比率にも配慮し、地域や子どもたちが将来を見通せる「持続可能な高校」の配置やあり方について、地域住民が納得できる形で計画を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしく願いをいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第23、意見書案第13号 安倍晋三元首相の「国葬」について国会で徹底した審議を行うとともに、弔意の強要を行わないことを求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第13号、安倍晋三元首相の「国葬」について国会で徹底した審議を行うとともに、弔意の強要は行わないということを求めての意見書案でございます。

手持ちに文言が、文書があろうかと思しますので、少し加えて説明とさせていただきます。

政府は、9月27日に安倍元首相の国葬を行うというふうにしております。しかし、これが発表されて以来、国民の間でこの国葬をめぐる様々な議論が日に日に高まってまいりました。つい先日のマスコミ調査でも、どのマスコミでも、「国葬はすべきでない」、これが6割を、あるいは6割を超える、そういう事態にまで国民的議論がなされてきております。

この国葬をめぐることは、歴史的に見れば、戦前の時代には国葬というのがありました。特定の天皇等々の関係であります。しかし、これは戦後、今の日本国憲法、これがつくられ、そして大事なことは、この中で最も中心的なのは、主権は国民、主権在民、そして基本的人権、これが憲法の中心部分を占めるということから、これの、それまでのこの国葬という定義はこうした状況になじまないということで、叱声をいたしました。このときに、歴史的に見れば、それまでなかった土地や金を持たない人たちの選挙権、さらには女性の皆さんの選挙権が、この憲法が基本的人権を大事にするということで認められた中で、初めて日本ではつくられました。そういう歴史の中で進められてきたものであります。

ですから、戦後、吉田元首相の国葬というのはありましたけれども、それをめぐっても大議論があり、その後、総理大臣の国葬は行われていません。なぜなら、内閣法制局から、法的根拠が明確でない、いわゆる憲法に認められない、こういうふうな状況から行われてこなかったものであります。それが、なぜ今回、このような形で提案されてきているのか。そこに国民の皆さんの大きな怒りがあるからであります。

さらに、この国葬をめぐる今、明らかになってきているのは、この事態は憲法の第14条、法の下での平等に反すること、さらには憲法19条の思想及び良心の自由、こうしたことに反す

ること、つまり基本的人権に反するということは、大問題になってきていることでもあります。ここでは東京弁護士会の内容として紹介をさせていただいております。

ですから、今、特に学校、子どもたちへの弔意の強要はあってはならない、子どもたちの生きる権利、学ぶ権利、そういうものに対する重大な侵害になるということで、これがまた全国的に大きな課題、議論になっております。

ですから、この意見書では、そうした状況を踏まえて、9月27日に予定している国葬を再検討し、国会で徹底した審議を行うとともに、弔意の強要をいささかも促すことがないようにすることを求めます。いうふうに、ただこれだけであります。国葬がいいとか悪いとか言っていない。いうふうにして求めている意見書でございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出をするものでございます。どうぞ皆さん、深い御理解をいただき、御決定くださることをお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

1番、栗原議員。

○1番（栗原健一君） この国葬に関しての意見書に関して、反対の意見を述べさせていただきます。

賛成の人からは、長期政権を担った首相として国際的に知られた安倍首相を評価し、国葬は弔問外交の場として必要だとする声が聞かれます。「弔意の強要を行わないことを」とありますが、誰も弔意を強要、強制してはいません。国葬になったからといって、日本国民全員が安倍さんを弔意するなどという必要はないわけでありまして、税金の支出たる費用については、後の検証が必要ではありますが、国葬となると海外から弔問者が集まり、有益になり得る外交の場が生じられると考えられますので、今回の意見書に関して反対といたします。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

ほかに……。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） いないかと思ってびっくりしました。

この意見書は、国葬がいいとか悪いとかを述べているわけではありませんし、国会できちんと、何の規定もない、決まりもない、法律で決められていない国葬を行うことをきちんと議論してほしいという意見書ですので、これは、国葬に賛成する人も、反対する意見を持っている人でも、やはり民主主義国家ですから、国会できちんと議論するということは当然のことだと思しますので、賛成といたします。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（野田省一君） 起立少数です。

本案は否決されました。

---

#### ◎意見書案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第24、意見書案第14号 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の靈感商法などによる被害者を救済するとともに、政治との癒着を究明することを求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、中島 勲議員。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の靈感商法などによる被害者を救済するとともに、政治との癒着を究明することを求める意見書案。

むかわ町議会会議規則第14条の規定により、上記意見書案を別紙のとおり提出します。

先立って、この提出するに当たっての理由を若干述べたいと思います。

いわゆる統一教会による靈感商法などの被害は、意見書案にも書かれておりますけれども、例えば親が3,000万円の超える本を買わされたとか、それを借金して苦勞しているとか、あ



るいは祖父の財産を1億円以上で寄附したと、それを後から請求しても答えてもらえないというような問題が続出しておりまして、これは9月5日から8日までの4日間で相談件数は796件というふうに発表されております。

特に私が申し上げたいのは、この問題に関して、新聞等々で言われておりますからその言葉を借りますけれども、宗教二世という方々の救済についての問題であります。これは、親が借金で、多少、幼少時から家庭崩壊やあるいは孤立に苦しんでいる二世議員、この方々は、親との愛情を断ち切ることができず、さりとて親の信じている宗教、これを否定することもできず、そのはざままで独り悩んでいるというのが現状じゃないかと考えます。この問題は、地域のボランティア活動あるいは社会福祉活動、この類いの活動には限度があります。また、地方自治体の力では解決不可能だと思っております。そこで、やはり国に要請するのがベターでないかと、最善でないかと、こういうことに端を発しまして、この案を提出いたしました。

前もって案をお配りしておりますので、朗読して案に代えさせたいと思います。

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の霊感商法などによる被害者を救済するとともに、政治との癒着を究明することを求める意見書（案）。

全国霊感商法対策弁護士連絡会によると全国で霊感商法による被害で寄せられている相談件数は1987年～2021年3月で3万4,537件、1,237億円にもものぼると言われています。「旧統一教会」は信者に対する高額名献金の強要や、不安をあおって商品を売りつける「霊感商法」を行ったことが社会的な問題になっています。「旧統一教会」による「霊感商法」については、最高裁判所が「社会的に相当な範囲を逸脱した行為として違法と評価せざるを得ない」と損害賠償を認める判決を出すなどしています。政府においては「旧統一教会問題関係省庁連絡協議会」を設置し、被害者の救済に取り組むとしていますが、一時的なものにとせず、継続しての相談窓口の設置等、被害者を救済するための手立てをとることが必要です。

また、旧統一教会と、政治の癒着についての問題に国民の怒りが広がっています。「旧統一教会」が世界平和統一家庭連合へと名称を変更する際に、文化庁がそれまで名称変更を拒否していたにも関わらず、2015年に一転して認証したことに、政治的な圧力があつたとの指摘もされています。朝日新聞の世論調査（8月27日・28日実施）では、政治家は「旧統一教会」との関係断ち切るべきとの声が82%にもものぼっています。これらの世論を受け止め、政府は政治家と「旧統一教会」の結びつきを明らかにするとともに、関係を断って、国民からの信頼を回復することを求められています。

政府においては、「旧統一教会」の霊感商法による被害者救済を誰一人取り残すことがないように行うとともに、政治家と「旧統一教会」の癒着について国民に疑念が生じることがないように徹底した究明を行うこと求めるものです。

なお、この宗教二世につきましては、本当に気の毒な気もいたします。

どうぞこの宗教二世の立場に立って今回のこの案を審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

御 　　よろしくをお願いいたします。

○議長（野田省一君）　趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

5番、東議員。

○5番（東　千吉君）　この意見書の出され方に疑問を持つ立場から意見を述べさせていただきます。

まず、内容ですけれども、1、霊感商法による被害者救済、それから、2、政治家との癒着についての究明、この2つのテーマは論点が違います。1つずつ論点を整理した意見書ということであれば私も考えるところでございますけれども、この意見書はそれぞれの明確な意見書になっていないということで、賛同しかねます。

○議長（野田省一君）　次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村　修君）　賛成の立場から討論をさせていただきます。

今、御意見もございましたけれども、大事なことは、これは世界平和統一連合、旧統一教会、元の名を国際勝共連合というふうな名前で行われていたところでございます。この団体が、この日本の中であって、多くの人々にカルト的なそういうものをもって、そして多額の寄附をさせたりなどの行為で、たくさんの方が被害を受けていること、そして、日本の多くの女性が韓国まで連れられていき、合同結婚式のような形で、集団結婚式という形で勝手に

結婚させられ、そして様々な悩みを抱える事態に陥っている、こうした事態が進められている。それに対して、この団体と一緒に自民党の政治集団が、知らなかったという側面もあるので、一緒になって行動し、そして選挙応援等々の支援を受けて、一方で、このカルト集団に対して、そこに参加をし、それが、その集団が、統一教会が行うそういう物事に対して広告塔の役割を果たすという形で進められて、そうしたことが被害をたくさん広げる事態になってきています。

この統一教会、勝共連合等々の基本的なスタンスは、今言われているジェンダー平等の立場ではなくて、言ってみれば、家父長制度を追求し女性を蔑視扱いする、そういう内容であります。だから、あの集団結婚式にあっても、そういう事態が進められているものであります。

私どもの町にあっても、1980年代、私も何回かお会いしました。恵まれない子どもたちのために寄附をください、このつぼを買って恵まれない子どもたちに寄附に充ててください、こういうことでお金を集めて、これが韓国、北朝鮮等々にお金が流れ、それは戦前の、あの戦前の時代を持ち出して、日本が侵略したあの戦争は悪い、だから、日本はサタンで、悪魔であるから、そういう奉仕をするのは当たり前、これがこのカルト集団の内容であります。

こうしたものに対して、たくさんの方が今、宗教二世という話もございましたけれども、そういう被害者が続出している。先ほど説明ありましたように、非常に大きな金もありますけれども、今、直近で言えば、政府がやっと重い腰を上げて、相談所を国が設けました。5日間で約1,000人近い方が相談に見えているそうであります。そして、それも九十数回連絡を取ってやっとつながったというぐらい、たくさんの方たちが、国が設けているこの統一教会の被害に対する相談会、それだけ押しかけているということです。残念ながら、この相談会、1か月だそうであります。これを長くしてほしい、これが今、その関係者の話のようでございます。

私は、そうしたことを考えると、こうした意見書をやっぱり全国各地から持ち寄って、そして、その救済が一日も早く行われ、そして、日本の政治の中にこうした誤った理解が、実践がされないようにするために、この意見書をぜひとも可決させていただき、送付していただきたい。強く求めて、賛成の意見とするものであります。

以上であります。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（野田省一君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

---

#### ◎所管事務等調査報告の件

○議長（野田省一君） 日程第25、所管事務等調査報告の件を議題といたします。

本件について、別紙配付のとおり、総務厚生常任委員長及び経済文教常任委員長から所管事務調査報告書が提出されております。

調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生常任委員長（大松紀美子君） 特にありません。

○議長（野田省一君） 経済文教常任委員長、報告はありませんか。

○経済文教常任委員長（東 千吉君） 記述のほかはありません。

○議長（野田省一君） これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

---

#### ◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（野田省一君） 日程第26、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申

出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議員の派遣に関する件

○議長（野田省一君） 日程第27、議員の派遣に関する件を議題といたします。

本件については、胆振管内町村議会議員研修会の開催が予定されていますとともに、道内行政視察を予定したいと考えております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思っております。

なお、日程の変更など細部の取扱いについては、議長に一任願いたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君） これで本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回むかわ町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時54分